副　本

乙第15号証

宮崎地方裁判所延岡支部　御中

陳述人

住所　宮崎県延岡市山月町３丁目
４７８０番地２

氏名　吉田　誠　㊞

生年月日　昭和５５年１１月１０日

陳　述　書

１　陳述人の略歴

私は平成１７年４月１日に延岡市役所に入庁しました。その後、平成２３年４月１日に延岡市議会事務局に異動し、平成２４年４月６日から平成２６年４月８日までの間に総務財政委員会担当書記に任じられておりましたので、以下のとおり述べさせていただきます。

なお、平成２５年４月８日に同委員会書記を解かれて以降は、福祉教育委員会担当書記を経て、現在は経済環境委員会担当書記に任じられています。

２　岩崎信氏が延岡市議会に陳情書を提出してから、延岡市議会総務財政委員会で審査するまでの概要

第１１回延岡市議会定例会（平成２５年２月２６日開会、平成２５年３月２１日閉会）の会期中である平成２５年３月４日に岩崎信氏を発信者とする延岡市議会議長宛の、請願書５件及び「請願書」と「請願又はこれに類するものについて」と題するＰＤＦファイルが添付された電子メールを延岡市議会事務局（以下「議会事務局」という。）

乙第15号証から乙第29号証まで
提出　㊞

右正写しました。被告指定代理人
松田康寿　㊞

が受信しました。

岩崎信氏は、電子メールにて送信した請願書の取扱いに対する当日中の回答を議会事務局に求めるとともに、書面で持参提出が必要な場合は、翌日持参するが、経費を本市に請求する可能性がある旨を示唆しました。

同日、議会事務局 議事係 福島昌宏主査(当時。以下「福島主査」という。)が、岩崎信氏に対して「普通地方公共団体の議会に請願しようとする者は、議員の紹介により請願書を提出しなければならない」とする地方自治法の規定により、請願書としての取扱いを希望する場合は、延岡市議会議員の紹介が必要であること、文章中の文言を「陳情」に改めれば、「陳情書」として提出することが可能であり、提出後の取扱いは、議会で判断される旨を電子メールで回答しました。同時に、提出方法、提出期限について明示し、請願書・陳情書作成等に関する費用は、負担できないことを伝えて、理解を求めました。

翌３月５日、岩崎信氏は議会事務局に対し、地方自治法が憲法に違反しているのであり、自分は「請願」として受理されることを第１希望、「陳情又はこれに類するもの」として受理されることを第２希望とするとのメールを送信し、議会事務局が受信しました。

同日、岩崎信氏が、本人が言うところの「請願」と、「請願」を「陳情」に変更した表紙を持参し、応対した福島主査が、陳情書として受理しました。

なお、「意見公募手続条例案説明書」についても、同陳情書に付属する書面として同時に受理しています。

陳情は、国又は地方公共団体等の公の機関に対し、一定の事項に関して利害関係のある者が、その実情を訴えて、相当の措置を要望する事実上の行為のことをいい、請願が日本国憲法第１６条の定めるところにより国民の基本的人権の一つとして保障されている請願権に基づくものと異なり、陳情は、法律上保障された権利として行使するものではなく、事実上の行為であるとされています。

そのため、陳情は地方議会によっては、衆議院方式にならって、委

員会に参考送付としているところもありますが、延岡市議会の場合は、郵送のものを除き、所管の委員会に付託し、審査の上、その結果を議会に報告して審議されています。

岩崎信氏が提出した５件の陳情も、延岡市議会で取り扱う他の陳情と同じく、陳情第１３号『「延岡市議会基本条例案に関する意見公募手続」の再実施を求める陳情』及び陳情第１４号「延岡市議会基本条例案に関する意見の賛否表明を求める陳情」の２件は議会基本条例制定特別委員会に、また、陳情第１５号「電子メール応答４８時間規則条例の制定を求める陳情」、陳情第１６号「延岡市行政手続条例の改正を求める陳情」及び陳情第１７号「意見公募手続条例の制定を求める陳情」については総務財政委員会に付託され、それぞれ審査が行われました。

第１１回延岡市議会定例会における総務財政委員会の審査日である平成２５年３月１４日午前１０時から同委員会で議案、請願、及び陳情の審査が行われました。

同定例会において、総務財政委員会に付託された案件は、議案第７４号延岡市一般職職員給与条例の一部を改正する条例の制定他１１件の議案、継続審査となっている請願１件、陳情２件及び同定例会で付託された陳情３件の合計１８件でした。

それぞれ議案等の審査が始まる前に私が議案の審査に係る参考資料があるものは総務財政委員会委員に配布しました。その後、議案等の担当課の説明、質疑、討論、採決が行われました。

午後零時４分頃に議案１２件の審査を終え、しばらく休憩となりました。

午後１時に総務財政委員会の会議を再開し、同委員会に付託された請願・陳情の審査が行われました。

まず、陳情第１５号「電子メール応答４８時間規則条例の制定を求める陳情」の審査にあたり、延岡市企画部経営政策課高浜公善課長（当時）から陳情内容に関する本市当局の取り組みの現状など、審査の参考となる説明を受け、総務財政委員会委員が質疑や意見を述べた後、

同委員会委員長が「本陳情は採択すべきものと決するに異議はないか」と同委員会委員に諮ったところ、同委員会委員から「異議あり」との声が上がったため、同委員会委員長が挙手により採決を行うことを宣し、陳情第１５号を採択することに賛成の委員の挙手を求めたところ、挙手した者は認められなかったため、陳情第１５号は不採択とされました。

次に、陳情第１６号「延岡市行政手続条例の改正を求める陳情」及び陳情第１７号「意見公募手続条例の制定を求める陳情」が一括して審査されました。審査の前に私が、陳情第１７号に関しては「意見公募手続条例案説明書」を委員に配布し、延岡市総務部総務課穴井誠二課長から陳情内容に関する本市当局の取り組みの現状など、審査の参考となる説明を受け、総務財政委員会委員が質疑や意見を述べた後、同委員会委員長がまず、陳情第１６号について「本陳情は採択すべきものと決するに異議はないか」と同委員会委員に諮ったところ、同委員会委員から「異議あり」との声が上がったため、同委員会委員長が挙手により採決を行うことを宣し、陳情第１６号を採択することに賛成の委員の挙手を求めたところ、挙手した者は認められなかったため、陳情第１６号は不採択とされました。

続いて、同委員会委員長が陳情第１７号について「本陳情は採択すべきものと決するに異議はないか」と同委員会委員に諮ったところ、同委員会委員から「異議あり」との声が上がったため、同委員会委員長が挙手により採決を行うことを宣し、陳情第１７号を採択することに賛成の委員の挙手を求めたところ、挙手した者は認められなかったため、陳情第１７号は不採択とされました。

その後、陳情第８号「住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める意見書の提出に関する陳情」及び陳情第９号「国民の権利を支える行政サービスの確保を求める意見書提出に関する陳情」並びに請願第５号「ＭＶ２２オスプレイの普天間基地配備及び宮崎県内低空飛行訓練に反対する決議を求める請願」が審査され、午後２時３０分頃閉会しました。

3　第１１回延岡市議会定例会で岩崎信氏が提出した陳情並びに総務財政委員会が審査した議案、請願及び陳情の一覧

(1)　岩崎信氏が提出した陳情の一覧

①陳情第１３号『「延岡市議会基本条例案に関する意見公募手続」の再実施を求める陳情』

②陳情第１４号「延岡市議会基本条例案に関する意見の賛否表明を求める陳情」

③陳情第１５号「電子メール応答４８時間規則条例の制定を求める陳情」

④陳情第１６号「延岡市行政手続条例の改正を求める陳情」

⑤陳情第１７号「意見公募手続条例の制定を求める陳情」（添付書類「意見公募手続条例案説明書」を含む。）

(2)　総務財政委員会が審査した議案、請願及び陳情の一覧

議案等の番号	議案名	審査結果
議案第７４号	延岡市一般職員給与条例の一部を改正する条例の制定	原案可決
議案第７５号	延岡市長の給料の特例に関する条例等の一部を改正する条例の制定	原案可決
議案第７６号	延岡市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の制定	原案可決
議案第７７号	延岡市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定	原案可決
議案第７８号	延岡市税条例の一部を改正する条例の制定	原案可決
議案第８７号	延岡市ＥＴＯランド速日の峰条例の一部を改正する条例の制定	原案可決

議案 第８８号	延岡市末越レジャーパーク条例の廃止する条例の制定	原案可決
議案 第９９号	定住自立圏形成協定の一部変更（五ヶ瀬町）	原案可決
議案 第１００号	工事請負契約の締結（新庁舎建設１期建築主体工事）	原案可決
議案 第１０１号	工事請負契約の締結（新庁舎建設電気設備工事）	原案可決
議案 第１０２号	工事請負契約の締結（新庁舎建設空調設備工事）	原案可決
議案 第１１５号	工事請負契約の締結（新庁舎建設給排水衛生設備工事）	原案可決
請願 第５号	ＭＶ２２オスプレイの普天間基地配備及び宮崎県内低空飛行訓練に反対する決議を求める請願	取り下げ
陳情 第８号	住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める意見書の提出に関する陳情	採択
陳情 第９号	国民の権利を支える行政サービスの確保を求める意見書提出に関する陳情	採択
陳情 第１５号	電子メール応答４８時間規則条例の制定を求める陳情	不採択
陳情 第１６号	延岡市行政手続条例の改正を求める陳情	不採択
陳情 第１７号	意見公募手続条例の制定を求める陳情	不採択

４　「意見公募手続条例案説明書」の総務財政委員会委員への配布

本書の「２　岩崎信氏が延岡市議会に陳情書を提出してから、延岡

市議会総務財政委員会で審査するまでの概要」の中で述べたように、私は「意見公募手続条例案説明書」と題する書面を総務財政委員会の中で全委員に配布し、陳情第１７号の陳情書の内容とともに審査されました。

以　上

乙第 16 号証

次長	局長	委員長	議長

議会運営委員会記録（第２０回）	書記氏名	稲　村　　斎	

開催月日	平成２５年３月６日（水）	開催時間	自　１６時２４分 至　１６時３１分	開催場所	中小企業振興センター５階 会議室２

会　派	氏　名	出欠	会　派	氏　名	出欠
委員長	佐藤　誠	出			
副委員長	髙木　益夫	出			
延岡きずな自民の会	稲田　雅之	出			
友愛クラブ	熊本　貞司	出			
友愛クラブ	本部　仁俊	出			
公明党市議団	西原　茂樹	出			
社民党市議団	太田　　龍	出			
のべおか市民派クラブ	甲斐　正幸	出			
議　長	佐藤　　勉	出	副議長	小田　忠良	出
その他の出席者	平田信広　議員（日本共産党）				

件名	１．陳情の特別委員会付託について

議　会　運　営　委　員　会

	（　開会　16：24　）
佐藤　誠　委員長	ただいまより議会運営委員会を開会する。協議前に皆様に報告する。 平田議員には、オブザーバーとして出席を頂いている。承認をお願いする。 本日は、今期定例会に提出された陳情のうち、特別委員会に付託することが適当と思われる陳情があるのでその取扱いについて協議を行う。先例では、「設置されている特別委員会に関係する請願等については、議会運営委員会に諮ったうえで当該特別委員会に付託する」ことになっている。そのため、配布した「陳情文書表」の「陳情第１３号」及び「陳情第１４号」については、その内容が、議会基本条例に関係するものなので、議会基本条例制定特別委員会に付託したいがよいか。
	（　「異議なし」と呼ぶ者あり　）
佐藤　誠　委員長	異議がないのでそのように取り扱う。なお、この２件の陳情は、３月７日の本会議で付託することを議決したうえ、特別委員会に付託されることになる。文書表にあるそれ以外の陳情については、それぞれの委員会に付託したい。また、今回、５件の陳情を提出された方から、別紙資料のような文書も同時に提出されているので配布しておく。
佐藤　誠　委員長	以上で本日の協議は終了したが、ほかに何かないか。
	（　「なし」と呼ぶ者あり　）
佐藤　誠　委員長	ないようなので、以上で議会運営委員会を終了する。
	（　閉会　16：31　）

陳情文書表（その１）

第11回延岡市議会（定例会）　　平成25年3月

陳情番号	件名	受付年月日	議決結果
１２	年金2.5%の削減中止を求める意見書の提出に関する陳情	H25.2.20	
	陳情者住所氏名	付託委員会	
	延岡市野地町１丁目4151番地１ 全日本年金者組合延岡支部 支部長　甲斐　勝士	経済環境	

陳情番号	件名	受付年月日	議決結果
１３	「延岡市議会基本条例案に関する意見公募手続」の再実施を求める陳情	H25.3.5	
	陳情者住所氏名	付託委員会	
	延岡市北川町長井4940番地 岩崎　信	議会基本条例制定	

陳情番号	件名	受付年月日	議決結果
１４	延岡市議会基本条例案に関する意見の賛否表明を求める陳情	H25.3.5	
	陳情者住所氏名	付託委員会	
	延岡市北川町長井4940番地 岩崎　信	議会基本条例制定	

陳情番号	件名	受付年月日	議決結果
１５	電子メール応答48時間規則条例の制定を求める陳情	H25.3.5	
	陳情者住所氏名	付託委員会	
	延岡市北川町長井4940番地 岩崎　信	総務財政	

陳情文書表（その２）

第11回延岡市議会（定例会）　　平成25年3月

陳情番号	件名	受付年月日	議決結果
１６	延岡市行政手続条例の改正を求める陳情	H25．３．５	
	陳情者住所氏名	付託委員会	
	延岡市北川町長井4940番地 岩崎　　信	総務財政	

陳情番号	件名	受付年月日	議決結果
１７	意見公募手続条例の制定を求める陳情	H25．３．５	
	陳情者住所氏名	付託委員会	
	延岡市北川町長井4940番地 岩崎　　信	総務財政	

乙第 17 号証

次長	局長	委員長	議長
宮田	湊	上田	佐藤

議会基本条例制定特別委員会記録	書記氏名	福島昌宏	印

開催月日	平成25年3月8日（金）	開催時間	自 11時 12分 至 11時 55分	開催場所	中小企業振興センター 5階 会議室2

委員の出欠	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	委員長	上田 美利	○	委員	河野 治満	○
	副委員長	本部 仁俊	○	委員	稲田 和利	○
	委員	三上 毅	○	委員	小田 忠良	○
	委員	佐藤 大志	○	委員	佐藤 裕臣	○
	委員	平田 信広	○			
出席議員	なし					
説明のための出席者	なし					
傍聴	なし					

議案等番号	件名	結果
―――	パブリックコメントの取り扱い（1件）について	受理・公表決定
―――	条文（第6条）の修正について	修正決定
―――	施行後の条例検証について	会派持帰り協議
陳情第13号	延岡市議会基本条例案に関する意見公募手続の再実施を求める陳情	不採択（全員）
陳情第14号	延岡市議会基本条例案に関する意見の賛否表明を求める陳情	不採択（全員）

議会基本条例制定特別委員会記録

開会 11時 12分

上田美利　委員長	ただいまから議会基本条例制定特別委員会を開会する。 はじめに、先日の委員会において取り扱いを協議したパブリックコメントのうち、正副委員長預かりとなっていた意見について協議する。 本件に関しては、2月27日に正副委員長において意見提出者と面会し、前回委員会での協議結果等を説明したところであるが、提出者からは、公に募集したのだから必ず公表すべきであるという強い求めがあった。 そのため、副委員長と協議を行った結果、提出された意見については、条例そのものに対する考え方の相違、また、年齢が記載されていないといった点があるものの、そのことをもって正式に受理せず、公表しないということにも無理があると考えている。 また提出者も、自身の意見が公表されるのであれば、条例案の審議については、最終的に議会が判断することであるという点については理解されていた。 そこで提案だが、別紙資料のような形で公表してはどうかと考えている。 配布した資料とともに、提案に対するみなさんの意見をいただきたい。
小田忠良　委員	当初の予定どおり、提出意見を公表するのだから、こういった形で良いと思う。
稲田和利　委員	受理した上で議会としての意見も付して公表すべきだと思うので、これで良いと思う。
上田美利　委員長	では、提案した資料のように公表したいが、異議はないか。 （「異議なし」と呼ぶ者あり） 異議がないので、そのように対応する。
上田美利　委員長	続いて、2月20日に開催の議員研修会の中で、講師から要望として出された、基本条例第6条に関する条文の修正について協議する。 内容は、第6条の条文中に「年1回以上定期的に」という文言を入れてほしいというもので、それを反映させた場合の条文は、協議事項資料のとおりとなる。 意見等はないか。 （「講師提案が良い」と発言する者あり） では、講師提案のように修正することにしたいが、異議はないか。 （「異議なし」と呼ぶ者あり） 異議がないので、そのように決定する。 本件については、会派への報告をお願いする。
上田美利　委員長	続いて、基本条例施行後の条例検証のための体制について協議する。 これも先の議員研修会においてのことだかだ、講師からは、基本条例施行後も委員会を存続させ、ぜひとも条例の検証を行ってほしいとのことであったが、本件に関し、意見等はないか。
稲田和利　委員	どういった形にするかは別として、5月以降の議会構成に関する検討の中で、条例検証のための新たな体制づくりは必要だと考える。
小田忠良　委員	条例施行後は、特別委員会の設置、もしくは区長会、学識経験者等を含めた会議の設置なども含め、検討していく必要がある。
稲田和利　委員	特別委員会を設置した中で、評価や検証に関して、必要な場合は外部の方の意見も伺うような場を設けることも一つの方法ではないか。
上田美利　委員長	条例の検証だけでなく、その他の改革事項も含め検討するための組織づくりも必要ではないかと考える。

稲田和利　委員	議会改革を目的とした特別委員会を設置し、基本条例検証も含めた改革等に関して協議を行っていくと良いのではないかと思う。
本部仁俊　副委員長	トータル的に改革を協議できるような組織が必要だと考える。
上田美利　委員長	本件に関しては、一度会派に持ち帰り、次回委員会で再度協議したいが、異議はないか。 （「異議なし」と呼ぶ者あり） では、各会派でのご協議をよろしくお願いする。
上田美利　委員長	続いて、今期定例会において本特別委員会に付託された、陳情第13号及び陳情第14号の審査を行うが、付託された2件の陳情については、いずれも基本条例案に関するものなので、一括審査したいが、これに異議はないか。 （「異議なし」と呼ぶ者あり） 異議がないので、一括審査する。 これより、陳情第13号　延岡市議会基本条例案に関する意見公募手続の再実施を求める陳情及び陳情第14号　延岡市議会基本条例案に関する意見の賛否表明を求める陳情の審査に入る。 本2件の陳情に関し、質疑・意見等はないか。
本部仁俊　副委員長	まず、陳情第13号について、議会としては基本条例案に関してパブリックコメントに加えて、市民説明会も実施し、145人参加していただいた中から、多くの様々な意見をいただけた。これは今回、同時期に提案を予定している県内各市議会でも行っていないことだと思うし、説明会では、様々な意見もあったが、我々の条例案や説明会を実施したことに対しても一定の評価もいただけたものと思っている。次に、陳情第14号について、市議会では市民へのアンケートを実施し、2854人の市民の方々からの結果を十分参考にしながら、基本条例案の作成に取り組んできた。また、条例案完成後も市民説明会を開催して意見を伺った。我々としても2年間、何のための条例かを考えながら取り組んできた結果、今期定例会で特別委員会作成の条例案を提案しようとしているのではないか。
稲田和利　委員	我々の基本条例案については、パブリックコメントと合わせて、説明会も実施し、今後議会が取り組んでいく方向を直接市民に説明した結果、多くの方々に理解してもらえたと思っている。
上田美利　委員長	質疑を終了する。 一括して討論はないか。 （「なし」と呼ぶ者あり） 討論を終了する。 これより、まず、陳情第13号　延岡市議会基本条例案に関する意見公募手続の再実施を求める陳情を採決する。 本陳情は、採択すべきものと決するに異議はないか。 （「異議あり」と呼ぶ者あり） 異議があるので、挙手により採決する。 本陳情は、採択すべきものと決するに賛成の皆さんの挙手を求める。 〔挙手採決〕 賛成者はない。 よって、本陳情は不採択すべきものと決定した。
上田美利　委員長	次に、陳情第14号　延岡市議会基本条例案に関する意見の賛否表明を求める陳情を採決する。 本陳情は、採択すべきものと決するに異議はないか。 （「異議あり」と呼ぶ者あり） 異議があるので、挙手により採決する。

	本陳情は、採択すべきものと決するに賛成の皆さんの挙手を求める。 〔挙手採決〕 賛成者はない。 よって、本陳情は不採択すべきものと決定した。
上田美利　委員長	以上で、付託された陳情の審査は終了した。 なお、ただいま審査した陳情の委員長報告については、正副委員長に一任いただきたいが、異議はないか。 （「異議なし」と呼ぶ者あり） 異議がないので、そのように取り計らう。 本日の協議は以上だが、そのほか何かないか。 （「なし」と呼ぶ者あり） 次は３月18日に委員会を開き、本日持ち帰り案件の協議と条例案の最終確認、最終日の委員長報告等に関して協議する予定である。 これをもって議会基本条例制定特別委員会を閉会する。 **閉　会　11時　55分**

■議会基本条例制定特別委員会　協議事項

日　時：平成25年3月8日（金）
場　所：議会委員会室

=協議事項①=

◎パブリックコメント（1件）の取り扱いについて

=協議事項②=

◎第6条（議会活動報告会）について

原　　案	※研修講師提案
第6条　議会は、市民に対し、議会で行われた議案等の審議及び審査の内容について報告する議会活動報告会を定期的に開催しなければならない。 2　（略）	第6条　議会は、市民に対し、議会で行われた議案等の審議及び審査の内容について報告する議会活動報告会を毎年1回以上定期的に開催しなければならない。 2　（略）

=協議事項③=

◎施行後の条例検証について

=協議事項④=

◎付託陳情の審査について

延岡市議会基本条例(案)パブリックコメントに寄せられた意見の概要と意見に対する市議会の考え方（P1）

関係条項等	寄せられたご意見
前文	修正案：「延岡市議会は正当な選挙によって延岡市民に選出された代議員によって構成される立法決政機関であり、市民の自由と幸福の増進を目的として、市民と議員が討議を行う場所である。 かつて、聖徳太子は、「十七に曰く、夫れ事独り断（さだ）むべからず。必ず衆（もろもろ）とともに宜しく論（あげつら）ふべし。」と示し、明治天皇は、「広く会議を興し、万機公論に決すべし。旧来の陋習を破り、天地の公道に基づくべし。」と誓した。 我々は、言論表現の自由を妨げるあらゆる圧力を排し、法の下の平等原理により、老若男女相まみえ、自由な議論を盛んにすることが求められている。 我々は、憲法の「主権在民」「個人の尊重」「地方自治の本旨」に則り、又、欧州地域自治憲章（EuropeanCharter of LocalSelf-Government）、世界地域自治憲章（WORLD CHARTER OF LOCAL SELF-GOVERNMENT）の理念に賛同し、延岡市民の協力によってできることは県や国の干渉を招くことなく、その自由意志によって、我々と子孫のために幸福な社会を築いていかなければならない。」 趣旨：議論が成立するためには自我が確立していること（個人の独立）と、人と人の間の対等な関係（儒教的上下差別排除）が必要条件である。 ※市長に関する言及は必要ない。 ※「二元代表制」という語は不適切の感がある。議会は議会の自由独立を最大限追求すればよい。あえて言うならば「二権分立制」である。執行権と立法決政権は全く役割が違うものであることを認識すべし。同じ役割の機関が２つあるわけではない。 ※この前文は主権者である市民の立場からのものではなく、議員、議会が主体となって市民を捉えている。憲法の主権在民原理にそぐわない。
第１条	修正案：「この条例は、議会に関する基本的事項を定めることにより、議会における市民と議員の自由な討論を保証し、市民の幸福増進に寄与することを目的とする。」
第２条　第１号	「議決機関」→「立法決政機関」とする。 「公平性及び透明性」とともに、何よりも「独立性」が重視、確立されなければならない。
第２条　第２号	「提言」は弱い語調ではないか。「提示」はどうか。意見書提出は素晴らしい。地域主権の拡大のためには、場合により、裁判所への求裁定も必要である。
第２条　第３号	開かれた議会であるためにはどうあらねばならないのか、何をどうしなければならないのか、を規定するのが条例である。
第３条　第１号	「福祉」という語は社会福祉、老人福祉等のみであるかのように連想されかねないので「幸福」度を向上させることを目標とすべし。市民幸福度世界一を目指すべし。延岡市は自殺率の実質世界一の地域であることが直視されなければならない。
第４条　第１項	「１人以上」としなければならない。憲法13条「個人の尊重」理念に反する。あるいは「会派」の規定は不要である。削除すべし。
第５条　第１項	そのためには予算案、議案等は会議期日前にHP等で公開し、世界中に意見、修正案、対案を求めなければならない。すべての情報が公開されるのが当然であるから「積極的に」というのは違和感あり。何をどのように公表しなければならないかを規定するのが条例である。何をどうのようにしたら市民との協働を図っていることになるのかを規定するのが条例である。 「努めたが何もしなかった」状態を招くことを防止するのが条例である。
第５条　第３項	当然である。 これまでの会議における議場の市長とその職員が座っていた場所は本来市民が座るべき場所である。市長とその職員は議員の資格はないのであるから、地方自治法第百二十一条により、執行府の職員を議場に呼び出すのは最小限にとどめなければならない。市長職員も自粛しなければならない。市長職員は年間会議開催時間の２分の１を越えて会議に出席することはできない規定を設けること。
第６条　第２項	事前報告は事後報告と同様に重要である。

延岡市議会基本条例(案)パブリックコメントに寄せられた意見の概要と意見に対する市議会の考え方（P2）

第７条	「開かれた議会」とはどのような状態なのかが問題。第一に市民の最大多数が参加できる時間帯でなければならない。市民が会議において発言可能な状態でなければならない。あらゆる情報があらゆる方法で直ちに公開されなければならない。あらゆる方法による会議の記録、写真撮影、録音録画、放送が妨げられないものでなければならない。これらの「思いやり」が表現されなければ市民と共に立つ議員集団とは言えない。 地方自治法第百二条の二により、通年会期制とすべきである。毎週土曜日の夜７時等の時間帯が望ましい。欧米の先進民主主義国では当然の慣行であり、日本でも通年制に移行する自治体が増加しており、基本条例に規定が盛り込まれている。定例会期制では市長による専決処分濫用、議会招集権問題を避ける事ができない。 議員報告会、説明会等は常に夜７時から開催されていることを考慮すれば、本会議も同様に毎週開催できるはずである。
第８条　第１項	自由討議の場では市長に限らず、誰もが対等独立互尊の関係が維持されなければ議論が成り立たない。
第８条　第２項	一問一答式→「一題集中式」とする。：1 問に対して１回答えたらそれで終わりという誤解を招く。質問対回答の呪縛から脱し、意見対意見の構図にすべし。
第８条　第３項	修正案：「何人も自由な質問発言を妨げられない。」 市長に限らず、疑問があれば誰でも質問できるのがあたりまえな自由討論である。
第９条	閉会中、開会中にかかわらず文書による質問回答ですむ問題はわざわざ議場に呼び出して問答儀式を行う必要はない。
第 11 条	市長が予算案を提出する前までに、議会は立法決政府として独立して予算案を策定しなければならない。その後両案を対比し、修正作業を行うものとする。市長の予算案はあくまでもタタキ台である。原案可決という事態はあってはならないことである。
第 12 条	法律によって禁じられていないあらゆる事件が議会の議決すべき事件である。
第 13 条　第３項	他の市町議会、例えば栗山町議会では全ての案件、陳情、請願について議員の賛否をHP 公表している。 「重要な議案」に限定する理由はない。秘匿性を連想させる表現は極力排除されなければならない。
第 14 条	他の市町の議会基本条例と比較すると本市案は「自由」という語が注意深く避けられている。全文の中で「自由」の使用回数は栗山町９回、都城市７回、小林市５回に対し、延岡市１回のみである。 議員の発言が積極的であるのは当然であり、積極的でないのであれば議論を妨げるのは何であるかを考察しなければならない。不自然な議会規則、権威、上下年齢差別、議員バッジ等ではないだろうか。自由に議論できるための必要条件づくりが先決である。延岡市ほど自由な言論が求められている地域はない。100 回以上この条例案の中で「自由」が出てきても少ないくらい自由のない地域である。自由がない→自主性がない、幸福度が低い→創造性がない→起業がない→県民所得低化→自殺率実質世界最高、となっている。 議会基本条例の元祖である栗山町の条文を参考したい： 『（ 自由討議による合意形成） 第９ 条 議会は、議員による討論の広場であることを十分に認識し、議長は、町長等に対する本会議等への出席要請を必要最小限にとどめ、議員相互間の討議を中心に運営しなければならない。 ２ 議会は、本会議、常任委員会、特別委員会等において、議員提出議案、町長提出議案及び町民提案等に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の自由討議により議論を尽くして合意形成に努めるとともに、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。 ３ 議員は、前２ 項による議員相互間の自由討議を拡大するため、政策、条例、意見等の議案の提出を積極的に行うよう努めるものとする。』 これは執行府の出席を最小限化することが不可欠であることを認識している。執行府員がいなくなればその代わりに市民と向き合わざるを得なくなる。ドイツ、アメリカ、イギリス等、民主政治先進国で住民が会議に参加して発言する機会のない市町村議会はないはずである。傍聴するのに住所氏名の記帳を要求される国はないであろう。「傍聴」ではなく「参会」としなければならない。

延岡市議会基本条例(案)パブリックコメントに寄せられた意見の概要と意見に対する市議会の考え方（P3）

第15条	常任委員会制度は廃止し、本会議中心の議会制を採用すべし。そもそも常任委員会制は、常時無数の法案が出されるアメリカでは審議迅速化のために意義あるものであるかもしれないが、議員立法（立条例）が皆無に等しい延岡市議会においては有害である。 議員は特定分野の議案について審議するために選ばれたのではなく、「市民の代表」として、市民の意向を反映するために議会に送り込まれたのであるから、全ての議案審議に参加し、住民の立場で行政を統制する責務がある。
第18条	ドイツの自治行政学校、市町村研修所、公務員養成学校並の教育機関が必要である。日本国内のみを見ていては井の中の蛙である。民選議員をパブリックサーバント（公員）の傀儡化する構図から脱却しなければならない。
第20条	議会の独立性を確保するためには事務局職員の採用は議会の責任による公募制でなければならない。執行府の職員の出入りは禁止されなければならない。1972年までのアメリカ統治下の沖縄の琉球政府（執行府）に対して琉球立法院は予算編成権と立法権を独占しており、29人の議員に140人の職員が補佐していた。
第24条	会議ファシリテーター（進行役）専門家の意見によれば、自由討議が活発であるためには15人以下の定数が適当である。それ以上であれば指名なしの発言が困難になる。 もう一つの条件は、地方自治法第百十二条の規定により、議案提出は12分の1以上の賛成が必要、と規定されており、12人以上の定数であれば2人以上の賛成が必要となるから、憲法13条「個人の尊重」に反することになる。1人の議員の背後には多数の支持市民があり、その支持者が望む議案を審議採決にかけることができないのは不合理であり、参政権侵害である。議員提案が多すぎて処理できないほどの件数があるのであればこのような制限も考慮されることもあるかもしれないがほぼ皆無の状態である。議員一人で議案提出可能であるためには12人以下でなければならない。市内各地域から最低1人の議員を確保し、残りの定数枠は得票数順の当選とする。 どのような議案も審議採決にかけてその結果を市民に公表し、次期選挙時の決定資料とすることに意義がある。最初は1人のみの意見であっても審議を進めるうちに賛同者が増えるものである。
第25条	市議員報酬は実費弁済程度に収めるのが民主政治先進国共通の慣行である。ボランティアによる自主的な政治が尊重されなければならない。報酬がなくても議員になって延岡市を改善したいという市民を募ることが第一選択肢であり、応募者がない場合にのみ報酬の増額を検討すべきである。そのためには議会の開催時間が誰でも参加できる時間帯、午後7時以降でなければならない。 業績に見合わない報酬は、餌とされて執行府 Public servant（公員）の家畜となる有害なものである。
第26条　第1項	「傍聴規則」は「参会規則」とする。あるいは会議規則の中で規定する。 会議規則は自由討議が活発になるように改めなければならない。「会議規則」と「基本条例」を分ける必要はない。一本化可能である。
その他	会議の種類：発言権のある者に応じて、4つに分けることができる。 （民議会）市民と議員のみの会議 （民議執会）市民と議員と執行府の会議 （議員会）議員のみの会議 （議執会）議員と執行府のみの会議 民議会を主たる会議とし、議執会は月間民議会開催時間の総数の2分の1以下でなければならないものと規定する必要がある。
その他	会議規則について 自由討議のルールについて 延岡市の姉妹都市であるアメリカのMedford市の議会規則には「同一事項について、議員は3回、又は15分以上話すことはできない、市民及び請願陳情者は10分以内話すことができる。」とある。

延岡市議会基本条例(案)パブリックコメントに寄せられた意見の概要と意見に対する市議会の考え方（P4）

	自由討議のためにはこの程度の制限のみで十分である。Medford 市の議会規則を参考に延岡市の議会規則を再構成する必要がある。 カリフォルニア州の公開会議法（Bagley-KeeneOpenMeeting Act、RalphM. Brown Act）には、「会議や委員会は原則公開で開催され、公開の場において政策決定をしなければならない。」「会議等の開催にあたっては、議題等を既定の日数前に市民に通知する。」「会議等の開催にあたって、出席者の氏名や個人情報を収集してはならない。」「会議等での写真撮影や録音を認める。」「会議等で市民が発言する権利を確保する。」との規定がある。 延岡市議会基本条例においても同様の規定が最低限盛り込まれなければならない。アメリカ市民はどのような公開会議においても発言する時間が与えられる、延岡市民は与えられないのであればどちらの市民が幸福かであろうか
その他	本条例案の公聴会（説明会）に関して：2月3日(日曜) 【北川地区】 ホタルの館での公聴会に参加したが、 問題点は、 一、議事進行が逃避的であること。一人の発言人の発言、問題提議から他の発言人の他の問題に移る場合は、必ず「次に移っていいですか？」等の確認が必要ではないか。問題論点をそらし、逃避的態度であると誤解されることになりかねない。自由な討論を望まない議員であるとの印象を与えかねない。 二、執行権について：執行権が万能であるかのような発言が出されていたが、アメリカの大統領制を例に見ると、大統領には立法権はない、法案提出の権限はない、ことが確認される。議会が決定したことを実行することだけができるといえる。行政府に対して、市議会は政治を決定する機関、決政府である。執行部に対して、決定部である。
その他	パブリックコメントの実施方法について 2月12日締切日の午前中にパブリックコメントの情報を市議会のHPで確認しようとすると削除されていた。延岡市全体の新着情報「議会基本条例に関する市民説明会」（掲載日：2013年1月25日）の項目からも削除されていた。削除しなければならない理由がないのであれば、市民の不審感を増す事態である。しかも「パブリックコメント実施」に関する単独見出しの新着情報はもともとなかった。「市民説明会」の情報の奥のリンクにあるだけであった。市の広報誌、議会広報誌にも掲載された形跡がない。本条例案第17条の「多様な広報手段」によって広報されなかったのではないだろうか。「多様な広報手段」によって広報された事実が証明されない限り、再実施されるべきではないだろうか。 パブリックコメントにおいて年齢の記載が求められているが、これは特別な理由がない限り必要ない個人情報と考えられる。年齢差別の悪しき慣習は絶たねばならない。 欧米の先進民主主義国、最低限ドイツ、アメリカ、イギリスにおける地域自治体の議会がどのような規則によって運営されているか、議員全員が市民に対して説明できるような状態になってから、本条例を審議することが望ましい。 議員は市民の意見の代弁者であり、弁護士であるならば、「議会における最高規範」を制定するにあたっては、本条例案の公開を中間報告書と位置づけ、市民の意見を十分収集吟味する時間を設けなければならないことは、本条例案の趣旨によって要請されていることが明らかである。

上記ご意見に対する市議会の考え方
ご意見として承らせていただきます。 今回の議会基本条例は、議会・議員に関する基本的事項を定めるとともに、市民と議会との関係、また執行機関と議会との関係等を明確にして、条例案目的（第１条）を達成するために制定するもので、制定後は条例の趣旨に沿って、これまで以上に議会・議員が質の向上に努めながら、政策提案型議会の実現や会議での議員間討議、また、議会活動報告会などに努め、その取り組みを幅広い市民の方々に評価していただきたいと考えています。なお、条例の見直しにつきましては、制定後も常に検証しながら、必要に応じて改正してまいりますので、その中で、今回のご意見も含め、多くの市民の方々からのご意見を参考にしながら、より良い条例にしてまいりたいと考えています。

乙第 18 号証

次長	局長	委員長	議長
富	湊		佐藤

総務財政委員会記録

書記氏名	吉田　誠

開催月日	平成25年3月14日（木）	開催時間	自　10時00分 至　14時30分	開催場所	議会委員会室

	職　名	氏　名	出欠	職　名	氏　名	出欠
委員の出欠	委員長	稲田　雅之	○	委　員	松田　和己	○
	副委員長	西原　茂樹	○	委　員	平田　信広	○
	委　員	早瀬　賢一	○	委　員	小田　忠良	○
	委　員	佐藤　大志	○	委　員		

出席議員	下田英樹議員　三上毅議員　小野正二議員　長友幸子議員　白石良盛議員 松田満男議員
説明のための出席者	尾前総務部長　黒木企画部長　高見北方町総合支所長　岩佐北浦町総合支所長 青井職員課長　上ノ原危機管理室長　石田資産税課長　吉田北方地域振興課長 内田北浦地域振興課長　中村企画課長　甲斐地域医療対策室長 浜松新庁舎建設推進室長　その他関係職員
傍聴	

議案番号	件　名	結　果
74号	延岡市一般職職員給与条例の一部を改正する条例の制定	原案可決（賛成多数）
75号	延岡市長の給料の特例に関する条例等の一部を改正する条例の制定	原案可決（全員）
76号	延岡市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の制定	原案可決（賛成多数）
77号	延岡市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定	原案可決（全員）
78号	延岡市税条例の一部を改正する条例の制定	原案可決（全員）
87号	延岡市ETOランド速日の峰条例の一部を改正する条例の制定	原案可決（全員）
88号	延岡市末越レジャーパーク条例を廃止する条例の制定	原案可決（全員）
99号	定住自立圏形成協定の一部変更（五ヶ瀬町）	原案可決（全員）
100号	工事請負契約の締結（新庁舎建設1期建築主体工事）	原案可決（全員）
101号	工事請負契約の締結（新庁舎建設電気設備工事）	原案可決（全員）
102号	工事請負契約の締結（新庁舎建設空調設備工事）	原案可決（全員）
115号	工事請負契約の締結（新庁舎建設給排水衛生設備工事）	原案可決（全員）
請願5号	MV22オスプレイの普天間基地配備及び宮崎県内低空飛行訓練に反対する決議を求める請願	－
陳情15号	電子メール応答48時間規則条例の制定を求める陳情	不採択（全員）
陳情16号	延岡市行政手続条例の改正を求める陳情	不採択（全員）
陳情17号	意見公募手続条例の制定を求める陳情	不採択（全員）
陳情8号	住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める意見書の提出に関する陳情	採択（全員）
陳情9号	国民の権利を支える行政サービスの確保を求める意見書提出に関する陳情	採択（全員）

総　務　財　政　委　員　会　記　録

開 会 10時 00分

稲田雅之　委員長	ただいまから、総務財政委員会を開会する。 今期定例会において、本委員会に付託された案件は、議案第 74 号延岡市一般職職員給与条例の一部を改正する条例の制定ほか 11 件の議案及び継続審査となっている請願１件、陳情２件、今定例会において付託された陳情３件の合計１８件である。 審査に入る前に、まず、審査の順序及び方法について諮る。 審査については、議案審査、その後、陳情審査の順に進めていくこととし、議案等審査順序表のとおり進めていきたいと思うが、これに異議ないか。 （異議なしと呼ぶ者あり） また、議案第７４号「延岡市一般職職員給与条例の一部を改正する条例の制定」・議案第７５号「延岡市長の給料の特例に関する条例等の一部を改正する条例の制定」・議案第７６号「延岡市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の制定」、 議案第１００号・１０１号・１０２号・１１５号の新庁舎建設に係る工事請負契約の締結、陳情第８号「住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める意見書の提出に関する陳情」・陳情第９号「国民の権利を支える行政サービスの確保を求める意見書提出に関する陳情」、陳情第１６号「延岡市行政手続条例の改正を求める陳情」・陳情第１７号「意見公募手続条例の制定を求める陳情」については、関連する内容であるので、一括審査し、採決についてはそれぞれ行いたいと思うが、これに異議ないか。 （異議なしと呼ぶ者あり） 異議がないので、そのように取り計らう。 これより審査に入る。 まず、議案第７４号「延岡市一般職職員給与条例の一部を改正する条例の制定」・議案第７５号「延岡市長の給料の特例に関する条例等の一部を改正する条例の制定」・議案第 76 号「延岡市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の制定」の一括審査に入る。 当局の説明を求める。
青井職員課長	議案 74 号は一般職職員の給与条例の一部を改正する条例の制定である。平成 24 年度ラスパイレス指数が公表され、国の7.8%削減後との比較で 110.3 ポイント、削減前との比較では 101.9 ポイントといずれの数値も高い水準となり、県内トップとなった。この状況から県内他市との均衡を図り、すみやかに是正措置を行うものである。具体的には職階に応じ、２．32%から 6.1%の削減措置を行う。平均 3.5%削減となり、期間は 25 年４月１日～26 年３月 31 日までの１年間である。また、自宅に係る住居手当に関して、国県に準じて 25 年４月１日から廃止する。これについては１年間の経過措置を設けるものとする。管理職手当について、職階に応じた率を乗する定率制となっているが、国県に準じて 25 年４月１日から職階ごとの定額制にするものある。次に議案 75 号は、一般職職員の給与削減に伴い市長・副市長・教育長の給与を削減するものである。まず、市長の給与は条例本則月額 955,000 円を 6.5%カットして 892,900 円、副市長を 770,000 円から 6.3%カットして 721,500 円、教育長を 680,000 円から 6.2%カットして 637,800 円とするものである。削減期間は市長が 25 年４月１日～任期満了の 26 年２月５日、副市長、教育長が 25 年４月１日～26 年３月 31 日までの１年間である。議案 76 号は国家公務員の退職手当が段階的に引き下げられることに伴い、国に準じて、調整率の引き下げを行うとともに、勧奨退職者の年齢・要件について改正するものである。まず、調整率は現行の 104/100 から最終的には 87/100 に引き下げる。引き下げには経過措置を設け、25 年４月１日～26 年３月 31 日までは 98/100、26 年４月１日～27 年３月 31 日までは 92/100、27 年４月１日からは 87/100 ということにするものである。勧奨退職の場合の優遇措置については適用年齢を現行の 50 歳以上から 45 歳以上に引き下げるとともに、退職手当の割増率を現行の年 2%から年 3%にするもので

	ある。説明は以上である。
稲田雅之委員長	一括質疑に入る。質疑はないか。
早瀬賢一委員	議案第 74 号の自宅に係る住居手当の廃止について、一年間の経過措置を設けた理由は何か。
青井職員課長	住居手当については25年4月1日から廃止するが、同時に本市独自の給料削減を行うことから、経過措置を設けた。すでに受給対象となっている者には 25 年度までは支給するが、新規は認めないものである。
早瀬賢一委員	26年4月1日から廃止としなかった理由は何か。
青井職員課長	25年4月1日からは新規に受給資格を得ても、支給しないこととするためである。
稲田雅之委員長	他にないか。
佐藤大志委員	削減総額はいくらか。
青井職員課長	給与が約1億7,000万円、住居手当は、26年度以降は約800万円の見込みである。
佐藤大志委員	今回の給料等の削減が、市内の民間企業の給料や本市経済に与える影響はどのように考えているのか。
尾前総務部長	本市経済については全く影響がないとは言えないが、国の方針では、給料削減分の補てんとして、各自治体に防災・減災、街づくりなどの財源を分配するとしており、全体として悪い影響が出ないようにしなければならないと考えている
佐藤大志委員	自動車産業を中心にベースアップが行われているようであるが、これは一部の産業であって、全体には波及していないのが現状であると思う。非正規社員という言葉は日本と韓国にしか存在しないようであるが、この非正規労働者を正規雇用に押し上げていかなければならないと思う。今春闘においてもこの取り組みが行われていないようであるが、市の臨時職員に対する考えを示してほしい。
尾前総務部長	市役所の中でも、時期によって繁忙期があり、また、育児介護休暇など取得する職員もいるわけであり、様々に臨時職員を雇用する場面がある。臨時職員数が若干増加しているのは事実であるが、日本全国レベルの非正規雇用の増加との関連までは分析していないところである。民間で求職がないので、仕事がみつかるまで市役所で臨時職員でということもあるかと思うので、生活を支えるだけの給与とは言えないかもしれないが、業務に応じた対価を支払うという面も考慮していかないといけないと考えている。
稲田雅之委員長	他にないか。
平田信広委員	市長等、一般職員の給与カット期間が1年ということが、1年後は元の水準にもどるということか。
青井　職員課長	一年後には戻るということである。
平田信広委員	ラス指数がトップになったことに対する措置ということであるが、この削減で県内で何番目になるものと見込んでいるのか。
青井職員課長	平均3，5%削減した場合の見込みについて、予測は立てているわけであるが、ラス指数の性質上、国の動きによっても変化するものであるため、何番目になるということは

	言えない。少なくとも県内トップは回避するものである。
平田信広委員	引き下げれば県内のいずれかがトップになるわけで、引き下げが延々続くのではないか。一年間様子を見て判断することはできなかったのか。
青井職員課長	本市のラス指数の問題は過去120ポイント近くあった経験から、市民には他市に比べると関心が高い問題である。今回、宮崎市を抜いてトップになったということで、市民の理解が得られないという判断をしたうえでの措置である。一年で給与が戻るので、25年度は恒久的に水準を下げるような検討を行う予定にしている。
平田信広委員	一年後にまた検討するのか。
青井職員課長	一年でまた戻るので、その前に何らかの手を打たなければ、またトップということになる。25年度になったら、どういった対策を講じるかを引き続き検討していく。
平田信広委員	結果的には一年間ではないということか。
青井職員課長	他市のラス指数の状況をうかがいながらの検討ということになるが、一年だけの措置ということにはならないと考える。
平田信広委員	今回の給料等の削減は、民間の給与ベースを押し上げて、全体の景気回復をしようとしている国の動向と矛盾しているのではないか。
尾前総務部長	まずは現状でラスパイレス指数の適正化には　取り組まなければならない。今後は、国や他の自治体の動向を見ながら給与の適正化に努め、市民の理解を得られるような給与水準を検討していく必要がある 他にないか。
稲田雅之委員長	他にないか。
佐藤　大志委員	延岡市職員数と臨時職員数は。
青井職員課長	20年4月1日の数字で1,263人、恒常的に採用している臨時職員が約250名である。
佐藤　大志委員	臨時職員の賃金は。
青井職員課長	日額6,000円である。
稲田雅之委員長 西原　茂樹委員	他にないか。 見込みでいいので、平均3.5%カットしたときのラス指数を教えてほしい。
青井職員課長	見込みは立てているが、ラス指数発表時点での国の給与水準や職員分布の影響を受け、変動するので、具体的な数値等は現時点では明言できかねる。
西原　茂樹委員	一般職員の給与の適正化を図るというときに、基準とするのはラス指数しかないと思う。それ以外に基準があるのか。
青井職員課長	給与の適正化については、人事院勧告をもとに、国家公務員給与と民間との均衡を図っている。それを受けて本市の給与の見直しを行っている。
西原　茂樹委員	人事院勧告を受けて修正されたものがラス指数として表されるのではないか。

青井職員課長	人事院勧告で国家公務員の給与水準が決まり、それをもとに延岡市の給与水準がどうかというものである。
西原　茂樹委員	そうであるならば、延岡市の給与の適正化というときにラス指数を目安に立てていると思うが、それ以外目安はあるのか。また、そういうことから平均3.5%削減したときにラス指数がどのようになっているかわからないと適正かどうかの判断ができないと思う。ラスがわからない以上、平均3.5%下げればいいのか5%下げればいいのか判断できない。ただ単に下げればいいというものではないと考えている。
松田和己委員	状況が変わるから出せないという話であるが、例えば110．3ポイントという指数を出した数字をベースに、平均3.5%削減したときに、この数値がどうなるのかというような数字は出せるのではないか。
尾前総務部長	ラスは100分率であるので、簡単に言うと3.5ポイント下がるということである。ただし、国や本市の職員階層の変動など、ラス指数を算出するのは様々な要因に影響を受けるので、実質的にはそのまま3.5ポイント下がるということはないだろうと見込んでいる。
西原　茂樹委員	住居手当については国県に準じるということだが、国県はいつから廃止しているのか。
青井職員課長	自宅にかかる住居手当について、国は持ち家手当月額1000円について15年4月1日から廃止、新築の月額2000円については21年12月1日から廃止している。県は25年4月1日から廃止の予定となっている。
西原　茂樹委員	県も1年間の経過措置があるのか。
青井職員課長	県は設けていない。
西原　茂樹委員	管理職手当の定額化にしたときの影響はどうなるのか。
青井職員課長	管理職手当の定額化は国県を通じて指導を受けてきたところであるが、今回本市独自の給与カットを実施することで、部長級が最高の6.1%の減となる。このため、管理職手当で削減幅を抑制するために管理職手当の定額制を考えているところである。
西原　茂樹委員	単に上がる下がるという説明では、議論できない。具体的にいくら上がるか下がるかということを示してほしい。
青井職員課長	管理職手当については部長が67,530円から84,000円、部次長が58,136円から70,300円、課長が53,000円から58,700円、課次長級が43,500円から45,400円ということになる。
西原　茂樹委員	本市では能力制をとっていないので、職階による差を設けるのはいいことだと思う。勧奨退職の特例措置は期限はないのか。
青井職員課長	2年ということで実施する。資料には記載していないが、条例には明示している。
西原　茂樹委員	勧奨退職者に係る退職手当を年2%から年3%に割増しをする理由は何か。
青井職員課長	これまで50歳以上ということであったが、定年退職まで10年間であるので、年2%をかけると20%ということになるので、2割増額されるとしていたものを、年齢を引き下げ、45歳以上とし、年3%にしたことから、最高で45%の割増があるということである。これは国に準じて行うものであるが、国家公務員も平均年齢が上がっており、組織的な活力が損なわれるため退職勧奨を増やして組織の活力を高めるために行われ

	るものである。本市でも第６次行財政改革で職員の削減を掲げていることから、26年度までに100名の減を目標としていることから、それを推進するための環境整備ということで行うものである。
西原　茂樹委員	国に準じるといいながら、準じていない部分もあるので、準じるというなら速やかに行わないと下げる分は遅らせ、上げる分は早くするというようにとられかねない。今後そのようなことのないようにしてもらいたい。
稲田雅之委員長	他にないか。
平田信広委員	国の給与7.8%削減は２年間で終了するのは確実であるのか。
青井職員課長	方針として24・25年度の２年間と打ち出していたので、基本的には２年間の実施であると思うが、今の情勢を鑑みるとどうなるのかと不透明な部分もあるように感じている。
稲田雅之　委員長	他にないか。 （委員外議員より発言の申し出） ただ今委員外議員より発言の申し出があったが、これを許可するに異議はないか。 （異議なしと呼ぶ者あり） 委員外議員の発言を許可する。
三上毅議員	減額率はわかるが、実際の削減額はいくらになるのか。
青井職員課長	職員の平均給与は月額約34万円であるので、約12,000円ということになる。年額一人当たり約13万から14万円と見込んでいる。
三上毅議員	通常４月１日にベースアップがあると思うが、それを考えたときにはどうのようになるのか。
尾前総務部長	４月１日の給与の3.5%削減されるので、平均給与約34万円のときの月額約12,000円の減額ということになる。
三上毅議員	給与支給額に支給減額率を乗じてと説明されているが、残業手当算出の基礎には影響されないのか。
青井職員課長	今回の給与削減は時間外手当に影響させないようにしている。
稲田雅之委員長	質疑を終了する。 一括に入る。討論はないか。 （「なし」と呼ぶ者あり） 討論を終了する。 これより、議案第７４号「延岡市一般職職員給与条例の一部を改正する条例の制定」を採決する。 本案は、原案のとおり、可決すべきものと決するに、異議はないか。 （異議ありと呼ぶ者あり） 異議があるので挙手により採決する。 本案は、原案のとおり、可決すべきものと決するに賛成の者の挙手を求める。 〔数の確認〕 賛成多数である。 よって、本案は、原案のとおり、可決すべきものと決定した。 続いて、議案第 75 号「延岡市長の給料の特例に関する条例等の一部を改正する条例の制定」を採決する。

	本案は、原案のとおり、可決すべきものと決するに、異議はないか。 （異議なしと呼ぶ声） 異議がないので、本案は、原案のとおり、可決すべきものと決定した。 続いて、議案第７６号「延岡市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の制定」を採決する。 本案は、原案のとおり、可決すべきものと決するに、異議はないか。 （異議ありと呼ぶ者あり） 異議があるので挙手により採決する。 本案は、原案のとおり、可決すべきものと決するに賛成の者の挙手を求める。 〔数の確認〕 賛成多数である。 よって、本案は、原案のとおり、可決すべきものと決定した。 次に、議案第７７号「延岡市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定」を審査する。 はじめに、当局の説明を求める。
上ノ原危機管理室長	本条例案は新型インフルエンザ等対策特別措置法が制定されて、本年春に施行されること、また新型インフルエンザ等の発生時に国が緊急事態宣言を発令した場合、市町村に対策本部の設置が義務付けられたことにともない、本市の対策本部に関して必要な事項を定めるものである。第１条では先ほど言った趣旨を、２条では対策本部の組織・体制を、３条では対策本部における情報交換や連絡調整を行うための会を必要に応じて招集できる旨の規定となっている。４条では対策本部内に部を置き、全庁的な体制の整備を図ることを規定している。以上である。
稲田雅之委員長	これより質疑に入る。質疑はないか。
小田忠良委員	新型インフルエンザ等にはどのような感染症が含まれるのか。
上ノ原危機管理室長	他国ではすでに感染例があり、日本国民が免疫を持っていない新型インフルエンザ、過去に大流行したインフルエンザが復活するもの、未知のウイルスによる重症の感染症の３つが盛り込まれている。
稲田雅之委員長	他にないか。
早瀬賢一委員	例えば災害対策本部などあるが、インフルエンザ対策本部については、このような対策本部というものと大きな違いはあるのか。
上ノ原危機管理室長	自然災害時の対策本部とは少し意味合いが異なる部分がある。インフルエンザ等対策本部は国が主導権を持ち、県がその下に入る。市町村は一定の業務を分担して、行うということになる。一市町村がいくら防いでも、全国的に対策しないと、意味がないということからそのようになっている。本市は平成２１年５月に詳細なインフルエンザ対策行動計画を定めている特別措置法が制定されたことにあたり、本計画も改正しなければならない部分がでてきているので、健康増進課で作業をおこなっているところである。
小田忠良委員	ノロウイルスやロタウイルスなどの感染症については分け隔てなく対策をしないのか。
上ノ原危機管理室長	感染症全般の対策が必要であるが、新型インフルエンザは特に爆発的な感染力を持ち、多数の人々の生命・身体に重大な影響を及ぼすということから、国を挙げて防止する必要があり、国が特別措置法を制定し、対策を講じるものである。
稲田雅之委員長	他にないか。 （「なし」と呼ぶ者あり） 質疑を終了する。

	これより討論に入る。討論はないか。 （「なし」と呼ぶ者あり） 討論を終了する。 これより、議案第７７号「延岡市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定」を採決する。 本案は、原案のとおり、可決すべきものと決するに、異議ないか。 （「なし」と呼ぶ者あり） 本案は、原案のとおり、可決すべきものと決定した。 次に、議案第７８号「延岡市税条例の一部を改正する条例の制定」を審査する。 はじめに、当局の説明を求める。
石田資産税課長	改正の理由は地方税法等の一部改正に伴い、平成 24 年度以降に取得した下水道除害施設について、償却資産に係る固定資産税の特例措置を市町村の条例で定めることとされたため、所要の改正を行うものである。改正の内容は下水道除害施設に係る課税標準の特例措置で、平成２４年４月１日から平成２７年３月３１日までに取得した下水道除害施設について、償却資産に係る固定資産税の課税標準額を本来の額の４分の３で規定するものである。施行期日は公布の日としており、平成 25 年度以降の年度分の固定資産税について適用されるものである。下水道除害施設とは下水道に悪影響を与える下水から、有害物質を除去するための施設のことで、酸性やアルカリ性を中性にするペーハー調整層や浮遊物質を駆除させて取り除く加圧駆除分離装置などがある。平成 24 年度における償却資産の申告で、この特例を適用させている事業者はなかった。以上である。
稲田雅之委員長	これより質疑に入る。質疑はないか。 （「なし」と呼ぶ者あり） これより討論に入る。討論はないか。 （「なし」と呼ぶ者あり） 討論を終了する。 これより、議案第７８号「延岡市税条例の一部を改正する条例の制定」を採決する。 本案は、原案のとおり、可決すべきものと決するに、異議ないか。 （「異議なし」と呼ぶ者あり） 本案は、原案のとおり、可決すべきものと決定した。 次に、議案第８７号「延岡市ＥＴＯランド速日の峰条例の一部を改正する条例の制定」を審査する。 はじめに、当局の説明を求める。
吉田北方地域振興課長	本案はＥＴＯランドの人工芝スキー場を廃止することに伴う条例の改正である。改正の概要について、第三セクターが運営する施設等の見直しの中で経営改善の状況、専門者会議の意見などを参考に検討を重ねてきた結果平成 25 年度中に人工芝スキー場を廃止することになった。改正の内容は条例第８条に利用料金の定めがあるが、それに関する別表から、スキー場の施設・器具に関する項目を削除するものである。施行期日は規則で定めることとしている。以上である。
稲田雅之委員長	これより質疑に入る。質疑はないか。 （「なし」と呼ぶ者あり） これより討論に入る。討論はないか。 （「なし」と呼ぶ者あり） 討論を終了する。 これより、議案第８７号「延岡市ＥＴＯランド速日の峰条例の一部を改正する条例の制定」を採決する。 本案は、原案のとおり、可決すべきものと決するに、異議ないか。 （「異議なし」と呼ぶ者あり） 本案は、原案のとおり、可決すべきものと決定した。

	次に、議案第 88 号「延岡市末越レジャーパーク条例を廃止する条例の制定」を審査する。 はじめに、当局の説明を求める。
内田北浦地域振興課長	平成 20 年度に第三セクター等経営診断委託事業を実施し、その後、外部有識者による経営改善検討会議や庁内の改善検討会議において慎重に検討を重ねてきた結果、25 年度中に公の施設としての用途を廃止することとしたので、本案を提出するものである。なお、ゴルフ練習場は今後民間からの経営希望者を募ることとしているので、施行日については 25 年度中に規則で定めることとしている。以上である。参考に申し上げれば、指定管理料として、過去３年間は毎年 373 万５千円を支出しており、施設の利用者は年々減少が著しくなっている状況である。
稲田雅之委員長	これより質疑に入る。質疑はないか。
西原　茂樹委員	ゴルフ場は民間から経営者を募るということであるが、他の施設の方針はどのようになっているのか。
内田北浦地域振興課長	閉鎖する計画である。河川プールについては堰板をしいて水量を確保しているので、管理しないということになれば、自然河川に戻るということになる。
西原　茂樹委員	アスレチック施設には全く入れなくなるということか。
内田北浦地域振興課長	アスレチック・草スキー場施設は老朽化が著しいので、ロープや柵等で立ち入りを制限していくことになる。
早瀬賢一委員	施設の撤去についてはどのような方針か。
内田北浦地域振興課長	撤去は考えていない。ロープや柵等で立ち入りを制限し、点検は行うことにしているので、安全対策面でも問題はないと考えている。
早瀬賢一委員	安全対策の面から、施設撤去についての考えはないのか。
内田北浦地域振興課長	撤去の予定はないが、ロープや柵等で立ち入りを制限し、市が定期的に点検を行うことで、適切な安全対策を行っていきたい。
稲田雅之委員長	他にないか。 （「なし」と呼ぶ者あり） これより討論に入る。討論はないか。 （「なし」と呼ぶ者あり） 討論を終了する。 これより、議案第 88 号「延岡市末越レジャーパーク条例を廃止する条例の制定」を採決する。 本案は、原案のとおり、可決すべきものと決するに、異議ないか。 （「異議なし」と呼ぶ者あり） 本案は、原案のとおり、可決すべきものと決定した。 次に、議案第 99 号「定住自立圏形成協定の一部変更」を審査する。 はじめに、当局の説明を求める。
中村企画課長	定住自立圏構想とは人口の大幅な減少と少子高齢化の急速な進行等を踏まえ、地方圏において安心して暮らせる地域を各地に形成して人口流出を防ぐとともに、三大都市圏から地方都市圏への人の流れを創出するため、国が推進している施策である。定住自立圏は人口５万人程度以上で、昼間人口が多い、中心市と生活・経済面でかかわりの深い連携市町村とが自らの意思で、一対一での協定を締結することを積み重ねた結果として

	形成される圏域とされている。これらの圏域ごとに集約とネットワークの考え方をもとに中心市において圏域全体に必要な都市機能を集約的に整備するとともに、連携市町村においては必要な生活機能を確保し、農林水産業の振興や豊かな自然環境等の保全を図るなど、互いに連携協力することにより、圏域全体の活性化を図ることを目的としてる。本宮崎県北定住自立圏は平成20年10月28日に、定住自立圏構想の先行実施団体に決定しており、平成21年3月17日に本市が中心市の宣言を行っている。そのあと、連携市町村との協議や地域住民による検討会などを実施し、協定項目の検討を行ったうえで各市町村の平成21年12月議会において議決され、平成22年1月7日に協定の締結を行っている。また、平成22年5月10日には協定に基づく、具体的な取り組みを記載した定住自立圏共生ビジョンを策定し、現在事業を推進しているところである。概要は以上である。議案の説明に入る。本市と五ヶ瀬町の締結している協定内容の資料を配布しているが、別表に具体的な取り組み項目を記載している。五ヶ瀬町とは 14 の項目について協定を締結しているが、今回の協定変更によって、圏域医療体制の充実に取り組むこととし、初期救急医療体制の確立を追加するものである。今回の協定変更の背景は当初協定締結時には、五ヶ瀬町は本市の夜間急病センターを利用した際の経費負担の枠に入っていなかったため、初期救急医療体制の確立については協定を締結していなかった。しかし、人数は少ないものの、五ヶ瀬町から本市夜間急病センターの小児科を受診する患者がいることから、25年度から五ヶ瀬町も夜間急病センターの小児科運営について、受益に応じて経費を負担するという協議がまとまったため、項目を追加するものである。夜間急病センターの運営の参画自治体が増えることで、安定的な運営につながり、圏域の初期救急医療体制の確立に資するものと考えている。本市は県北の定住自立圏9自治体の中心市であり、リーダーシップを発揮するとともに、協定の参画自治体を増やすことで、定住自立圏の推進につながるものと考えている。以上である。
稲田雅之委員長	これより質疑に入る。質疑はないか。
松田和己委員	大人の受診は盛り込まれてなく、小児患者適正受診に限定した協定書か。日向・門川など他の市町村も同様の協定か。
甲斐地域医療対策室長	協定の内容は他と同様である。本市の夜間急病センターの運営については内科・小児科・外科の3科であるが、今回加入するのは五ヶ瀬町の小児科の共同運営ということである。ほかの自治体がどう関わってくるのかということについては住民啓発であったり、地域医療体制の確立、医師の確保については当初から9自治体で同様の取り組みを行っているところである。この協定はあくまで小児の啓発・夜間急病センター運営への参画をお願いするものである。
松田和己委員	夜間急病センターでは五ヶ瀬町からの大人の患者は受け入れしていないという理解でいいか。
甲斐地域医療対策室長	小児患者以外はすでに受け入れを行っている。負担については延岡市だけで負担をしている。
甲斐地域医療対策室長	大人の患者に関しては日向でも夜間急患センターを独自に持っている。ただ、受診を受け付けいている時間帯が短いので、それ以外の時間帯は延岡市に受診に来たり、日向市内の別の医療機関で受診したりすることになるので、まだ大人の患者については負担金をもらっていない状況である。
西原　茂樹委員	五ヶ瀬町からは本市の内科・外科には搬送されていないという理解でよいのか。 小児患者以外の経費を負担してもらっていない理由は何か。
甲斐地域医療対策室長	原則として、それぞれの市町村の医療機関が対応しているが、そこで受け入れができない患者についてのみ、本市の夜間急病センターなどで受け入れをしているためである。

西原　茂樹委員	夜間急病センターに問い合わせれば、内科・外科・小児科どこの地域から何名受診しているかはわかるか。
甲斐地域医療対策室長	後に委員長を通じて提出する。
稲田雅之委員長	他にないか。 （委員外議員より発言の申し出） ただ今委員外議員より発言の申し出があったが、これを許可するに異議はないか。 （異議なしと呼ぶ者あり） 委員外議員の発言を許可する。
下田英樹議員	初期救急医療体制の確立というと最初の受診ということだと思うが、内容を見ると小児科の初期救急のみ本市が受け入れるということか。
甲斐地域医療対策室長	受け入れは以前から行っている。費用負担も含めた枠組みの中に五ヶ瀬町も参加してもらうということである。
稲田雅之委員長	これより討論に入る。討論はないか。 （「なし」と呼ぶ者あり） 討論を終了する。 これより、議案第99号「定住自立圏形成協定の一部変更」を採決する。 本案は、原案のとおり、可決すべきものと決するに、異議ないか。 （「異議なし」と呼ぶ者あり） 本案は、原案のとおり、可決すべきものと決定した。 次に、議案第１００号、議案第１０１号、議案第１０２号、議案第１１５号の新庁舎建設にかかる「工事請負契約の締結」を一括審査する。 はじめに、当局の説明を求める。
浜松新庁舎建設推進室長	議案第１００号は新庁舎建設　１期建築主体工事にかかる工事請負契約の締結である。本案は新庁舎建設工事における高層棟にかかる建築主体工事である。特定建設工事共同企業体２者による条件付一般競争入札を行った結果、西松・上田・西本・寺田特定建設工事共同企業体が落札し、32億１千316万５千900円で同共同企業体と契約を締結するものである。議案第１０１号は新庁舎建設　電気設備工事にかかる工事請負契約の締結である。特定建設工事共同企業体７者による条件付一般競争入札を行った結果、西南電気・旭進興業・旭陽電業 特定建設工事共同企業体が落札し、７億7千 227 万５ 千円で同共同企業体と契約を締結するものである。次に、議案第１０２号は新庁舎建設　空調設備工事にかかる工事請負契約の締結であります。特定建設工事共同企業体６者による条件付一般競争入札を行った結果、菱熱・三光・若葉　特定建設工事共同企業体が落札し、７億4千803万3千20円で同共同企業体と契約を締結するものである。次に、議案第１１５号は新庁舎建設　給排水衛生設備工事にかかる工事請負契約の締結である。条件付一般競争入札の公告を行った結果、入札参加の申請者がなく、予備指名方式による指名競争入札に切り替え、指名通知をしたが、入札への参加の意思を表明した者が菱熱・延岡設備 特定建設工事共同企業体１者であったため、再度入札を中止し、地方自治法施行令第１６７条の２第８号に基づき今回、１億６千317万円で同共同企業体と随意契約を締結するものである。建築計画・構造計画について、延べ床面積は18,378㎡、内、高層棟が15,071㎡、低層棟が3,307㎡となっている。地上８階建て、高層棟の１階部分は耐震構造、２階から上を免震構造としており、１・２階の間に免震層を設けることとしている。低層棟部分については耐震構造としている。今回の発注工事については１期建築主体工事については、高層棟のみの発注となるが、低層棟との結合工事であるエキスパンションジョイントについては、１期に含むこととしている。電気設備工事・空調設備工事・給排水衛生設備工事については高層棟・低層棟合わせて発注することとしている。工期については平成２８年７月末までを予定している。その間、平成２７年２月１６日に高層棟の引き渡しを受けることとしている。

	来年度のスケジュールについては4月から施工図の策定に入り、5月から2か月間砂杭工法により、地盤改良工事を行い、7月に深層まで杭を約１６０本打ち込む工事を行う。8月から来年1月にかけて基礎から1階部分までの躯体工事を行い、この間に設備工事が一部開始される予定である。また、来年2～3月にかけて、免震装置設置工事を行い、それに関係する各設備工事を行うこととしている。これらは現在の想定スケジュールであるが、詳細は施行者と工事管理者で調整していくことにしている。以上である。
稲田雅之委員長	これより一括質疑に入る。質疑はないか。
小田忠良委員	どのように入札が行われたか、落札結果がどのようになったのかをチェックするのが役目であるので、それぞれの入札結果表をみせてもらいたい。こういう契約の締結議案では常に入札結果表を準備してもらいたい。
浜松新庁舎建設推進室長	一期建築主体工事について2特定建設工事共同企業体（JV）の参加があっている。西松・上田・西本・寺田特定建設工事共同企業体、清水・川口・司・吉本特定建設工事共同企業体の入札で、前者が落札している。落札率は90%である。詳細は後に提出する。
稲田雅之委員長	他にないか。
西原　茂樹委員	給排水衛生設備工事で 12 月 14 日に参加がなかったということであるが、当初の入札参加者数の見込みと、なぜ参加がなかったのかを説明願う。
浜松新庁舎建設推進室長	給排水衛生設備工事について、代表構成員の条件を満たす業者が 21 企業、その他の構成員、地元の企業になるが、37 企業である。参加条件を満たす JV の数としては 15JV が可能であるということで進めていた。参加がなかった理由については確認ができないが、 地元企業の意向を受けて、検討委員会ではこのような方式で決定したところである。
西原　茂樹委員	なぜ参加がなかったかがはっきりわからないと、次の入札をかけるときにどこを改善したらいいかがわからないと思う。そこは検証しないのか。
浜松新庁舎建設推進室長	その理由の検証についてはアンケートを実施している。今回随意契約を締結するJVに聞く範囲では、今回の工事は３年半という長期間に及ぶものであり、企業として管理技術者や主任技術者を長期間配置しないといけないというのが、金額的な部分でネックになっているということがあると聞いている。
稲田雅之委員長	他にないか。
小田忠良委員	議会は新庁舎建設の件で市民や地元企業から請願を受けて、地元企業の有効活用に真摯に取り組んできた経緯がある。しかしながら、今回指名競争入札にも参加が1JVしかなく、落胆しているところである。このため議会側としても、なぜ入札参加が少なかったかという理由が知りたいということがある。
稲田雅之委員長	他にないか。
西原　茂樹委員	1 月 23 日に行った予備指名方式による指名競争入札について詳細な説明をお願いする。
浜松新庁舎建設推進室長	12 月の条件付一般競争入札について参加がなかったことから、条件を緩和し、3者でJVを結成するということを2者に変更した。これは3者では工事期間が長く、金額的にもきついだろうということで、2者にしたものである。それから代表構成員の条件を満たす 15 企業と地元の 15 企業を選定、公表し、その中で JV を構成して、応募できるようにしたものである。

西原　茂樹委員	1JV しか応募がなかったということに対する見解をお願いする。
浜松新庁舎建設推進室長	当然応募があるものとの前提で行った。できることならば入札を行ってという手順を踏みたかったが、結果１JV しか参加がなく、随意契約という形になったものである。
西原　茂樹委員	予備指名方式で１JV しか参加がなかったのも、長期の工事で金額的に折り合いがつかないという理由になるのか。
浜松新庁舎建設推進室長	それが大きな要因となっていると考える。
西原　茂樹委員	地元企業にアンケートを取るなどして参加しなった事情を聴くことは可能なのか。
福永契約管理課長	今回の結果を受けて、後の事業にも影響がでることから、アンケート調査を実施したいと思う。
西原　茂樹委員	特に請願が提出され、それを受け、議会側も対応をしてきたわけであるので、きちんと回答をもらえる形でのアンケートを望む。
黒木企画部長	組合を通じてしっかりアンケート調査を行っていきたい。請願の話がでたが、行政側にも要望が提出されており、それを受ける形で分離発注方式を採用した経緯があることから、今回の結果は残念に思っている。
稲田雅之委員長	他にないか。
佐藤大志委員	５月上旬から地盤改良工事が始まるが、工事車両の進入口はどこになる予定か。
浜松新庁舎建設推進室長	現状と同じく北側を予定しているが、施行者、管理者と協議を行って、決定していくことになるので、それが決まったら改めて連絡するようにしたい。
佐藤大志委員	地盤改良工事で１900 本の砂杭を打つというが、騒音対策はどのように考えているのか。
浜松新庁舎建設推進室長	パイプを回転させながら入れ、後から砂で埋めるという工程であるので、極力騒音がでないよう工法となっている。
佐藤　大志委員	現場事務所はどこになるのか。
浜松新庁舎建設推進室長	施行者が決めることであるが、空き店舗情報など候補地を教えてほしいという申し出があれば、情報提供などを行いたい。
稲田雅之委員長	他にないか。
松田和己委員	一期建築主体工事は４者の JV ということで、それぞれの出資比率を教えてほしい。
浜松新庁舎建設推進室長	西松建設が 40%、上田工業が 30%、西本建設・寺田建設がそれぞれ 15%である。
松田和己委員	空調工事に関しては地元企業でということで、議会でも見守っていたわけであるが、後になって、地元ではやはり難しいという話が出たようである。その経緯は。
浜松新庁舎建設推進室長	提言の段階では技術的には地元企業で可能であるということであったが、その後組合を通じて、免震層を通るということや、複合熱源という特殊状況があること、プレキャストコンクリート工法を採用していることなどを考えると、地元企業でできないことはないが、難しい工法になるので、仕上げるためには経験のある企業が施工したほうが間違

	いがないという申し入れを市長に行ったということである。それを受けて、点数を1300点に上げて九州管内に対象を広げて業者を公募した。
松田和己委員	今回、民間を交えた発注方式の検討委員会を設置したことで、どのような効果あったのか。
黒木企画部長	検討委員会では建物の品質確保に加え、地元業者の活用の可能性について議論を深め、地元の景気対策の観点などから幅広い意見を募ることができたと考えている。
松田和己委員	総工費70億としたときに、地元に50億ほど投下されるのではないかというマスコミ報道もあるが、実際の見込みはどうか。
浜松新庁舎建設推進室長	出資比率の割合で算出しているが、地元企業の割合が約70%と見込んでいる。出資比率のみで効果を考えると、総工費75億のうちの70%で約50億ということになる。その他、下請け工事なども含めると、地元への波及効果は大きいものと見込んでいる。
稲田雅之委員長	他にないか。 （委員外議員より発言の申し出） ただ今委員外議員より発言の申し出があったが、これを許可するに異議はないか。 （異議なしと呼ぶ者あり） 委員外議員の発言を許可する。
小野正二委員	工事監理業務の発注を行ったと聞いたが、通常市の監督員で行うと思うが、体制はどうなっているのか。
浜松新庁舎建設推進室長	工事監理はまだ契約を行っていない。近いうちに見積もりをとることになる。施工中の体制については工事監理者の下、各工事の中の管理技術者と市の建築・電気・機械の設備関係の専任の技術職員が協議しながら進めていくことになる。
小野正二委員	監督員が主体になるということで理解していいのか。
浜松新庁舎建設推進室長	施行者が最終判断を行うことになるので、市の監督者が指示をすることになる。
稲田雅之　委員長	これより一括討論に入る。討論はないか。 （「なし」と呼ぶ者あり） 討論を終了する。 これより、議案第100号新庁舎建設1期建築主体工事にかかる「工事請負契約の締結」を採決する。 本案は、原案のとおり、可決すべきものと決するに、異議ないか。 （「異議なし」と呼ぶ者あり） 本案は、原案のとおり、可決すべきものと決定した。 続いて、議案第101号新庁舎建設電気設備工事にかかる「工事請負契約の締結」を採決する。 本案は、原案のとおり、可決すべきものと決するに、異議ないか。 （「異議なし」と呼ぶ者あり） 本案は、原案のとおり、可決すべきものと決定した。 続いて、議案第102号新庁舎建設空調設備工事にかかる「工事請負契約の締結」を採決する。 本案は、原案のとおり、可決すべきものと決するに、異議ないか。 （「異議なし」と呼ぶ者あり） 本案は、原案のとおり、可決すべきものと決定した。 続いて、議案第115号新庁舎建設給排水衛生設備工事にかかる「工事請負契約の締結」を採決する。

	本案は、原案のとおり、可決すべきものと決するに、異議ないか。 （「異議なし」と呼ぶ者あり） 本案は、原案のとおり、可決すべきものと決定した。 暫時休憩をする。 （休憩）１２:０４ （再開）１３:００
稲田雅之　委員長	休憩前に引き続き審査を再開する。 陳情第１５号「電子メール応答４８時間規則条例の制定を求める陳情」を審査する。 はじめに、本陳情の審査にあたり、当局より審査の参考となるような情報等があれば、お願いする。
高浜経営政策課長	市民からの問い合わせの対応と各課への問い合わせへの対応について、前者は「市民の声」という制度を設け、市政やまちづくりの意見募集を行い、広聴機能の充実のために実施しているものであるが、ホームページ上や市役所玄関横の投書箱などに寄せられる。それを経営政策課で受け付けて、当該案件の所管課へ連絡をする。その後、連絡を受けた所管課には３日以内に回答できるかを判断してもらう。即答できる場合は、回答書を作成の上、速やかに回答をする。即答できない場合は、投書者に回答が遅れる旨連絡をし、その後回答書を作成し、回答してもらうようにしている。各課に届く問い合わせについては、電話や窓口、メール・手紙など様々な方法で問い合わせがあり、個別に件数の把握をすることは実務的にも困難であると思うが、各課において臨機に対応しているものと考えている。以上である。
稲田雅之委員長	これより質疑に入る。質疑・意見はないか。
早瀬賢一委員	市民の声として投書された意見や質問に対する回答は３日以内というルールを定めているが、これより遅れそうな場合にはその旨も３日以内相手方には連絡しているのか。
高浜経営政策課長	そのように対応している。
稲田雅之委員長	他にないか。
小田忠良委員	４８時間以内に回答をするようにしてほしいという陳情であるが、４８時間以内に回答をしないといけないというルール作りをした場合にどのような問題点があるか。
高浜経営政策課長	本市では現状、全職員のパソコンで電子メールを送受信できる環境が整備されている状況でなく、常に電子メールを確認できる状況にはないことが考えられる。
稲田雅之委員長	他にないか。
松田和己委員	市民からの電子メールでの問い合わせに対して、結論を答えることが困難な案件であっても検討するといった形などで、何らかの返答はすべきであるとは思う。ただ、市民に義務を課したりするような話でなく、現状でこれを条例化する必要はないと思う。
稲田雅之委員長	他にないか。
西原　茂樹委員	できる限り迅速に対応しているということから、条例で定める必要はないと思うが、言った、言わないのトラブルを避けるためにも、できる限り各課には、電話やメール、手紙などでの要望などの内容を記録しておいてほしいと思う。
稲田雅之委員長	他にないか。
早瀬賢一委員	市民の声として、受理された案件については原則３日以内にきちんとした対応がなさ

	れているということである。
稲田雅之委員長	他にないか。
小田忠良委員	職員がうっかりして 48 時間という時間に反して、それを超えて返答してまった場合はそれだけで条例違反となってしまう可能性があり、現状では、市民からの電話やメール、手紙などによる問合せの対応についての問題は、行政が迅速な対応に努めるとともに、議会としてもそれが徹底されるようチェック機能を果たすことによって解消を図るべきであると思う。
稲田雅之委員長	他にないか。 （「なし」と呼ぶ者あり） これより討論に入る。討論はないか。 （「なし」と呼ぶ者あり） 討論を終了する。 これより、陳情第１５号「電子メール応答４８時間規則条例の制定を求める陳情」を採決する。 本陳情は、採択すべきものと決するに、異議ないか。 （「異議あり」と呼ぶ者あり） 異議があるので、挙手により採決する。 本陳情は、採択すべきものと決するに賛成の者の挙手を求める。 （数の確認） 賛成者なしと認める。よって賛成者なしにより、不採択すべきものと決定した。 続いて、陳情第１６号「延岡市行政手続条例の改正を求める陳情」・陳情第１７号「意見公募手続条例の制定を求める陳情」の２件を一括審査する。 はじめに、本２件の陳情の審査にあたり、陳情に関する本市の現状の当局より説明を求める。
穴井総務課長	行政手続法については行政の処分等に対して不服を申し立てたい場合や裁判所に救済を求めたい場合、あるいは行政不服審査法や行政訴訟などの処分後の救済制度などがあるが、事後的な救済だけでは不十分であるとして予め、行政活動を行う際の手順を定めたものが行政手続法である。内容に関しては申請に対する処分の手続、不利益処分の手続、行政指導の手続、届出の手続、意見公募手続に分かれている。本陳情書について、平成 17 年の行政手続法の改正に対応していないという部分に関しては、陳情者の指摘のとおりであり、適切に対応したい。しかし、第２章から第５章となっているのが、第６章までの誤りであるということに関しては、努力義務ということになっており、県、県内他市の状況を見ても、本市同様に５章までの条例となっている状況である。市民の意見の聴取に関しては本市では各課がそれぞれ審議会や委員会で学識経験者や専門家の意見を聞いたり、懇話会や意見公募、アンケートを実施するなど、効果的な方法で市民の意見を聴くように努めている状況である。以上である。
稲田雅之委員長	これより一括質疑に入る。質疑・意見はないか。
小田忠良委員	本市の行政手続条例の中に項ずれの間違いがあるというのは、適切に対応をしないといけないが、本陳情のような条例を策定することが、多数の市民の意見として求められているという状況があれば、直接請求により条例の制定を求められてくると思う。
松田和己委員	現状に問題があり、改善しなさいという内容であれば理解できる。 ただ、市民生活の方向性を示したり、影響を及ぼすマスタープランや計画を作成するにあたり、各課がそれぞれ審議会や委員会で学識経験者や専門家の意見を聞いたり、懇話会や意見公募、アンケートを実施し、市民の意見を聴くように努めているので、早急に条例を改正や制定して対応しないといけない問題ではないと思う。

稲田雅之委員長	他にないか。 （「なし」と呼ぶ者あり） 質疑を終了する。 これより一括討論に入る。討論はないか。 （「なし」と呼ぶ者あり） 討論を終了する。 これより、まず陳情第１６号「延岡市行政手続条例の改正を求める陳情」を採決する。 本陳情は、採択すべきものと決するに、異議はないか。 （「異議あり」と呼ぶ者あり） 異議があるので、挙手により採決する。本陳情は、採択すべきものと決するに賛成の者の挙手を求める。 〔数の確認〕 賛成者なしと認める。よって本陳情は、不採択すべきものと決定した。 続いて、陳情第１７号「意見公募手続条例の制定を求める陳情」を採決する。 本陳情は、採択すべきものと決するに、異議ないか。 （「異議あり」と呼ぶ者あり） 異議があるので、挙手により採決する。本陳情は、採択すべきものと決するに賛成の者の挙手を求める。 〔数の確認〕 賛成者なしと認める。よって本陳情は、不採択すべきものと決定した。 よって本陳情は、不採択すべきものと決定した。 続いて、陳情第８号住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める意見書の提出に関する陳情及び陳情第９号国民の権利を支える行政サービスの確保を求める意見書提出に関する陳情の２件を一括審査する。 はじめに、本２件の陳情の審査にあたり、当局より審査の参考となるような情報等があればお願いする。
中村企画課長	旧政権下において、一度は出先機関改革法案の原案を取りまとめたところであるが、全国市長会などからの反対を受けて、引き続き協議されていた。国から引き継がれる業務はできる限り関係市町村の意見を反映するよう努めなければならないなどの知事の責務を課す修正案がまとまり、閣議決定されたが、政権交代によりこの法案の取り扱いについては現在のところ不透明となっている。そのような中、先の総選挙では自民党が道州制基本法の制定後、５年以内の導入を目指すとのマニフェストを掲げるとともに、自民党道州制推進本部の総会が開催され、今国会中に道州制基本法を提出する方針を確認したところである。しかし、現段階では具体的な内容は明らかになっておらず、新聞報道などによると議論が本格化するのは秋口以降になるとの観測が出ているところである。以上である。
稲田雅之委員長	これより一括質疑に入る。質疑・意見はないか。
小田忠良委員	継続審査にして、国の動向を注視してきたわけであるが、本市の高速道路などの整備状況をみると、東九州自動車道については、平成 27 年度頃までに開通する見込みとなっている。しかし、日向市の細島港の整備が進められる中で、熊本県とを結ぶ中央自動車道についても早期整備が望まれるところである。そのような中で、国の機関が縮小されるような事態は避けられなければならないと考える。陳情の趣旨を採択すべきであると思う。
稲田雅之委員長	他にないか。
西原　茂樹委員	南海トラフ大地震が発生することが予測されている中で、県・市単独では復旧復興がなかなか進まないものと思われる。道州制が根付いて、対応できるようになれば、出先機関の必要性も薄らいでくる可能性はあるが、現状でなくすというには早計であると思う。

稲田雅之委員長	他にないか。
松田和己委員	私も他の委員に賛成であるが、意見書案の内容は政権交代により、見直しが必要であると思う。
稲田雅之委員長	他にないか。 （「なし」と呼ぶ者あり） これより一括討論に入る。討論はないか。 （「なし」と呼ぶ者あり） 討論を終了する。 これより陳情第８号住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める意見書の提出に関する陳情を採決する。本陳情は採択すべきものと決するに異議はないか。 （「異議なし」と呼ぶ者あり） 本陳情は採択すべきもの決定した。 続いて陳情第９号国民の権利を支える行政サービスの確保を求める意見書提出に関する陳情を採決する。本陳情は採択すべきものと決するに異議はないか。 （「なし」と呼ぶ者あり） 本陳情は採択すべきもの決定した。 意見書案を事務局に配布させる。 ただ今、配布した意見書案については正副委員長で案文を作成しているが、何か意見はないか。 （「なし」と呼ぶ者あり） 本意見書案については、全員異議なく採択されたものであるので、会議規則第 14 条第２項の規定による委員会提出の議案として定例会最終日に提出をする。 続いて、継続審査としている請願第５号MV22 オスプレイの普天間基地配備及び宮崎県内低空飛行訓練に反対する決議を求める請願を審査する。 はじめに、本請願の審査にあたり、当局より審査の参考となるような情報等があればお願いする。
上ノ原危機管理室長	１２月定例会以降の動向を説明する。２月 28 日に九州防衛局より場所は明示されていなかったが、３月６から８日にかけて、３機のMV22 オスプレイが沖縄から岩国飛行場に飛来し、低空飛行訓練を実施するとのFAX連絡が入った。３月４日に追加情報があり、九州地方イエロールートにて低空飛行訓練を実施するとの情報であった。５日には市民から目撃情報などあれば、速やかに危機管理室に連絡するよう職員に周知を行った。同日、九州防衛局よりイエロールートから四国地方上空オレンジルートに変更になるとの連絡があった。６日に九州防衛局から、岩国飛行場を飛び立ったときから、四国上空での訓練、普天間飛行場への帰還まで、適時FAX・電話連絡が入った。オスプレイが日本本土での訓練を実施したことはマスコミ報道にもあるように事実である。以上である。
稲田雅之委員長	質疑に入る。質疑・意見等ないか。
早瀬賢一委員	概ね趣旨は賛同できるが、状況の変化があり、普天間配備にのみ反対するという内容では修正が必要でないかと思う。
稲田雅之委員長	他にないか。
小田忠良委員	安保条約のもとに基地があり、防衛のために必要な配備であるのではないかと思う。また、オスプレイの事故の情報や問題点などがあれば、もっと国民に知らされてもいいはずである。事実として国の意向で普天間や岩国基地に配備されたものを、市民として配備に反対するということが沖縄県民に全負担を負わせていいのかという議論は全国的

	に行われている最中で、このオスプレイの配備のみに反対することを表明するのはどうかと考えている。
平田信広委員	日米の軍事上の機密の問題から、不透明な部分が非常に多い。現在示されているイエロールートに関しても、おおよその場所ということだけであり、必ず表示された場所を飛行訓練するかどうかはわかっていない。本市付近ではドクターヘリが飛行しており、イエロールートに含まれるとされる北川町など含め、平成２４年度では３０件以上が飛行している。ドクターヘリに関しても緊急時に飛行するわけであり、いつ事故が発生するとも限らない。起こってからでは対応が遅いと思う。
小田忠良委員	オスプレイに関する最近の事故の状況はどうか。
上ノ原危機管理室長	沖縄配備以降はないものと思う。
小田忠良委員	危険なものという印象はあるが、改良を加え、事故が発生しないようにされていると思う。危ないという印象で反対というべきか、国際問題の緊張感のどちらをとるべきかという問題である。普天間配備を撤回するということは延岡市民にとって最善ではないように思う。
佐藤大志委員	米国でも訓練を反対しているところもあると聞く。私は趣旨に賛同できる。
平田信広委員	ハワイでは住民の反対により、訓練中止になったと聞く。それをなぜ日本で行分ければならないのかと思う。外交上の問題を気にするよりも、市議会としては市民の生命・財産を守ることをまず考えないといけないと思う。
小田忠良委員	沖縄ではオスプレイに限らず、ヘリコプターの事故なども発生しているわけであり、オスプレイの配備のみに反対しても、基地問題や安全上の問題は解決しない問題である。
西原　茂樹委員	日本を守るということからいうと配備は仕方のないことであるかと思うが、基地周辺では民家が密集しており危険であると思うし、低空飛行訓練に際しても事故を起こしていることを考えると、低空飛行訓練の反対はした方がいいのではないかと思う。
早瀬賢一委員	どこの基地に配備するかなどは国レベルでの問題であり、本市議会で出すのであれば市民目線で、実際に低空飛行訓練は危険だから、それについては反対ということが良いと思う。実際にどのくらい危ないのかは資料がないので、わからないが、例えばヘリコプターはよくて、オスプレイは配備に反対であるといったことにはならないと思う。
小田忠良委員	早瀬委員と同じ考えである。
稲田雅之委員長	暫時休憩する。 （休憩）14:09 （再開）14:22
稲田雅之委員長	委員会を再開する。 状況をまとめるが、オスプレイの低空飛行に反対であるのは共通の認識であるようなので、その旨の決議を委員会提出することに異議はないか。 （「なし」と呼ぶ者あり） それでは、請願の採決については今期定例中に再度委員会を開いて行いたいと思う。 以上で、本日の審査は、終了した。 なお、委員長報告については、正副委員長に一任いただきたいと思うが、異議はないか。 （「異議なし」と呼ぶ者あり） 異議がないので、そのように取り計う。 続いて、本委員会における所管事務調査報告について、これまでの委員会としての調査を参考に、正副委員長においてこの報告書案を作成したが、この案について、何か意見

	等はないか。
早瀬賢一委員	本年度委員会で行ったシティミーティングの件も記載するべきではないか。
稲田雅之委員長	取り入れて報告書案を作成しているので確認いただきたい。 他にないか。 （「なし」と呼ぶ者あり） ないようであるので、今定例会最終日の本会議において、この報告書を議場に配布し、私のほうで報告を行いたいと思うが、異議ないか。 （「異議なし」と呼ぶ者あり） 異議がないので、そのように取り計う。 本日予定していた案件の協議は以上であるが、ほかに何かないか。 （「なし」と呼ぶ者あり） これをもって、総務財政委員会を閉会する。 **閉 会14時 30分**

乙第 19 号証

次長	局長	委員長	議長
富田	一湊		佐藤

議会基本条例制定特別委員会記録	書記氏名	福島昌宏	印

開催月日	平成25年3月18日（月）	開催時間	自 11時 00分 至 11時 14分	開催場所	議会委員会室

	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
委員の出欠	委員長	上田 美利	○	委員	河野 治満	○
	副委員長	本部 仁俊	○	委員	稲田 和利	○
	委員	三上 毅	○	委員	小田 忠良	○
	委員	佐藤 大志	○	委員	佐藤 裕臣	○
	委員	平田 信広	○			
出席議員	なし					
説明のための出席者	なし					
傍聴	なし					

議案等番号	件名	結果
———	定例会最終日上程議案（2件）の確認について	委員会決定
———	特別委員会の最終報告について	委員会決定
———	陳情審査報告書について	委員会決定
———	基本条例施行後の検証について	委員会決定
———	———	———

議会基本条例制定特別委員会記録

開会 11時 00分

上田美利　委員長	ただいまから、議会基本条例制定特別委員会を開会する。 はじめに、今期定例会最終日に上程予定の議案2件についての確認をお願いしたい。 この議案2件に関しては、これまで2年間にわたる本特別委員会での協議を踏まえた結果であり、お手元のような形で、最終日の本会議に上程したい。上程するのは、延岡市議会基本条例の制定及び延岡市議会の議決事件に関する条例を廃止する条例の制定の2件であり、いずれも基本条例の制定に関するものである。なお、議案番号については、当局からの追加提案の関係もあり、現時点では確定していない。 最終的に内容をご確認いただきたいと思います。 〔各委員内容確認〕 意見等はないか。 （「なし」と呼ぶ者あり） なければ、このように提案したいが、異議はないか。 （「異議なし」と呼ぶ者あり） 異議がないので、そのように取り計らう。
上田美利　委員長	続いて、本特別委員会における最終報告に関して協議したい。 例年、3月定例会における各特別委員会の報告は、本会議終盤の議事日程として扱われているが、本特別委員会は基本条例を制定することが最大の目標であり、委員会としての報告内容と今回上程する議案には強い関連がある。そのため、今回は特に議案2件を上程した際、提案理由説明を行う前段で、特別委員会としての活動報告も併せて行ったほうが良いと考えている。 〔報告書案の内容確認〕 報告の方法及び内容等については、ただいまの提案のとおりとしたいが、異議はないか。 （「異議なし」と呼ぶ者あり） 異議がないので、そのように取り計らう。
上田美利　委員長	続いて、3月8日に審査した陳情2件に関し、最終日の本会議において配布する審査報告書について、先の委員会協議内容をもとに作成した。 内容を確認いただき、良ければこのように決定したいが、いかがでしょうか。 （「異議なし」と呼ぶ者あり） 異議がないので、そのように取り計らう。
上田美利　委員長	続いて、会派持ち帰りとしていた基本条例施行後の検証について協議する。 各会派より意見を伺いたい。
佐藤裕臣　委員	【延岡きずな自民の会】施行後の検証については、特別委員会の設置も含め、必要だと考える。
稲田和利　委員	【友愛クラブ】条例検証もあると思うが、他の議会改革も含めた形で特別委員会を設置した中で検討してはどうかと考える。
小田忠良　委員	【無所属クラブ】特別委員会を設置することについては同意見である。また、外部有識者等も含めた取り組みについても検討してみてはどうかと考えている。
佐藤大志　委員	【社民党市議団】特別委員会を設置して取り組んでいくことは必要だと考える。
三上　毅　委員	【公明党市議団】議会改革に関する特別委員会を設置した中で、条例検証を行ってはどうかという考えである。

河野治満　委員	【のべおか市民派クラブ】検証に関する特別委員会を設置する必要はあると考える。外部からの参加に関しては、今後の協議になると考える。
平田信広　委員	【無会派（日本共産党）】ほぼ各委員と同意見である。
上田美利　委員長	各会派の意見を伺うと、今後においては、基本条例の検証、また、他の議会改革を含めて協議を行うための特別委員会を設置した中で協議を行うことが適当であるとの方向性ではないかと思う。ただ、具体的な内容については、新たな特別委員会設置に合わせての協議になるものと考える。本特別委員会としての方向性については、以上のようなことで異議はないか。 （「異議なし」と呼ぶ者あり） 異議がないので、この協議結果については、正副委員長から議長へ報告しておく。また、各委員においては、会派のほうへ、この協議結果を伝えておいていただきたい。 以上で、本日予定した案件の協議は終了するが、そのほか何かないか。 （「なし」と呼ぶ者あり） これをもって議会基本条例制定特別委員会を閉会する。 **閉　会　11時　14分**

議会基本条例制定特別委員会審査報告

平成25年3月21日

議会基本条例制定特別委員会委員長　上田　美利

本特別委員会に付託された陳情について、3月8日に委員会を開き審査したので、その結果を次のとおり報告する。

付託案件及び審査結果

1．陳情第13号　延岡市議会基本条例案に関する意見公募手続の再実施を求める陳情

（不採択）

本件については、以下の理由により不採択すべきものと決定した。

延岡市議会基本条例案に対するパブリックコメントについては、実施した結果、1件の意見を正式に受理し、その意見の概要は市ホームページの中で掲載し、意見に対する市議会の考え方とともに公表した。
また、条例案に関しては、パブリックコメントに加え、さらに広く市民からの意見を直接伺うことも必要であるとの観点から、市内11会場での市民説明会を開催し、145人の市民に参加いただいた。その中からは、議会に対する厳しい意見のほか、基本条例制定に伴う議会に対する一定の評価もいただくとともに、今後への期待なども含め、条例案及び市議会に対しての大変貴重な意見を数多く伺うことができた。

2．陳情第14号　延岡市議会基本条例案に関する意見の賛否表明を求める陳情

（不採択）

本件については、以下の理由により不採択すべきものと決定した。

本特別委員会において作成した議会基本条例案については、他議会の制定条例の研究や先進地視察の実施、また、市民約2,800人に協力をいただいた議会に関するアンケート結果等を参考にしながら、約2年間にわたる協議を重ね作成してきたところである。
また、本特別委員会作成の条例案については、完成後、条例制定の趣旨や、制定後に議会が目指す取り組みを市民へ直接説明し、意見を伺うための市民説明会を実施した中で一定の評価が得られたと考えたことから、今期定例会において、本特別委員会として作成した条例案を提案したものである。

20号証

次長		局長		委員長		議長	

議会運営委員会記録（第２５回）		書記氏名	稲　村　　斎	
開催月日	平成２５年３月２１日（木）	開催時間	自　９時４５分 至１０時００分	開催場所	議長室

会　派	氏　名	出欠	会　派	氏　名	出欠
委員長	佐藤　誠	出			
副委員長	髙木　益夫	出			
延岡きずな自民の会	稲田　雅之	出			
友愛クラブ	熊本　貞司	出			
友愛クラブ	本部　仁俊	出			
公明党市議団	西原　茂樹	出			
社民党市議団	太田　龍	出			
のべおか市民派クラブ	甲斐　正幸	出			
議長	佐藤　勉	出	副議長	小田　忠良	出
その他の出席者	平田信広　議員（日本共産党）				

件名	１．みなし採択、みなし不採択について

議　会　運　営　委　員　会

（　開会　9：45　）

佐藤　誠　委員長	ただいまより議会運営委員会を開会する。協議前に皆様に報告する。 平田議員には、オブザーバーとして出席を頂いている。承認をお願いする。本日は、陳情の処理の確認についてお集りいただいた。今期定例会に提出されている意見書の提出を求める陳情のうち、陳情第８号「住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める意見書の提出に関する陳情」及び陳情第９号「国民の権利を支える行政サービスの確保を求める意見書提出に関する陳情」の２件については、総務財政委員会において、採択され、本日２件の陳情の趣旨をまとめた１件の意見書案が提出される予定となっている。本日、その意見書案が可決されれば、本会議において、その後に行われる陳情の処理にあたっては、改めて会議にはかることなく、２件の陳情は採択されたものとみなす、「みなし採択」による処理を行いたい。また、議会基本条例制定特別委員会に付託されている、陳情第１３号「延岡市議会基本条例案に関する意見公募手続の再実施を求める陳情」及び、陳情第１４号「延岡市議会基本条例案に関する意見の賛否表明を求める陳情」の２件については、本日、議案第１２１号延岡市議会基本条例の制定を可決すれば、本会議において、その後に行われる陳情の処理にあたっては、改めて会議にはかることなく、本２件の陳情は不採択されたものとみなす、「みなし不採択」による処理を行いたいがよいか。 （「異議なし」と呼ぶ者あり）
佐藤　誠　委員長	異議がないのでそのように取り扱う。 以上で本日の協議は終了したが、ほかに何かないか。 （「なし」と呼ぶ者あり）
佐藤　誠　委員長	ないようなので、以上で議会運営委員会を終了する。 （　閉会　10：00　）

乙第21号証

会議録

第十一回市議会（定例会）
平成二十五年二月二十六日～三月二十一日
第十二回市議会（臨時会）
平成二十五年三月二十五日

延岡市議会

VOL. 8

直しながら、インターネットによる本会議中継の実現に向けて、取り組みを進めることが必要ではないかと考えるところであります。

次に、シティミーティング・議会活動報告会の充実についてであります。

シティミーティング・議会活動報告会は、議会の仕組みや常任委員会の所管事務調査の報告などについて、民間の関係団体や地区住民などを対象に、平成二十一年度から実施しております。

本特別委員会では、毎年見直しを行う中で、相手方の対象拡大やテーマの自由設定など、内容の改善を図ってまいりました。さらに、今年度においては、四つの班に分かれ実施しているこの会議の回数を、一班当たり年一回から二回にふやし、広報・広聴機能の強化を図ったところであります。

その一方で、この会議の発展形として、意見交換的な特徴を持つシティミーティングと、議会活動の報告的な特徴を持つ議会活動報告会の二つに分けて開催することを協議したところであります。

本特別委員会としましては、議会基本条例制定特別委員会において、議会活動報告会の実施を同条例に組み込む方針を打ち出していることもあり、議会活動報告会を重視して実施するという意見で一致したところであります。

なお、シティミーティングについても、所管事務に関する意見交換の会議として、各班年一回以上、開催することが望ましいという意見で一致したところであります。

いずれにいたしましても、次年度以降、議会活動報告会とシティミーティングという二つの手段を駆使して、議会における広報・広聴機能の向上を図っていくための協議を進めていくことが本特別委員会には必要であると考えるものであります。

以上、広報・広聴特別委員会における平成二十四年度の活動報告といたします。

よろしく御承認いただきますよう、お願い申し上げます。　（降壇）

○議長（佐藤　勉君）　ただいまの委員長報告について質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤　勉君）　質疑なしと認めます。質疑を終わります。

以上で、広報・広聴特別委員会の報告を終わります。

なお、ただいま報告のありました各常任委員会及び、特別委員会の報告の詳細につきましては、お手元に報告書を配付いたしております。

日程第二十　請願及び陳情の処理

○議長（佐藤　勉君）　日程第二十　請願及び陳情の処理を行います。

陳情第八号住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める意見書の提出に関する陳情外七件が委員会審査を終了いたしておりますので、本八件の陳情を一括議題といたします。

初めに、総務財政委員会に付託されておりました、陳情第八号住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める意見書の提出に関する陳情及び、陳情第九号国民の権利を支える行政サービスの確保を求める意見書提出に関する陳情の二件につきましては、先ほど同一趣旨の意見書（案）が可決されましたので、本陳情につきましては、採択されたものと決定いたします。

次に、議会基本条例制定特別委員会に付託されておりました、陳情第一三号延岡市議会基本条例案に関する意見公募手続の再実施を求める陳情及び、陳情第一四号延岡市議会基本条例案に関する意見の賛否表明を求める陳情の二件につきましては、先ほど議案第一二一号延岡市議会基本条例の制定を全員異議なく可決しましたので、本二件の陳情につきましては、不採択されたものと決定いたします。

次に、総務財政委員会委員長の審査結果の報告を求めます。

〔総務財政委員会委員長（稲田雅之君）登壇〕

○総務財政委員会委員長（稲田雅之君）　総務財政委員会における審査結果につきまして、御報告申し上げます。

ただいま議題となっております陳情第一五号電子メール応答四十八時間規則条例の制定を求める陳情外一件につきまして、委員会といたしましては、三月十四日に委員会を開き、慎重に審査を行いました結果、まず、陳情第一五号電子メール応答四十八時間規則条例の制定を求める陳情につきましては、お手元の審査報告書のとおり、市民からの電話やメール、手紙などによる問い合わせの対応についての問題は、行政が迅速な対応に努めるとともに、議会としてもそれが徹底されるよう、チェック機能を果たすことによって解消を図るべきであるという理由により、不採択すべきものと決定いたしました。

続きまして、陳情第一六号延岡市行政手続条例の改正を求める陳情につきましては、お手元の審査報告書のとおり、本陳情の趣旨の一部については理解できる点があるものの、市民生活の方向性を示したり、影響を及ぼすマスタープランや指針を作成するに当たり、所管課が最も効率的な方法で、それぞれ審議会や委員会で学識経験者等の意見を聞いたり、懇話会や意見公募、アンケートを実施するなど、さまざまな分野で市民の意見を聞くように努めているという理由により、不採択すべきものと決定いたしました。

続きまして、陳情第一七号意見公募手続条例の制定を求める陳情につきましては、お手元の審査報告書のとおり、陳情第一六号と同様に、市民生活の方向性を示したり、影響を及ぼすマスタープランや指針を作成するに当たり、所管課が最も効率的な方法で、それぞれ審議会や委員会で学識経験者等の意見を聞いたり、懇話会や意見公募、アンケートを実施するなど、さまざまな分野で市民の意見を聞くように努めているという理由により、不採択すべきものと決定いたしました。

以上、総務財政委員会における審査結果の御報告といたします。

よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。　（降壇）

○議長（佐藤　勉君）　ただいまの委員長報告について質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤　勉君）　質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより一括討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤　勉君）　討論なしと認めます。討論を終わります。

これより陳情第十五号電子メール応答四十八時間規則条例の制定を求める陳情を採決いたします。

本陳情に対する委員長報告は、不採択でありますので、本陳情は採択の可否についてお諮りいたします。

本陳情を採択することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立者なし〕

○議長（佐藤　勉君）　起立者はありません。よって、本陳情は不採択と決定いたしました。

次に、陳情第一六号延岡市行政手続条例の改正を求める陳情を採決いたします。

本陳情に対する委員長報告は、不採択でありますので、本陳情は採択の可否についてお諮りいたします。

本陳情を採択することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立者なし〕

○議長（佐藤　勉君）　起立者はありません。よって、本陳情は不採択と決定いたしました。

次に、陳情第一七号意見公募手続条例の制定を求める陳情を採決いたします。

本陳情に対する委員長報告は、不採択でありますので、本陳情は採択の可否についてお諮りいたします。

本陳情を採択することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立者なし〕

○議長（佐藤　勉君）　起立者はありません。よって、本陳情は不採択と決定いたしました。

次に、経済環境委員会委員長の審査結果の報告を求めます。

〔経済環境委員会委員長（河野治満君）登壇〕

○経済環境委員会委員長（河野治満君）　経済環境委員会における審査結果につきまして、御報告申し上げます。

今期定例会におきまして、本委員会に付託されました陳情第一二号年金二・五％の削減中止を求める意見書の提出に関する陳情につきましては、昨年十二月定例会において不採択となりました陳情第四号と同様の趣旨のものであります。

委員会といたしましては、三月十五日に委員会を開き、慎重に審査いたしました結果、お手元の審査報告書のとおり、特例水準の引き下げが年金受給者にとって厳しい措置であることは理解できるところでありますが、この解消措置は、将来の年金財政の安定化や現役世代との世代間公平を図るために必要な措置であること、また、国においては、今回、この特例水準を解消する一方で、今後は低所得の年金受給者に対する給付金支給や、年金受給に必要な納付期間の短縮など、今後の社会保障充実のための措置が図られていることなどの理由により、不採択すべきものと決定いたしました。

以上、経済環境委員会における審査結果の御報告といたします。

よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。　（降壇）

○議長（佐藤　勉君）　ただいまの委員長報告について質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤　勉君）　質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤　勉君）　討論なしと認めます。討論を終わります。

これより陳情第一二号年金一・五％の削減中止を求める意見書の提出に関する陳情を採決いたします。

本陳情に対する委員長報告は、不採択でありますので、本陳情は採択の可否についてお諮りいたします。

本陳情を採択することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤　勉君）　起立少数であります。よって、本陳情は不採択と決定いたしました。

お諮りいたします。

総務財政委員会に付託されております請願第五号ＭＶ22オスプレイの普天間基地配備及び宮崎県内低空飛行訓練に反対する決議を求める請願につきましては、お手元の委員会審査報告書のとおり、請願者から取り下げの申し出があっております。

本請願については、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤　勉君）　御異議なしと認めます。よって本請願については、取り下げを承認することに決定いたしました。

次に、議員派遣についてお諮りいたします。

地方自治法第百条及び会議規則第百六十二条の規定による議員派遣につきましては、お手元に配付しております議員派遣一覧表のとおり決定いたしたいと思います。

乙第21号証
(逆とじ)

乙第 22 号証

請願及び陳情の委員会審査報告（その１）

第 11 回延岡市議会（定例会）　　平成 25 年３月

委員会	番号	件名		結果
総務財政	陳情８	住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める意見書の提出に関する陳情		採択
		付託議会	最終審査	
		第５回定例会 平成 24 年３月	平成 25 年３月 14 日	
委員会	番号	件名		結果
総務財政	陳情９	国民の権利を支える行政サービスの確保を求める意見書提出に関する陳情		採択
		付託議会	最終審査	
		第５回定例会 平成 24 年３月	平成 25 年３月 14 日	
委員会	番号	件名		結果
総務財政	陳情 15	電子メール応答 48 時間規則条例の制定を求める陳情		不採択
		付託議会	最終審査	
		第 11 回定例会 平成 25 年３月	平成 25 年３月 14 日	
委員会	番号	件名		結果
総務財政	陳情 16	延岡市行政手続条例の改正を求める陳情		不採択
		付託議会	最終審査	
		第 11 回定例会 平成 25 年３月	平成 25 年３月 14 日	
委員会	番号	件名		結果
総務財政	陳情 17	意見公募手続条例の制定を求める陳情		不採択
		付託議会	最終審査	
		第 11 回定例会 平成 25 年３月	平成 25 年３月 14 日	

総 務 財 政 委 員 会 審 査 報 告

平成25年3月21日
総務財政委員会委員長　　稲田　雅之

本委員会に付託された請願及び陳情について、3月14日及び3月18日に委員会を開き、審査したので、その結果を次のとおり報告する。

付託案件及び審査結果

1．陳情第8号　　住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める意見書の提出に関する陳情
（採択）

2．陳情第9号　　国民の権利を支える行政サービスの確保を求める意見書提出に関する陳情
（採択）

本2件については、趣旨妥当と認め、採択すべきものと決定した。

3．陳情第15号　　電子メール応答48時間規則条例の制定を求める陳情
（不採択）

本件については、以下の理由により不採択すべきものと決定した。

市民からの電話やメール、手紙などによる問合せの対応についての問題は、行政が迅速な対応に努めるとともに、議会としてもそれが徹底されるようチェック機能を果たすことによって解消を図るべきであること。

4．陳情第16号　　延岡市行政手続条例の改正を求める陳情
（不採択）

本件については、以下の理由により不採択すべきものと決定した。

本陳情の趣旨の一部については理解できる点があるものの、市民生活の方向性を示したり、影響を及ぼすマスタープランや指針を作成するにあたり、所管課が最も効率的な方法でそれぞれ審議会や委員会で学識経験者等の意見を聞いたり、懇話会や意見公募、

アンケートを実施するなど、様々な分野で、市民の意見を聴くように努めていること。

5．陳情第17号　　意見公募手続条例の制定を求める陳情

（不採択）

本件については、以下の理由により不採択すべきものと決定した。

陳情第16号と同様、市民生活の方向性を示したり、影響を及ぼすマスタープランや指針を作成するにあたり、所管課が最も効率的な方法でそれぞれ審議会や委員会で学識経験者等の意見を聞いたり、懇話会や意見公募、アンケートを実施するなど、様々な分野で、市民の意見を聴くように努めていること。

6．請願第5号　　MV22オスプレイの普天間基地配備及び宮崎県内低空飛行訓練に反対する決議を求める請願

（取下げ）

本件については、請願者からの取下げの申し出があり、これを承認すべきものと決定した。

乙第23号証

請願及び陳情の委員会審査報告（その２）

第11回延岡市議会（定例会）　　平成25年3月

委員会	番号	件名		結果
経済環境	陳情12	年金2.5%の削減中止を求める意見書の提出に関する陳情		不採択
		付託議会	最終審査	
		第11回定例会 平成25年3月	平成25年3月15日	

委員会	番号	件名		結果
議会基本条例制定	陳情13	「延岡市議会基本条例案に関する意見公募手続」の再実施を求める陳情		不採択
		付託議会	最終審査	
		第11回定例会 平成25年3月	平成25年3月8日	

委員会	番号	件名		結果
議会基本条例制定	陳情14	延岡市議会基本条例案に関する意見の賛否表明を求める陳情		不採択
		付託議会	最終審査	
		第11回定例会 平成25年3月	平成25年3月8日	

委員会	番号	件名		結果
総務財政	請願5	MV22 オスプレイの普天間基地配備及び宮崎県内低空飛行訓練に反対する決議を求める請願		取下げ
		付託議会	最終審査	
		第10回定例会 平成24年12月	平成25年3月18日	

経 済 環 境 委 員 会 審 査 報 告

平成 25 年 3 月 21 日
経済環境委員会委員長　　河野　治満

本委員会に付託された請願及び陳情について、３月 15 日に委員会を開き審査したので、その結果を次のとおり報告する。

付託案件及び審査結果

１．陳情第 12 号　　年金 2.5％の削減中止を求める意見書の提出に関する陳情

（不採択）

本件については、以下の理由により不採択すべきものと決定した。

今回の国の措置は、将来の年金財政の安定化や、現役世代との世代間公平を図るために必要な措置であること。

国においては、今回、この特例水準を解消する一方で、今後、低所得の年金受給者に対する給付金支給や、年金受給に必要な納付期間の短縮など、将来の社会保障充実のための措置が図られていること。

議会基本条例制定特別委員会審査報告

平成25年3月21日

議会基本条例制定特別委員会委員長　上田　美利

本特別委員会に付託された陳情について、3月8日に委員会を開き審査したので、その結果を次のとおり報告する。

付託案件及び審査結果

1．陳情第13号　延岡市議会基本条例案に関する意見公募手続の再実施を求める陳情

（不採択）

本件については、以下の理由により不採択すべきものと決定した。

延岡市議会基本条例案に対するパブリックコメントについては、実施した結果、1件の意見を正式に受理し、その意見の概要は市ホームページの中で掲載し、意見に対する市議会の考え方とともに公表した。
また、条例案に関しては、パブリックコメントに加え、さらに広く市民からの意見を直接伺うことも必要であるとの観点から、市内11会場での市民説明会を開催し、145人の市民に参加いただいた。その中からは、議会に対する厳しい意見のほか、基本条例制定に伴う議会に対する一定の評価もいただくとともに、今後への期待なども含め、条例案及び市議会に対しての大変貴重な意見を数多く伺うことができた。

2．陳情第14号　延岡市議会基本条例案に関する意見の賛否表明を求める陳情

（不採択）

本件については、以下の理由により不採択すべきものと決定した。

本特別委員会において作成した議会基本条例案については、他議会の制定条例の研究や先進地視察の実施、また、市民約2,800人に協力をいただいた議会に関するアンケート結果等を参考にしながら、約2年間にわたる協議を重ね作成してきたところである。
また、本特別委員会作成の条例案については、完成後、条例制定の趣旨や、制定後に議会が目指す取り組みを市民へ直接説明し、意見を伺うための市民説明会を実施した中で一定の評価が得られたと考えたことから、今期定例会において、本特別委員会として作成した条例案を提案したものである。

乙第 24 号証の1

平成 25 年 3 月 3 日

請願書

請願書 1

延岡市議会議長 宛

氏名　岩崎 信
住所　延岡市北川町長井 4940
Email　mi6116@gmail.com
電話　080-3940-1814

憲法第十六条の規定により請願する。２４時間以内に受理番号の通知を求める。

乙第 24 号証の2

平成25年3月3日

請願書

請願書2

延岡市議会議長 宛

氏名　岩崎 信
住所　延岡市北川町長井4940
Email　mi6116@gmail.com
電話　080-3940-1814

憲法第十六条の規定により請願する。２４時間以内に受理番号の通知を求める。

乙第 24 号証の3

平成25年3月3日

請願書

請願書3

延岡市議会議長 宛

氏名　岩崎 信
住所　延岡市北川町長井4940
Email　mi6116@gmail.com
電話　080-3940-1814

憲法第十六条の規定により請願する。２４時間以内に受理番号の通知を求める。

乙第 24 号証の4

平成25年3月3日

請願書

請願書４

延岡市議会議長 宛

氏名　岩崎 信
住所　延岡市北川町長井4940
Email　mi6116@gmail.com
電話　080-3940-1814

憲法第十六条の規定により請願する。２４時間以内に受理番号の通知を求める。

24 号証の5

平成25年3月3日

請願書

請願書5

延岡市議会議 宛

氏名　岩崎 信
住所　延岡市北川町長井4940
Email　mi6116@gmail.com
電話　080-3940-1814

憲法第十六条の規定により請願する。２４時間以内に受理番号の通知を求める。

乙第 25 号証

平成 25 年 12 月 13 日

延岡市長　首藤　正治　様

宮崎市佐土原町東上那珂字長谷水 16500-2
株式会社 宮崎県ソフトウェアセンター
代表取締役社長　川口　博士

ホームページ自動更新システム操作手順書の非開示について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は弊社の事業運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 25 年 12 月 5 日にご質問いただきました標記の件について、下記のとおり回答いたします。

敬具

記

(非開示の理由)

本システムの情報開示によりシステム機能の詳細が判明するため、弊社の事業活動に不利な情報となる。

乙第 26 号証

業務委託契約書

延岡市（以下「甲」という。）と日本電気株式会社宮崎支店（以下「乙」という。）とは、「契約の要綱」に記載される対象業務ついて、「契約の要綱」および「契約の条項」のとおり甲が乙に委託することに関し契約を締結し、その証として本書２通を作成し、甲乙押印のうえ各１通を保有します。

平成２５年　４月　　１日

甲
延岡市東本小路２番地１
延岡市
代表者　市長　首　藤　正　治

宮崎市広島1丁目18番7号
日本電気株式会社 宮崎支店
支店長　今　林　美　穂

「契　約　の　要　綱」

委託業務の内容	延岡市財務会計システム運用支援委託
対　象　業　務	延岡市財務会計システム運用業務
作　業　内　容	別紙１に定める運用支援作業
契　約　金　額	金　　2,772,000円（消費税および地方消費税を含む。）
内消費税および地方消費税の額	金　　132,000円
契　約　期　間	平成２５年４月　１日より平成２６年３月３１日まで
契　約　保　証　金	本契約にかかる契約保証金は、延岡市契約規則第２７条第１項第３号により免除
納品物および納入期限	納品物　：作業報告書 納入期限：平成２６年３月３１日
特　記　事　項	無し

「契　約　の　条　項」

（契約の目的）

第１条　本契約に基づき乙が甲より受託する作業は、「契約の要綱」に記載されている「対象業務」に対して、同「作業内容」を行うこと（以下「運用支援」という。）をいいます。

（契約の履行）

第２条　甲および乙は、運用支援が、甲、乙両者の共同作業を通じて初めて達成されるものであることを認識し、相互に本契約で定める事項を誠実に実施するとともに、相手方に対しても誠意をもって協力しあうものとします。

（完全合意）

第３条　本契約は、締結日現在における甲、乙両者の合意を規定したものであり、本契約以前に甲、乙間でなされた協議内容、合意事項、あるいは一方当事者から相手方に提供された各種資料、申し入れ等と本契約の内容とが相違する場合は、本契約に特に定めのないかぎり本契約が優先するものとします。

（技術支援）

第４条　技術支援とは、第５条に定めるシステム技術者（以下「システム技術者」という。）による「対象業務」に関する支援をいいます。

（システム技術者）

第５条　乙は、技術支援の実施開始時までに技術支援を行うシステム技術者を選任し、甲に書面により通知します。

２　システム技術者が疾病、退職その他の事由により技術支援を継続できなくなった場合、乙は相当な期間内に他のシステム技術者と交替させるなど技術支援の継続に支障を生じさせないよう、相当の措置をとるものとします。

３　本契約は、甲に対して技術支援を行うシステム技術者が他の同種の技術支援を行うことを妨げるものではなく、また、乙が当該システム技術者に他の業務を担当させることを妨げるものではないものとします。

４　本契約に基づき、甲に対して技術支援を行うシステム技術者は、乙の管理・監督のもとに業務を遂行するものとします。

（運用推進体制）

第６条　甲および乙は、本契約締結後すみやかに本契約履行のための連絡、確認を行う担当者（以下「主任担当者」という。）の運用支援推進体制を定めるものとします。

２　乙の主任担当者はシステム技術者が、その業務を担当するものとします。

３　甲および乙は、運用支援に関する相手方からの要請、指示等の受理、および相手方への依頼等を行う場合、第１項で定めたそれぞれの主任担当者を通じてのみ行うものとします。

４　甲および乙は、第１項により定めた主任担当者等の変更がある場合には、直ちに相手方に対して通知するものとします。

（作業報告書）

第７条　乙は、乙が実施した技術支援の内容を書面（以下「作業報告書」といいます。）により甲に報告し、甲は乙の報告内容を遅滞なく確認するものとします。

（作業内容の変更）

第８条　甲または乙が、作業内容の変更の申し入れを行う場合、書面に変更の内容、理由等を明示して主任担当者の記名押印を行ったうえでこれを相手方に通知することをもってのみ行い得るものとします。

２　前項に基づく相手方からの作業内容の変更申し入れがあった場合、甲および乙は当該申し入れがあった日から10日以内に変更の内容およびその可否につき協議を行うものとします。なお、当該協議期間内に協議が調わない場合、乙は当該申し入れ前の契約条件にしたがって、作業を継続実施できるものとします。

３　前項に基づく協議の結果、変更の内容が、本契約に定める金額、およびその他の契約条件に影響を及ぼすものであると両当事者が判断した場合には、変更契約書を締結して契約内容の変更をすることをもってのみ、作業内容の変更を行うことができるものとします。なお、変更の内容が、本契約に定める金額、およびその他の契約条件に影響を及ぼすものでないと両当事者が判断した場合には、変更契約書を締結することなく、作業内容の変更を行うことができるものとします。

（権利義務の譲渡）

第９条　乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承してはならないものとします。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでないものとします。

（諸経費）

第１０条　運用支援に関わる諸経費（出張旅費等）については契約金額に全て含むものとします。

（データ等の目的外使用の禁止）

第１１条　乙は、委託業務の履行に関して入手した情報（以下「データ」という。）および契約目的物を委託業務の履行以外の目的に使用してはならないものとします。

（複写、複製等の禁止）

第１２条　乙は、データおよび契約目的物を複写し、若しくは複製し、又は第三者に提供してはならないものとします。ただし、書面により甲の同意を得たときは、この限りでないものとします。

（データ等の管理義務）

第１３条　乙は、データおよび契約目的物に関し、善良なる管理者の注意義務をもって、その維持管理にあたらなければならないものとします。

（検収）

第１４条　検収は、乙が提出する作業報告書の甲による承認よって完了するものとします。

（契約金額）

第１５条　契約金額は、「契約の要綱」のとおりとします。ただし「契約の要綱」記載事項および作

業内容の変更が生じた場合は、第８条の定めに基づき契約金額の改定を行うことができるものとします。

（契約保証金）

第１６条　本契約にかかる契約保証金は「契約の要綱」の記載に従うものとします。

（契約金額の支払方法）

第１７条　乙は、全ての委託作業内容の全てに関する検収完了後、甲に対して第１５条に定める契約金額をすみやかに請求するものとします。甲は、乙の請求に基づき請求日より起算して３０日以内に乙に支払うものとします。

（甲の一般義務）

第１８条　甲は、乙が運用支援を実施するうえで必要となる業務資料等、および甲保有のシステム等の導入設備、導入環境、各種資料その他甲の管理物を適宜乙に無償で貸与するものとします。

２　乙が運用支援を甲の庁舎で実施する必要がある場合、甲は当該作業実施場所を無償にて乙に貸与するものとします。

３　前項に基づき、乙が甲から借り受けた作業実施場所、導入設備、導入環境を利用することに伴い発生する光熱費等その他の経費は、甲の負担とします。

（乙の一般義務）

第１９条　乙は、運用支援を履行するうえで甲の庁舎に立ち入る場合には、安全管理、秩序維持等に関する甲の諸規則を遵守するものとします。

２　乙は、システム導入の履行のために甲から借り受けた業務資料等および甲保有のシステム等の導入設備、導入環境、各種資料その他甲の管理物を利用する場合には、善良な管理者の注意をもってこれらを利用するものとします。

３　乙は、本契約に基づき甲から借り受けた業務資料等を、当該資料の利用目的の終了後すみやかに甲に返却するか、甲の指示に従った処置を行うものとします。

（諸権利の帰属）

第２０条　本契約の履行に関連して得られた発明・考案等（以下「関連発明等」という。）に関する工業所有権（出願する権利を含む。）の帰属に関しては、以下のとおりとします。

(1)　甲が単独で行った関連発明等に関する工業所有権は、甲単独に帰属するものとします。

(2)　乙が単独で行った関連発明等に関する工業所有権は、乙単独に帰属するものとします。

(3)　甲および乙が共同で行った関連発明等に関する工業所有権は、甲乙共有とします。
この場合甲および乙は、工業所有権の全部につき、それぞれ相手方の了承なしに自ら実施し、または第三者に対し通常実施権を実施許諾することができるものとします。

２　本契約の履行に関連して創作された著作物の著作権の帰属については、前項の規定を準用するものとします。

（責任の制限）

第２１条　乙は、技術支援が甲において一定の目的を達成することを保証するものではなく、また技術支援終了後甲に対し何らの保証責任を負うものではないものとします。

2　本契約に基づき乙が甲に対し損害賠償債務を負担する場合、乙の損害賠償の総額は契約金額として乙が甲から受領した総合計金額を限度とします。

（機器撤去）

第２２条　機器の撤去及び機器内データの消去については、甲と乙が協議し円滑に行うものとします。

（秘密保持義務）

第２３条　乙は、延岡市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例および同規則並びに同規程を遵守しなければならないものとします。

2　乙は、甲からの書面による承諾なくしては、本契約履行に関し甲から開示された甲の業務上固有の情報を本契約期間中はもとより、本契約終了後も第三者に対して開示、漏洩してはならないものとします。

3　甲は、乙からの書面による承諾なくしては、本契約履行に関し乙から開示された乙固有の技術上、販売上その他業務上の情報を、本契約期間中はもとより本契約終了後も、第三者に対して開示、漏洩してはならないものとします。

4　第２項および第３項に規定される情報のうち次の各号に該当するものは秘密保持義務を負わないものとします。

(1)　開示の時点で既に公知のもの、または開示後情報を受領した当事者の責によらずして公知となったもの。

(2)　第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの。

（契約の解除）

第２４条　甲または乙は、相手方が本契約に基づく債務を履行せず、相当の期間を定めて催告を行ったにもかかわらず、なおその期間内に履行しない場合は、相手方に文書をもって通知し本契約の解除を行うことができるものとします。

（誠実協議）

第２５条　本契約に定めのない事項、および本契約の内容に疑義が生じた場合は、その都度甲と乙が誠意をもって協議し円満に解決するものとします。

別紙１

１．作業内容

本契約における「作業内容」は財務会計システムに関するシステム運用支援として以下の「作業内容」を行うものとします。

（１） 出納整理期間対応
（２） 決算書出力立会い
（３） 予算創生処理対応
（４） 基盤創生処理対応
（５） 法改正（決算統計）対応　本票変更対応
（６） 法改正（決算統計）対応　本番立会い
（７） その他対応、プログラム変更支援

以　　上

乙第 27 号証の1

NEC

FINASN

財務情報システム

入門・利用のてびき

共通操作編

本ソフトウェアおよび本書の著作権は、日本電気株式会社に属します。
©NEC Corporation 2005 All rights reserved

・本ソフトウェア、マニュアルの一部、もしくは全文を無断で複製・転載することを禁止します。
・本ソフトウェア、マニュアルは予告なく変更されることがあります。
・Microsoft Windows、Excel、Access および Windows のロゴは、米国 Microsoft Corporation の米国およびその他の国における商標または登録商標です。
・Adobe、Adobe ロゴおよび Adobe Reader は、Adobe Systems Incorporated（アドビシステムズ社）の米国ならびに他の国における商標または登録商標です。
・本書に記載されている会社・製品名は、各社の商標、または登録商標です。

乙第 27 号証の2

NEC

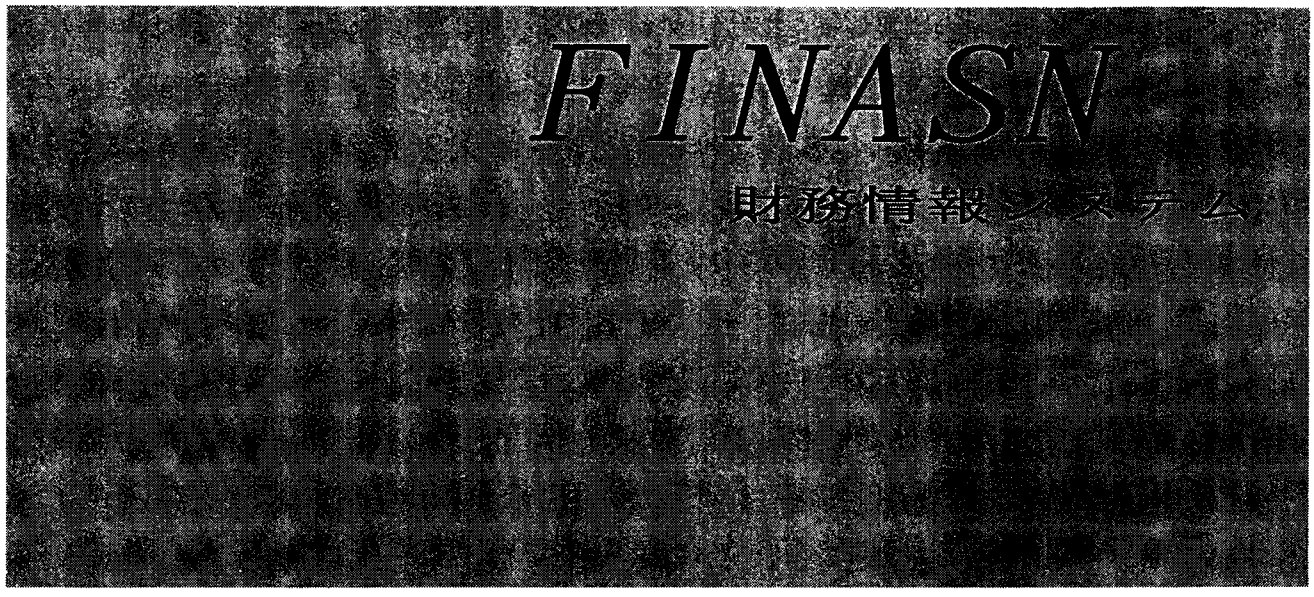

入門・利用のてびき

主管部門編

本ソフトウェアおよび本書の著作権は、日本電気株式会社に属します。
©NEC Corporation 2005 All rights reserved

・本ソフトウェア、マニュアルの一部、もしくは全文を無断で複製・転載することを禁止します。
・本ソフトウェア、マニュアルは予告なく変更されることがあります。
・Microsoft Windows、Excel、Access および Windows のロゴは、米国 Microsoft Corporation の米国およびその他の国における商標または登録商標です。
・Adobe、Adobe ロゴおよび Adobe Reader は、Adobe Systems Incorporated（アドビシステムズ社）の米国ならびに他の国における商標または登録商標です。
・本書に記載されている会社・製品名は、各社の商標、または登録商標です。

乙第 27 号証の3

NEC

FINASN

財務情報システム

入門・利用のてびき

財政部門編

本ソフトウェアおよび本書の著作権は、日本電気株式会社に属します。
©NEC Corporation 2005 All rights reserved

・本ソフトウェア、マニュアルの一部、もしくは全文を無断で複製・転載することを禁止します。
・本ソフトウェア、マニュアルは予告なく変更されることがあります。
・Microsoft Windows、Excel、Access および Windows のロゴは、米国 Microsoft Corporation の米国およびその他の国における商標または登録商標です。
・Adobe、Adobe ロゴおよび Adobe Reader は、Adobe Systems Incorporated（アドビシステムズ社）の米国ならびに他の国における商標または登録商標です。
・本書に記載されている会社・製品名は、各社の商標、または登録商標です。

乙第 27 号証の4

NEC

入門・利用のてびき

会計部門編

本ソフトウェアおよび本書の著作権は、日本電気株式会社に属します。
©NEC Corporation 2005 All rights reserved

・本ソフトウェア、マニュアルの一部、もしくは全文を無断で複製・転載することを禁止します。
・本ソフトウェア、マニュアルは予告なく変更されることがあります。
・Microsoft Windows、Excel、Access および Windows のロゴは、米国 Microsoft Corporation の米国およびその他の国における商標または登録商標です。
・Adobe、Adobe ロゴおよび Adobe Reader は、Adobe Systems Incorporated（アドビシステムズ社）の米国ならびに他の国における商標または登録商標です。
・本書に記載されている会社・製品名は、各社の商標、または登録商標です。

乙第28号証

新版

逐条地方自治法

第7次改訂版

松本英昭 著

学陽書房

第三項の「議長及び議会において定めた二人以上の議員」については、会議中議長の職務を行う者の交替があつた場合は、当日の会議録には関係者全員が二人以上の議員とともに署名又は署名に代わる措置をする取扱いとすることもできるが、会議録の調製時の議長において会議の次第を確認し得る程度であれば、当該議長と二人以上の議員の署名又は署名に代わる措置で差しつかえない。また、定められた署名又は署名に代わる措置をとる議員が一人も会議に出席していないときのあつたような場合は、そのとき出席していた議員の中からさらに二人以上の署名又は署名に代わる措置をとる議員を定めて、ともに署名又は署名に代わるべき措置をさせることが適当である。

なお、総務省令で定める署名に代わるべき措置(3)については、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平一四法一五三）第二条第一項又は電子署名及び認証業務に関する法律（平一二法一〇二）第二条第一項に規定する電子署名によることが定められている（平一八総務省令一三九）。

【運用】　一　会議録の調製を速記法によるか、要点筆記によるかは、会議規則の規定するところによるか又は議長の定めるところによる（行実　昭四八、六、二七参照）。

二　本条の会議録調製義務は、日時の経過によつて会議の次第が不明となるのを防止し、資料として後日まで保存することを命じたものに止まらず、これを住民の求めに応じて閲覧させ、会議当日に傍聴できなかつた者が後日会議の次第を知ろうとする場合の要請にこたえ第百十五条第一項に規定する議事公開の原則をまつとうするという趣旨にいでたものと解される（最高裁　昭五〇、四、一五）。したがつて、住民から会議録の閲覧請求があつた場合、特段の事情がない限りその要求に応じなければならない（行実　昭五〇、一一、六）。しかしながら、この場合、住民は会議録の謄本交付及び謄写請求権までも有するものではない（福島地裁　昭四四、一一、一七）。

三　会議の次第の記載としては、発言のみならず、議事の運営に関する事実及びその模様をなるべく詳細に行うべきである。

四　議長の署名又は署名に代わるべき措置については、少なくとも、臨時議長、仮議長は、議長とともに署名又は署名に代わるべき措置をとるべきである。副議長が議長の職務を行つた議会の会議録については、当該副議長が署名又は署名に代わるべき措置をとるべきであろう。

五　会議録が事実と異なる場合には、署名又は署名に代わるべき措置をとる議員はもとより署名又は署名に代わるべき措置をとる義務はなく、会議録を訂正するまでは署名又は署名に代わるべき措置を拒否し得る。

第七節　請　願

〔請願の提出〕

第百二十四条　普通地方公共団体の議会に請願しようとする者は、議員の紹介により請願書を提出しなければならない。

【解釈及び運用】　一　憲法第十六条は、「何人も、……平隠に請願する権利を有し、……」と規定している。本条は、地方公共団体の議会への請願についての規定である。

二　請願には議員の紹介を必要とする。議員は、請願の内容に賛意を表するものでなければ紹介すべきではないであろう（行実　昭二四、九、五）。紹介議員に別段の制限はない。議員の紹介を得られなかつたものは陳情書として提出する外はない（行実　同）。また、請願は文書によつて提出することを要し、会議規則にその様式が定められているときはこれによらなければならない。

三　本条は「普通地方公共団体の議会に請願しようとする者は」といつており、本条の規定により普通地方公共団体の議会に請願しうるのは、日本国民たると外国人たるとを問わず（行実　昭二三、六、一六）、また、当該普通地方公共団体の住民たると否とを問わないのである（行実　昭二五、三、一六）。また、権利能力のない社団の代表者による請願も認められる（行実　昭二九、七、二六・昭三八、四、一二）。ただし、市町村の議会が都道府県の議会に請願したり、普通地方公共団体の機関が、一機関として当該普通地方公共団体の議会に請願するというようなことはできないと考える。特に市町村の議会が、都道府県の議会に請願するということは、議会の一般的な対外交渉能

力の点からいつても消極に解すべきと考えられている（なお、議員が個人としての資格においては、本条に基づく請願をすることはできる。）。刑事訴訟法による告発について、行政実例には議会は刑事訴訟法第二百三十九条第一項の告発能力はないとしたものがある（行実　昭二六、三、三参照）。

四　請願はその形式、手続が整つていれば必ず受理しなければならない。これが請願と陳情との大きな相違点である。その内容が、その議会又は当該普通地方公共団体若しくは当該普通地方公共団体の機関のいずれかにおいて措置しうるものであるかどうかというようなことは、請願審査の過程において議会が判断すべきことである。

請願書が提出先を誤まつているときは、請願書に正当な官公署を提示し、又はその請願書を正当な官公署に送付する取り扱いとされる（請願法四参照）。

五　提出された請願を採択するかどうかは全く議会の自由であるが、その議会としても、当該普通地方公共団体としても、また、当該普通地方公共団体のいかなる機関においても全く措置する余地のないような事柄を内容とする請願は不採択とする外はない（行実　昭二五、一二、二七参照）。

六　請願は、議会閉会中であると閉会中であるとを問わず所定の様式が整つている請願が議長に提出された場合、議長はこれを受理できる（行実　昭四八、九、二五）。なお、閉会中受理された請願で開会された議会において付託されるまでの間に取り下げる場合の手続は、会議規則に規定すべきであろう。なお、議長が閉会中に受理した請願は、継続審査事件を付託され閉会されている閉会中の委員会に付託することはできないものである（行実　昭四九、二、五）。

七　議長が請願の紹介をすることは差しつかえない（行実　昭三二、五、一四）。

八　請願ではなく、地方公共団体の議会に対する陳情も認められる。陳情とは、公の機関に対して、一定の事項について、その実情を訴え、一定の措置を求める事実上の行為をいう。平成二十四年の改正前においては、改正前の第百九条第四項の規定（常任委員会）及び第百九条の二第四項の規定（議会運営委員会）において「…陳情等を審査する。」とされていた。改正によつて「陳情等」が「請願等」とされたが、改正後の「等」には陳情が含まれる。陳情については、請願のように議員の紹介は必要なく、法的には受理義務や

誠実な処理義務（憲法一六、請願法、本法一二五参照）等もない。しかし、議会における処理としては、各地方公共団体において取り扱いの違いもみられるが、会議規則において、陳情書又はこれに類するものは請願書の例により処理するものとされるのが一般的である。

〔採択請願の処置〕

第百二十五条　普通地方公共団体の議会は、その採択した請願で当該普通地方公共団体の長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会又は監査委員その他法律に基づく委員会又は委員において措置することが適当と認めるものは、これらの者にこれを送付し、かつ、その請願の処理の経過及び結果の報告を請求することができる。

【解釈及び運用】　議会から、議会の採択した請願の送付を受けた場合、当該機関は誠意をもつてその処理に当たるべきはいうまでもないが、必ずそのとおりの措置をしなければならないというものではなく、慎重検討の上請願の趣旨に沿い難いというものについては、理由を附して議会に報告する取扱いとすることが適当である。

第八節　議員の辞職及び資格の決定

〔辞職〕

第百二十六条　普通地方公共団体の議会の議員は、議会の許可を得て辞職することができる。但し、閉会中においては、議長の許可を得て辞職することができる。

松本英昭（まつもとひであき）

昭和17年生
昭和39年東京大学法学部卒、自治省に入省。62年財政局地方債課長、平成元年行政局行政課長、2年大臣官房審議官（行政担当、財政担当）、5年総務審議官、6年国土庁地方振興局長、7年自治省行政局長、10年事務次官を経て、自治総合センター理事長、地方公務員共済組合連合会理事長、地方公務員共済組合協議会会長。第27次及び第28次地方制度調査会専門小委員会委員長、行政改革推進本部専門調査会委員

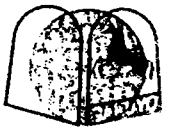

新版 逐条地方自治法〈第7次改訂版〉

平成13年10月10日　初版発行
平成14年9月10日　第1次改訂版発行
平成16年5月10日　第2次改訂版発行
平成17年6月10日　第3次改訂版発行
平成19年3月30日　第4次改訂版発行
平成21年3月10日　第5次改訂版発行
平成23年10月31日　第6次改訂版発行
平成25年7月1日　第7次改訂版発行

著者　松本英昭（まつもとひであき）
発行者　佐久間重嘉

学陽書房　東京都千代田区飯田橋1-9-3　電話 (03)3261-1111
振替 00170-4-84240

ISBN 978-4-313-07127-8　C2032　東光整版印刷／東京美術紙工
© Hideaki Matsumoto 2013, Printed in Japan
乱丁・落丁本は，送料小社負担にてお取り替えいたします。

政策・調査			議事			総務			事務局次長	事務局長	議長
係	専門員	係長	係	主査	係長	係	係	係長			

29

陳情第17号

件　名	意見公募手続条例の制定を求める陳情	受付年月日 平成25年3月5日
陳情者 住所・氏名	延岡市北川町長井4940番地 岩崎　　信	付託委員会 総務財政

審　　査　　経　　過

平成25年3月7日　　総務財政委員会　付託
平成25年3月14日　　総務財政委員会　不採択
平成25年3月21日　　不採択　議決

平成25年3月3日

陳情書

延岡市議会議長 宛

氏名　岩崎 信
住所　延岡市北川町長井4940
Email　mi6116@gmail.com
電話　080-3940-1814

私は本書面を憲法上の請願権の行使として提出しているが、それを「請願書」とみなすか「陳情書又はこれに類するもの」とみなすかは議会内部の問題である。請願と呼ぶか陳情その他と呼ぶかは本人が決定することであり、第三者に強要されるべきことではない。表現の自由に関わる問題である。

私は「請願書」として受理されることを第一希望とし、「陳情書又はこれに類するもの」として受理されることを第二希望とする。しかしながら、「請願書」ではなく「陳情書又はこれに類するもの」として受理する場合は、「請願」の語句を「陳情」または、「陳情書又はこれに類するもの」と議会内部で読み替えることによって可能である。あるいは、この表紙にさしかえることによって、処理することが可能である。

件名　意見公募手続条例の制定を求める

１．要旨

別紙、意見公募手続条例案についての議員の賛否、修正案の表明を求め、議決制定を求める。

２．理由

平成１７年６月２９日、行政手続法の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 73 号）が公布された。

この法改正により、国の行政機関は、法律に基づく命令や行政手続上の審査基準などを定めるときには、その案を公示し、広く一般の意見を求め、提出された意見を十分に考慮して命令などを定める手続が盛り込まれ、地方公共団体でも、この法律の第４６条の規定により法の趣旨にのっとった必要な措置を講ずることとされた。

このような要因から、市民参加の拡充に伴う市民自治の確立と市の説明責任を果たすなどの透明で開かれた市政を実現するために、市民生活に重要な事案である市の政策等に対する市民の意見を求める手続を市の共通ルールとして定めることが必要である。

別紙１　意見公募手続条例案

別紙２　意見公募手続条例案説明書

以上

意見公募手続条例案

平成２５年３月

第１条 目的
第２条 定義
第３条 政策等を定める場合の一般原則
第４条 適用除外
第５条 意見公募手続
第６条 意見公募手続の特例
第７条 意見公募手続の周知等
第８条 提出意見の考慮
第９条 結果の公表等
第１０条 準用
第１１条 公表の方法
第１２条 構想又は検討の段階の意見公募手続
第１３条 意見公募手続の積み重ね
第１４条 意見提出期限の延長・再実施
第１５条 情勢変化による再実施
第１６条 市議会の意見公募手続
附則

（目的）

第１条　この条例は、市民に影響を及ぼす政策立案に際して、市民が意見を表明する機会を確保し、民意の政策への的確な反映を促進するため、意見公募手続に必要な事項を定めることにより、市民の知恵を結集し、政策の選択肢を多様化し、政策創造力を高め、政策決定過程の公正性及び透明性を確保し、もって市民の権利利益を保護し、幸福増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）市民 本市の区域内に住所を有する者、本市の区域内で働き、若しくは学ぶ者又は本市の区域内において事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいう。

（２）意見公募手続 市民その他関係者、及び延岡市政に関心のある全ての者から、政策等の案（定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）についての意見（情報を含む。以下同じ。）を募るための手続をいう。 パブリックコメント手続きともいう。

（３）実施機関 市長その他の執行機関、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防局（消防署を含む。）、上下水道局、交通局若しくは病院局又はこれらに置かれる機関（以下「市の機関」という。）であって、政策等を定めるものをいう。

（４）政策等 実施機関が定める次に掲げるもの（議会の議決を要するものについては、その案を含む。）をいう。

ア 行政計画（市の総合的な計画、市の部門別の基本計画その他の基本的な事項を定める計画、方針等をいう。以下同じ。）

イ 条例等（市の条例並びに市長その他の執行機関の規則及び規程並びに企業管理規程（地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第１０条に規定する管理規程をいう。）（処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。以下同じ。）の要件を定める告示を含む。以下「規則等」という。）をいう。以下同じ。）

ウ 審査基準（法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）並びに宮崎県の条例及び同県の知事その他の執行機関の規則（以下これらを「法令」という。）並びに条例等に基づき、行政庁の許可、認可、承認その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分（以下この号において「許認可等」という。）を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものについて、求められた許認可等をするかどうかをその法令又は条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。以下同じ。）

エ 処分基準（行政庁が、法令又は条例等に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分（以下この号において「不利益処分」という。）をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについて、その法令又は条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。以下同じ。）

オ 行政指導指針（同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し、行政指導（市の機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって処分に該当しないものをいう。以下同じ。）をしようとするときにこれらの行政指導に共通してその内容となるべき事項をいう。以下同じ。）

カ 市の基本的な方向性等を定める憲章、宣言等の策定又は改定

キ 条例中に当該条例の施行後一定期間を経過した時点で条例の見直しを行う旨を規定している場合において、見直しを行った結果、条例を改正しないこととする決定

ク 前各号に掲げるもののほか、実施機関が特に必要と認めるもの

（政策等を定める場合の一般原則）

第３条 実施機関は、政策等を定めるに当たっては、市民の幸福の増進を目的として、当該政策等がこれに関係する法規の趣旨に適合し、及び相互に関係する政策等との整合が図られるものとなるようにしなければならない。

２ 実施機関は、政策等を定めた後においても、当該政策等の実施状況、社会経済環境の変化等を勘案し、必要に応じ、当該政策等の内容について検討を加え、その適正を確保するよう努めなければならない。

（政策等を定める場合の一般原則）

第３条 実施機関は、政策等を定めるに当たっては、市民の幸福の増進を目的として、当該政策等がこれに関係する法規の趣旨に適合し、及び相互に関係する政策等との整合が図られるものとなるようにしなければならない。

２ 実施機関は、政策等を定めた後においても、当該政策等の実施状況、社会経済環境の変化等を勘案し、必要に応じ、当該政策等の内容について検討を加え、その適正を確保するよう努めなければならない。

（意見公募手続）

第５条 実施機関は、政策等を定めようとする場合は、当該政策等の案及びこれに関連する資料をあらかじめ公表し、意見の提出先、意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）その他意見を求める上で必要な事項を定め、意見公募手続を実施しなければならない。

ア 案件の公表は、次に掲げる方法により行わなければならない。

1. 市ホームページへの掲載
2. 市広報誌への掲載
3. 実施機関の広報紙への掲載
4. 行政情報コーナーへの掲出
5. その他実施機関が必要と認める方法

2 前項の規定により公表する政策等の案は具体的かつ明確な内容のもの及び当該政策等の題名を明示するものであり、同項の規定により公表する資料は当該政策等を定める理由を明示するものでなければならない。

3 意見提出期間は、第１項の規定による、全公表方法による公表の日から起算して３０日以上でなければならない。

ア 意見提出方法は、電子メール、ファクシミリ、郵便、書面の提出、その他実施機関が必要と認める方法とする。

イ 実施機関は意見提出の際に住所、氏名以外の個人情報の記載を求める時はその理由を明らかにしなければならない。

ウ 実施機関は住所、氏名以外の個人情報の記載がないことを理由に、提出された意見を無視することはできない。

4 次の各号のいずれかに該当するときは、第１項の規定は、適用しない。ただし、実施機関が第１条の目的に照らし意見公募手続を実施する必要があると認めるときは、この限りでない。

（１）公益上、緊急に政策等を定める必要があるため、意見公募手続を実施することが困難であるとき。

（２）予算の定めるところにより金銭の給付決定を行うために必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法その他の事項を定める規則等又は審査基準等を定めようとするとき。

（３）法令又は国若しくは宮崎県の機関の審査基準等と実質的に同一の条例等又は審査基準等を定めなければならないとき。

（４）他の実施機関が意見公募手続を実施して定めた政策等と実質的に同一の政策等を定めようとするとき。

（５）政策等（審査基準等を除く。以下この号において同じ。）が相互に密接な関係を有する場合で、一方の政策等を定めるに当たり意見公募手続を実施した後に当該政策等を踏まえた他方の政策等を定めようとするとき。

（６）法令又は市の条例の適用又は準用について必要な技術的読替えを定める条例等を定めようとするとき。

（７）政策等を定める根拠となる法令又は行政計画若しくは条例等の規定の削除に伴い当然必要とされる当該政策等の廃止をしようとするとき。

（８）法令又は他の行政計画若しくは条例等の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更を内容とする政策等を定めようとするとき。

（意見公募手続の特例）

第６条 実施機関は、意見公募手続を実施しようとする場合において、３０日以上の意見提出期間を定めることができないやむを得ない理由があるときは、前条第３項の規定にかかわらず、３０日を下回る意見提出期間を定めることができる。この場合においては、当該意見公募手続に係る政策等の案の公表の際その理由を明らかにしなければならない。

2 実施機関は、その設置した審議会、審査会等（以下「審議会等」という。）の議を経て

政策等を定めようとする場合において、当該審議会等が意見公募手続に準じた手続を実施したときは、前条第１項の規定にかかわらず、自ら意見公募手続を実施することを要しない。

（意見公募手続の周知等）

第７条 実施機関は、意見公募手続を実施する場合は、市民その他関係者に対し、その実施の予告を行うこと等により周知を図り、関連する情報を提供しなければならない。

（提出意見の考慮）

第８条 実施機関は、意見公募手続を実施して政策等を定める場合は、意見提出期間内に当該実施機関に対し提出された当該政策等の案についての意見（以下「提出意見」という。）を十分考慮しなければならない。

（結果の公表等）

第９条 実施機関は、意見公募手続を実施して政策等を定めた場合は、当該政策等の公布（公布をしない政策等にあっては公にする行為、議会の議決を要する政策等にあっては議案の提出。以下同じ。）と同時期に、次に掲げる事項を公表しなければならない。

（１）政策等の題名

（２）政策等の案の公表の日

（３）意見募集期間

（４）政策等の案の公表の方法

（５）意見提出者の総数

（６）意見の総数

（７）意見提出方法の種別（電子メール、郵送、直接提出等の数）

（８）提出意見（提出意見がなかった場合にあっては、その旨）

（９）提出意見を考慮した結果（意見公募手続を実施した政策等の案と定めた政策等との差異を含む。）及びその理由と根拠

２ 実施機関は、前項の規定にかかわらず、必要に応じ、同項第３号の提出意見に代えて、当該提出意見を整理し、又は要約したものを公表することができる。この場合においては、当該公表の後遅滞なく、当該提出意見を当該実施機関の事務所等における備付けその他の適当な方法により公にしなければならない。

３ 実施機関は、前２項の規定により提出意見を公表し、又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、当該提出意見の全部又は一部を公表せず、又は公にしないことができる。

４ 実施機関は、意見公募手続を実施したにもかかわらず政策等を定めないこととした場合は、その旨（別の政策等の案について改めて意見公募手続を実施しようとする場合にあっては、その旨を含む。）並びに第１項第１号及び第２号に掲げる事項を速やかに公表しなければならない。

５ 実施機関は、第５条第４項各号のいずれかに該当することにより意見公募手続を実施しないで政策等を定めた場合は、当該政策等の公布と同時期に、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、第１号に掲げる事項のうち政策等の趣旨については、同項第１号から第３号までのいずれかに該当することにより意見公募手続を実施しなかった場合において、当該政策等自体から明らかでないときに限る。

（１）政策等の題名及び趣旨

（２）意見公募手続を実施しなかった旨及びその理由

（準用）

第１０条 第８条の規定は第６条第２項に該当することにより実施機関が自ら意見公募手続を実施しないで政策等を定める場合について、前条第１項から第３項までの規定は第６条第２項に該当することにより実施機関が自ら意見公募手続を実施しないで政策等を定めた場合について、前条第４項の規定は第６条第２項に該当することにより実施機関が自ら意見公募手続を実施しないで政策等を定めないこととした場合について準用する。この場合において、第８条中「当該実施機関」とあるのは「審議会等」と、前条第１項第２号中「政策等の案の公表の日」とあるのは「審議会等が政策等の案について公表に準じた手続を実施した日」と、同項第４号中「意見公募手続を実施した」とあるのは「審議会等が意見公募手続に準じた手続を実施した」と読み替えるものとする。

（公表の方法）

第１１条 第５条第１項並びに第９条第１項（前条において準用する場合を含む。）、第４項（前条において準用する場合を含む。）及び第５項の規定による公表は、市ホームページ掲載により行うとともに、必要に応じ、実施機関の事務所等における資料の備付けその他の適当な方法により行うものとする。

２ 公表形態は、過去の意見公募実施状況、結果の詳細、現在公募中の案件一覧等がわかりやすいように整理し、情報提供に務めなければならない。

３ 実施結果は自由に閲覧可能な状態を維持し、削除されないものとする。

(構想又は検討の段階の意見公募手続)

第１２条 実施機関は、特に重要な政策等の策定に当たって広く市民等の意見等を反映させる必要があると認めるものについては、構想又は検討の段階で、この条例に準じた手続を行うよう努めなければならない。

２ 実施機関は、市民を対象とした意識調査その他適切な方法で、行政活動に関する市民の意見を積極的に把握するよう努めなければならない。

(意見公募手続の積み重ね)

第１３条 実施機関は、必要に応じて、実施結果に対する意見公募、提出された意見と実施機関の考え方に対する意見公募等、意見公募手続きを積み重ね、民意が適切に反映されるように努めなければならない。

(過少意見時の再実施)

第１４条 意見公募手続の結果、意見提出者の総数が１０人未満の場合、周知広報方法に不備がなかったかどうか検証し、提出期限の延長、再実施を検討しなければならない。

（情勢変化による再実施）

第１５条 意見公募手続を終了した後に、政策等の実施までに相当の期間が経過した場合、又は情勢の変化等により当初の案と異なる案を立案する必要が生じた場合は、実施機関は、再度意見公募手続を行わなければならない。

(市議会の意見公募手続)

第１６条 市議会が意見公募手続を実施する場合には、第３条から前条までの規定を適用する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成２５年 月 日から施行する。ただし、次項及び附則第３項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 実施機関は、政策等を定めようとするときは、この条例の施行前においても、この条例の規定の例によることができる。この場合において、この条例の規定の例により実施した手続は、この条例の適用については、当該実施機関がこの条例の規定により実施したものとみなす。

3 前項の規定の適用がある場合を除き、実施機関がこの条例の施行の日から起算して６０日以内に公布をする政策等については、この条例の規定は、適用しない。

意見公募手続条例案説明書

平成２５年３月

『パブリックコメント手続』とは、

市民の生活にとって重要である政策等（行政計画や条例案、審査や処分の基準等）を策定（変更、廃止を含む。）する際に行う、次の一連の手続をいいます。

【パブリックコメント手続の流れ図参照】

1　政策等の案や関連する資料をあらかじめ公表します。

2　政策等の案の公表の日から30日以上の意見提出期間を設け、意見を募集します。

3　政策等を策定する場合は、提出を受けた意見を十分に考慮します。

4　策定した政策等の公表と同時期に、提出を受けた意見の内容と意見を考慮した結果等を併せて公表します。

【パブリックコメント手続の流れ図】

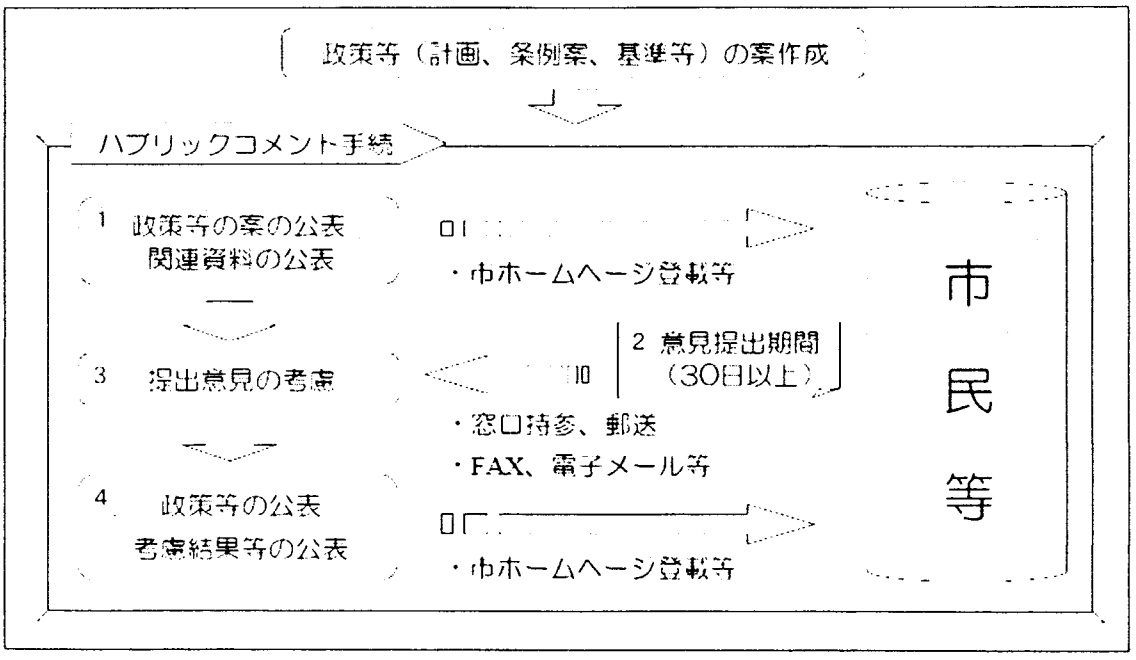

意見公募手続条例案

第１条 目的
第２条 定義
第３条 政策等を定める場合の一般原則
第４条 適用除外
第５条 意見公募手続
第６条 意見公募手続の特例
第７条 意見公募手続の周知等
第８条 提出意見の考慮
第９条 結果の公表等
第１０条 準用
第１１条 公表の方法
第１２条 構想又は検討の段階の意見公募手続
第１３条 意見公募手続の積み重ね
第１４条 意見提出期限の延長・再実施
第１５条 情勢変化による再実施
第１６条 市議会の意見公募手続
附則

（目的）

第１条　この条例は、市民に影響を及ぼす政策立案に際して、市民が意見を表明する機会を確保し、民意の政策への的確な反映を促進するため、意見公募手続に必要な事項を定めることにより、市民の知恵を結集し、政策の選択肢を多様化し、政策創造力を高め、政策決定過程の公正性及び透明性を確保し、もって市民の権利利益を保護し、幸福増進に寄与することを目的とする。

【説明】

平成１７年６月２９日、行政手続法の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 73 号）が公布されました。

この法改正により、国の行政機関は、法律に基づく命令や行政手続上の審査基準などを定めるときには、その案を公示し、広く一般の意見を求め、提出された意見を十分に考慮して命令などを定める手続が盛り込まれ、地方公共団体でも、この法律の第４６条の規定により法の趣旨にのっとった必要な措置を講ずることとされました。

このような要因から、市民参加の拡充に伴う市民自治の確立と市の説明責任を果たすなどの透明で開かれた市政を実現するために、市民生活に重要な事案である市の政策等に対する市民の意見を求める手続を市の共通ルールとして定めるものです。

なお、この手続は、政策等に対する市民の賛否を問うものではなく、政策等の意思決定に当たり市民の有益な意見や情報を得ることによって、政策等の内容をより良いものとするためのものです。

（定義）

第２条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）市民 本市の区域内に住所を有する者、本市の区域内で働き、若しくは学ぶ者又は本市の区域内において事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいう。

（２）意見公募手続 市民その他関係者、及び延岡市政に関心のある全ての者から、政策等の

案（定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）についての意見（情報を含む。以下同じ。）を募るための手続をいう。 パブリックコメント手続きともいう。

（３）実施機関 市長その他の執行機関、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防局（消防署を含む。）、上下水道局、交通局若しくは病院局又はこれらに置かれる機関（以下「市の機関」という。）であって、政策等を定めるものをいう。

（４）政策等 実施機関が定める次に掲げるもの（議会の議決を要するものについては、その案を含む。）をいう。

ア 行政計画（市の総合的な計画、市の部門別の基本計画その他の基本的な事項を定める計画、方針等をいう。以下同じ。）

イ 条例等（市の条例並びに市長その他の執行機関の規則及び規程並びに企業管理規程（地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第１０条に規定する管理規程をいう。）（処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。以下同じ。）の要件を定める告示を含む。以下「規則等」という。）をいう。以下同じ。）

ウ 審査基準（法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）並びに宮崎県の条例及び同県の知事その他の執行機関の規則（以下これらを「法令」という。）並びに条例等に基づき、行政庁の許可、認可、承認その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分（以下この号において「許認可等」という。）を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものについて、求められた許認可等をするかどうかをその法令又は条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。以下同じ。）

エ 処分基準（行政庁が、法令又は条例等に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分（以下この号において「不利益処分」という。）をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについて、その法令又は条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。以下同じ。）

オ 行政指導指針（同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し、行政指導（市の機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって処分に該当しないものをいう。以下同じ。）をしようとするときにこれらの行政指導に共通してその内容となるべき事項をいう。以下同じ。）

カ 市の基本的な方向性等を定める憲章、宣言等の策定又は改定

キ 条例中に当該条例の施行後一定期間を経過した時点で条例の見直しを行う旨を規定している場合において、見直しを行った結果、条例を改正しないこととする決定

ク 前各号に掲げるもののほか、実施機関が特に必要と認めるもの

【説明】

本条例中重要な位置付けを有する用語について、号立てで定義しました。

第１号は、地方自治法で定める住民（市内に住所を有する者で、外国人市民や法人を含みます。）のほか、市内の事業所に勤務している者や市内の学校に通学している者、市内で市民活動や事業活動など、さまざまな活動を行っている個人や団体をいいます。

第２号は、市民生活に重要な政策等を定めるに当たり、定めようとしている政策等の案及び関連する資料等を公表した上で、市民その他関係者から、当該政策等の案に対する意見を募るための手続を意見公募手続として定めています。なお、この定義規定では、意見を募る手続までを意見公募手続としていますが、当然のことながら、意見を募る手続は、提出された意見を政策等の策定に生かし、かつ、結果の公表等を通じて市としての説明責任を果たすために行うものですので、これらを含めてこの条例では一連の手続を定めています。

また、意見を提出できる者の範囲は、よりよい政策等とするために意見を募る手続ですので、

市民以外の者であって政策等で定める内容に利害関係を有するその他関係者を含めて、この条例では範囲を広げています。

第３号は、市長その他の執行機関、消防局、上下水道局、交通局若しくは病院局又はこれらに置かれる機関としての補助機関等を含め、実際に政策等を定める機関を実施機関として定めています。

第４号は、意見公募手続の対象となる政策等の内容を定めました。対象とする政策等の考え方としては、市民の権利や義務に対する影響の大きさや市民の関心の度合いなどの観点から、意見を募ることによる市政の意思形成過程への市民参加の必要性を考慮して、市民生活において重要な位置付けを有する次の事案としました。

ア 本市では、法令や条例などに基づき、多くの計画や方針などが定められています。これらは、地方自治法第２条第４項で規定されている「事務を処理するに当たって～総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想」を頂点として整合が図られております。
本市では様々な計画や方針等がありますが、意見公募手続の対象としては、総合計画のほか、前述の政策領域別計画が市の部門別の基本計画等に該当しますので、原則的に、これらの計画等及びこれらに相当する基本計画等を対象としています。

イ 地方公共団体は、地域における事務や法令により処理することとされる事務について条例を、長や教育委員会などの執行機関は、その権限に属する事務に関して規則などを、また上下水道、交通、病院のそれぞれの企業管理者は業務に関する企業管理規程を定めることができます。条例では市民に義務を課し、市民の権利を制限することや、違反した者に対して罰則を科すことを、長の規則では違反者に対して過料を科すこともできます。また、行政運営上の共通ルールや福祉行政上の助成制度と手続なども条例、規則などで定めています。このように条例や規則などは、その内容によっては市民生活に大きな影響を及ぼすことや行政運営の基本的な姿勢を示すなど市政運営において重要な事案であることから対象としました。なお、告示については、一定の事項を通知するための性質のものと、規則などと同様に行政立法としての性質のものに大きく分けられます。そして行政立法としての性質を有する告示の中には、住民の権利義務に関する規律を行う法規として、処分の要件を定めるものがありますので、これに限り、手続の対象とすることとしました。

ウ 行政庁に許認可などを求める申請があった場合に、その審査に当たり許認可などをするかどうかを、根拠となっている条例などの定めに従って行政庁が判断するために必要とされる基準のことをいいます。なお、審査基準、処分基準、行政指導指針については、この条例の制定要因の一つである行政手続の透明性の観点から対象とするもので、事務処理の特例に関する条例などによるものを含めています。

エ 特定の名宛人に対して直接に義務を課したり、権利を制限する不利益処分を行おうとする場合に、不利益処分（許認可の取消など）をするか、または、どのような不利益処分（取消しや制限など）をするかを、根拠となっている条例などの定めに従って行政庁が判断するために必要とされる基準のことをいいます。

オ 行政指導とは、市の機関がその任務または所掌事務の範囲内で、一定の行政目的を実現させるために一定の作為または不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって行政庁の処分や公権力の行使に当たらないものをいいます。行政指導指針とは、この行政指導が同一の行政目的実現のために一定の条件に該当する複数の者に対して行われる場合に、共通して内容となる事項のことをいいます。

（政策等を定める場合の一般原則）

第３条 実施機関は、政策等を定めるに当たっては、市民の幸福の増進を目的として、当該政策等がこれに関係する法規の趣旨に適合し、及び相互に関係する政策等との整合が図ら

れるものとなるようにしなければならない。
2 実施機関は、政策等を定めた後においても、当該政策等の実施状況、社会経済環境の変化等を勘案し、必要に応じ、当該政策等の内容について検討を加え、その適正を確保するよう努めなければならない。

【説明】
意見公募手続の対象となる政策等は、いずれもが市政参加の観点、公正な行政運営の観点から重要な事項に該当します。したがって、第１項では、このような政策等を定めるに際しての市長その他の執行機関の姿勢として、市民幸福の増進が根本の目的であることを確認し、それぞれ個々の政策等についての法適合性と相互関係での整合性がとられた市政運営に努める責務があることを明らかにしました。
また、第２項において、政策等は、一度策定されると硬直性を持つ場合がありますので、市民幸福の増進という根本目的の要請から、社会環境の変化等に的確に対応した内容の見直し等に努める責務についても明らかにしました。

（適用除外）
第４条 次に掲げる政策等を定める場合は、この条例の規定（前条の規定を除く。）は、適用しない。ただし、実施機関が第１条の目的に照らし意見公募手続を実施する 必要があると認めるときは、この限りでない。
（１）市の条例の施行期日について定める市長の規則
（２）恩赦について定める条例等
（３）法令又は市の条例の規定に基づき施設、区間、地域その他これらに類するものを指定する規則等（市民その他関係者に重大な影響を与えるものを除く。）
（４）市の職員の給与、勤務時間その他の勤務条件について定める政策等
（５）市の機関の設置、所掌事務の範囲その他の組織について定める条例等
（６）市の職員の礼式、服制、研修、教育訓練、表彰及び報償並びに市の職員間における競争試験について定める条例等
（７）納付すべき金銭について定める条例等並びに審査基準、処分基準及び行政指導指針（以下「審査基準等」という。）
（８）市の会計、予算、決算及び契約について定める条例等（入札の参加者の資格、入札保証金その他の契約の相手方又は相手方になろうとする者に係る事項について定めるものを除く。）
（９）市の財産の管理について定める条例等及び審査基準等（市が財産を交換し、出資の目的とし、支払手段として使用し、譲渡し、貸し付け、若しくは信託し、又は私権を設定することについて定める条例等及び審査基準等であって、これらの行為の相手方又は相手方になろうとする者に係る事項について定めるものを除く。）
（１０）監査委員又は外部監査人による監査の実施について定める条例等（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の３９第１項又は第２５２条の４３第１項の規定に基づく規定を除く。）
（１１）法令又は市の他の条例の規定により意見公募手続に準じた手続を実施して定めることとされている政策等
（１２）地方自治法第７４条第１項の請求を受けて議会に付議する市の条例
（１３）地方自治法第１８０条第１項の規定により議会から専決処分の指定を受けた事項に係る市の条例
（１４）審査基準等であって、法令若しくは条例等の規定により若しくは慣行として、又は実施機関の判断により公にされるもの以外のもの

【説明】

意見公募手続の対象となる政策等について、第２条で説明しましたが、形式的には対象となるものであっても、市民その他関係者の権利又は義務に直接関係しないもの、意見公募手続を実施することが適当でないものなどについては、この条例による意見公募手続を行わないことを原則としました。

しかしながら、個々の政策等を定める背景や政策等の策定後に想定される状況などを総合的に考慮したときに、事前に案を公表し、市民意見を募った方が市民との合意形成に資する場合や市政運営の透明性の向上など、市民と行政の双方にメリットとなる場合も考えられますので、ただし書において、実施機関の判断によってはこの条例を適用させ、意見公募手続を実施することもできることとしました。

なお、適用除外の詳細については、次のとおりです。

(1) 条例の施行期日とは、条例の効力を発生させることとなる日のことをいい、市民の生活にどの時点から影響が出るのかが決定される重要な要素です。この施行期日については、条例の附則として特定の年月日が定められるものもありますが、条例の内容によっては一定の猶予期間をおいて別に規則で定める日から施行するものなどもあります。したがって、規則ではあるものの施行期日のみを定める内容の規則は、根拠となる条例の制定の際に、その内容を含めた意見公募手続を経ているため適用除外を原則としました。

(2) これまでに、平和条約の効力発生や昭和天皇の崩御に際して懲戒免除や賠償責任に基づく債務の免除に関する条例が、恩赦に関する法律に基づいて制定されましたが、このような内容の条例は、高度の政策判断に基づいて定められるものであるため適用除外を原則としました。

(3) 意見公募手続は、いわゆる行政立法として定められる一般の基準や規範など市民の権利や義務に関する内容について広く市民参加を求め、行政運営の透明性を高めるために意見を募るものです。一方、法令や条例の定めるところにより、具体の施設、区域などを定めるものであって、法令や条例等の規定を単に当てはめる性格のものについては一般の基準や規範を定めるものではないと考えられるため適用除外を原則としました。しかしながら、その内容が市民その他関係者に重大な影響を与えると考えられる規制について定める告示などで、単なる当てはめといえないものは、適用除外とはしていません。

(4) 市の職員の給与や勤務時間などの勤務条件に関するものについては、交渉などを通じて労使間で定める事項であり、また、職員に対しての規準ですので直接的には市民の権利義務にかかわらず、市民意見を求める意義に乏しいと考えられることから適用除外を原則としました。

(5) 市の組織について定めるものについては、基本的には市長や執行機関の権限としての内部管理事項に相当するものであり、直接的には市民の権利義務にかかわらず、市民意見等を求める意義に乏しいと考えられることから適用除外を原則としました。

(6) 市の職員の人事等に関するものについては、市長や執行機関の長がその職員に対する指揮監督権の範囲内で定める事項であり、直接的には市民の権利義務にかかわらず、市民意見を求める意義に乏しいと考えられることから適用除外を原則としました。なお、試験については、市の職員間に関する事項について適用除外とするものであって、市の職員となろうとしている方々への採用試験に関しては適用除外とはしていません。

(7) 税や使用料・手数料などの納付すべき金銭について定める条例等は原則として適用除外としました。これは、地方自治法第１２条第１項の条例の制定改廃直接請求権の規定において、住民であってもその制定改廃を求めることができないこととの関係から対象としないことを原則とするものです。しかし、新たな税の創設や使用料・手数料体系の改定など、制定しようとする条例等の内容いかんによっては、制度目的達成の観点から、その内容を

定める計画や方針等の中で意見公募手続を行うか、又は条例等を定める際に裁量実施を行うことが相応しいと考えます。

(8) 市の会計事務に関する事項については、基本的には市長などの権限としての内部管理事項に相当するものであり、直接的には市民の権利義務にかかわらず、市民意見を求める意義に乏しいと考えられることから適用除外を原則としました。しかしながら、入札への参加や市との契約の相手方などに関する事項については、市の内部管理事項とはならないので適用除外とはしていません。

(9) 市の財産の管理事務に関する事項については、会計事務と同様に基本的には市長などの権限としての内部管理事項に相当するものであり、直接的には市民の権利義務にかかわらず、市民意見等を求める意義に乏しいと考えられることから適用除外を原則としました。しかしながら、市の財産や物品の貸し付けなどを受けようとする者などに関する事項については、市の内部管理事項とはならないので適用除外とはしていません。

(10) 監査の実施に関する事項については、監査の対象となる者が市の機関又は何らかの形で市の機関との財政的関係を有する者です。したがって、市長及び市の関係者などと監査委員との関係について定めるものであり、実質的に行政の内部関係を定める事項といえることから、直接的には市民の権利義務にかかわらず、市民意見を求める意義に乏しいと考えられるため適用除外を原則としました。しかしながら、住民による事務や財務の監査請求の際に、監査委員による監査を求めるか、外部監査人による監査を求めるかについては、行政の内部関係を定める事項とはいえないため適用除外とはしていません。

(11) この条例で定める意見公募手続は、政策等の策定過程における市の一般的なルールですが、法令や他の条例で、別の市民意見を求める手続が定められているものがあります。これらの特別の手続規定は、策定しようとする政策等の内容や性質に応じて定められているものですので、この場合は、この条例の手続よりもそれらの法令や他の条例に定められる手続を優先させるものです。

(12) 選挙権を有する住民は、地方自治法第７４条の規定により、その総数の５０分の1以上の署名をもって条例の制定や改廃について案を添えて請求することができます。この請求を受けた場合、市長は、２０日以内に条例案に対する意見を付けて議会へ提案しなければなりません。また、請求を受けた条例案については、市長は意見を付すだけで、修正することは許されていません。したがって、市民意見を募っても条例案に反映させることができないことから適用除外としました。

(13) 地方自治法第１８０条第１項の規定によって議会の権限に属する軽易な事項について、議会の議決をもって指定したものについては、市長が処分（意思決定）をすることができます。このようなものは、条例の改正ではあるものの、内容が軽易であることから適用除外を原則としました。

(14) 行政手続法及び行政手続条例の規定により、審査基準や行政指導指針は公にしておかなければならないことを原則としていますが、一方で、行政上の特別の支障がある場合には、公表を要しないこととされています。また、処分基準については脱法行為を助長するおそれがあることから、公にすることは努力義務にとどまります。したがって、これらに相当する内容のものについては適用除外を原則としました。

（意見公募手続）

第５条 実施機関は、政策等を定めようとする場合は、当該政策等の案及びこれに関連する資料をあらかじめ公表し、意見の提出先、意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）その他意見を求める上で必要な事項を定め、意見公募手続を実施しなければならない。

ア 案件の公表は、次に掲げる方法により行わなければならない。

1. 市ホームページへの掲載
2. 市広報誌への掲載
3. 実施機関の広報紙への掲載
4. 行政情報コーナーへの掲出
5. その他実施機関が必要と認める方法

2 前項の規定により公表する政策等の案は具体的かつ明確な内容のもの及び当該政策等の題名を明示するものであり、同項の規定により公表する資料は当該政策等を定める理由を明示するものでなければならない。

3 意見提出期間は、第１項の規定による、全公表方法による公表の日から起算して３０日以上でなければならない。

ア 意見提出方法は、電子メール、ファクシミリ、郵便、書面の提出、その他実施機関が必要と認める方法とする。

イ 実施機関は意見提出の際に住所、氏名以外の個人情報の記載を求める時はその理由を明らかにしなければならない。

ウ 実施機関は住所、氏名以外の個人情報の記載がないことを理由に、提出された意見を無視することはできない。

4 次の各号のいずれかに該当するときは、第１項の規定は、適用しない。ただし、実施機関が第１条の目的に照らし意見公募手続を実施する必要があると認めるときは、この限りでない。

（１）公益上、緊急に政策等を定める必要があるため、意見公募手続を実施することが困難であるとき。

（２）予算の定めるところにより金銭の給付決定を行うために必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法その他の事項を定める規則等又は審査基準等を定めようとするとき。

（３）法令又は国若しくは宮崎県の機関の審査基準等と実質的に同一の条例等又は審査基準等を定めなければならないとき。

（４）他の実施機関が意見公募手続を実施して定めた政策等と実質的に同一の政策等を定めようとするとき。

（５）政策等（審査基準等を除く。以下この号において同じ。）が相互に密接な関係を有する場合で、一方の政策等を定めるに当たり意見公募手続を実施した後に当該政策等を踏まえた他方の政策等を定めようとするとき。

（６）法令又は市の条例の適用又は準用について必要な技術的読替えを定める条例等を定めようとするとき。

（７）政策等を定める根拠となる法令又は行政計画若しくは条例等の規定の削除に伴い当然必要とされる当該政策等の廃止をしようとするとき。

（８）法令又は他の行政計画若しくは条例等の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更を内容とする政策等を定めようとするとき。

【説明】

事案に対する意見公募手続の流れについて規定しています。

意見公募手続を実施するに当たって、対象事案の所管である実施機関は、あらかじめ政策等の案を作成し、市民にその内容を的確に伝えるために関連する資料とともに公表することとなります。その際、政策等の案は、市民意見を提出してもらうために公表するものですから、

市民にとってわかりやすいものでなくてはなりません。したがって、そのためには具体的で明確な内容であることが必要であり、また、行政が適法のもとで政策等を定めていることを明らかにするための根拠となる法令や定める理由などを明示しなければなりません。

イ については、提出された意見の具体的な内容を確認する際の必要性から、氏名と連絡先を明らかにすることを基本としますが、政策等の内容によっては個人情報収集の制限を踏まえて、どのような者からの意見であるかを業務上把握する必要性を適正に判断した上で記載必要事項の種類を判断します。

第４項は、形式的には意見を募る政策等に該当するものの、その具体的な事情や内容から広く市民意見を募る必要性を有さないもの、あるいはその合理性が認められないものについて、手続の実施のみを免除するものを規定しています。

ただし、これらの政策等は、第１項に定める意見公募手続を行わずに定めるものであることから、市の説明責任を果たすため、政策等の公布と同時期に、政策等の趣旨や手続を実施しなかった具体的な理由などを公表する必要があります。

しかしながら、事案の背景や事案の意思決定後に想定される状況などを総合的に考慮したときに、事前に案を公表し、市民意見を募った方が市民との合意形成に資する場合や市政運営の透明性の向上など市民と行政の双方にメリットとなる場合も考えられますので、ただし書において、実施機関の判断によっては第１項の規定を適用させ、意見公募手続を実施することもできることとしました。

適用除外の詳細については、次のとおりです。

(1) 意見公募手続を実施すると政策等の策定までに一定の期間を要することとなります。したがって、災害などへの緊急対応など公益上、緊急に政策等を策定する必要があるために手続を行うことが困難なものについては手続の実施を免除するものです。

(2) 補助金など、一定の時期に集中して行われる予算議案の議会審議などを通じて成立した予算を根拠として、金銭の給付決定に必要な算定基礎となる金額や率、算定方法などを定める場合は、既に議会の議決を経ていることから、その後さらに意見公募手続を行うことは速やかな事業実施を困難にするため手続の実施を免除するものです。

(3) 延岡市における事務に関する政策等ではあるものの、法定受託事務や事務処理の特例に基づく市の事務であるなど、その制度が国や宮崎県で統一をはかる必要がある制度については、市の裁量の余地がないことから手続の実施を免除するものです。

(4) 市長の規則などと同様のものを他の執行機関でも定める場合などの政策等であって、すでに市長などの機関によって意見公募手続が実施されているものについては、あらためて手続を実施する意義がないことから手続の実施を免除するものです。

(5) 例えば、公の施設を設置しようとする場合には、その施設が市の政策領域における中心的なものであれば、政策領域ごとの基本計画の中に重要なものとして位置付けられ、施設を建設しようとする際には施設の基本設計、実施設計などの建設計画や事業計画を定めて建築が進められ、その竣工の見通しなどを踏まえて公の施設の設置に関する条例が制定されることとなります。このような関係を有する政策等の間にあっては、ある段階での政策等の策定の際に意見公募手続を実施したとしても、意見を反映させるためには時期を失してしまうこととなる場合があります。このような場合には、意見を適切に反映できる段階での政策等の策定の際に意見公募手続を行うことが重要であり、手続を行って定めた政策等を踏まえた次の段階での他種の政策等において、あらためて同様の内容についての手続を行うことは、有益性を欠く事となることから手続の実施を免除するものです。

(6) 法令や条例に規定されている条文を政策等の内容に当てはめようとする場合で、実施機関に裁量の余地がないものについては手続の実施を免除するものです。なお、準用するものが条例である場合は、その準用もとの条例の制定自体は手続の対象となります。

(7) 政策等の根拠となる法令や行政計画、条例等の規定の削除に伴い、それを受ける政策等の

廃止が当然とされるものについては、実施機関における裁量の余地がないため手続の実施を免除するものです。なお、根拠となる計画や条例等の規定の削除自体は手続の対象となります。

(8) 法令や行政計画、条例等の制定、改廃に伴い当然に必要となる他の政策等の規定の整理、条項移動の整理、用語の整理など政策等の変更が軽微なものであり、市民意見を求める必要性が低いものは手続の実施を免除するものです。

（意見公募手続の特例）

第６条 実施機関は、意見公募手続を実施しようとする場合において、３０日以上の意見提出期間を定めることができないやむを得ない理由があるときは、前条第３項の規定にかかわらず、３０日を下回る意見提出期間を定めることができる。この場合においては、当該意見公募手続に係る政策等の案の公表の際その理由を明らかにしなければならない。

２ 実施機関は、その設置した審議会、審査会等（以下「審議会等」という。）の議を経て政策等を定めようとする場合において、当該審議会等が意見公募手続に準じた手続を実施したときは、前条第１項の規定にかかわらず、自ら意見公募手続を実施することを要しない。

【説明】

第１項の規定は、市民意見の提出期間（３０日以上）についての特例を定めています。政策等の策定は、法令改正に伴うもの、社会環境の変化へ対応するためのもの、予算成立によるものなどいろいろな要因によって行われます。例えば、要因となった法令改正がその施行までに十分な準備期間が設けられていない場合など、この条例の規定に基づく意見公募手続を実施して政策等の策定をすると、法令の施行に間に合わなくなるときがあります。このようなやむを得ない理由がある場合には、提出期間が３０日を下回ることを認めるとするものです。ただし、この場合は、適切な意見公募手続を行えなかった説明責任を果たすために、政策等の公表の際に、やむを得ない理由についても併せて公表しなければなりません。

なお、この特例は、政策等の実施機関が適切な事務処理を行っているにもかかわらず、３０日以上の提出期間が設けられないのが前提であって、事務の遅延など実施機関の責めによることまでを許容するものではありません。

第２項の規定は、審議会等（要綱設置を含む）の報告や答申などを受けて政策等を策定するもので、その審議会等がこの条例で定める意見公募手続に準じた手続を実施した場合は、実施機関はあらためて意見公募手続を行わなくともよいとするものです。

なお、この特例を適用するためには、審議会等が行う意見公募手続が案公表、意見募集期間など、この条例で定めている手続に準じたものとなっていることが必要であり、また、市民意見を求める際に公表した報告や答申の案の内容が政策等の内容となるものであることが必要です。

（意見公募手続の周知等）

第７条 実施機関は、意見公募手続を実施する場合は、市民その他関係者に対し、その実施の予告を行うこと等により周知を図り、関連する情報を提供しなければならない。

【説明】

意見公募手続は、政策等を立案する過程への市民参加の統一ルールです。しかし、それは、単に機会を保障するだけではなく、多くの市民から意見を提出してもらい、よりよい政策等とすることが重要です。したがって、意見公募手続を実施する旨の予告、説明

会の開催、政策等に関連する資料の配布など、それぞれの実施機関が立案しようとする政策等の内容に応じて工夫を凝らし、市民が政策等に対する意見を提出しやすい状況、環境を作ることに留意しなければならないことを定めています。
また、より開かれた市政の実現のための手続でもありますので、とりわけ市民や事業者への規制につながる政策等についての周知の点も十分に考慮する必要があります。

（提出意見の考慮）

第８条 実施機関は、意見公募手続を実施して政策等を定める場合は、意見提出期間内に当該実施機関に対し提出された当該政策等の案についての意見（以下「提出意見」という。）を十分考慮しなければならない。

【説明】

意見公募手続は、政策等の策定過程において市民が意見を提出することによる市民参加制度ですが、市民参加とは、単に、その機会を保障することで成り立つものではなく、提出した市民の意見がいかに政策等に反映されるか、市民の意見に対していかに適切な説明責任を果たすかまでが保障されてこそ制度化といえます。したがって、この規定は、この条例の手続によって提出された市民意見を聴き置くのではなく、十分に考慮し、反映すべき意見については政策等の中へ反映し、市の考え方などについて説明責任を果たすことにより、市民に開かれた市政を築く行政の責務を定めたものです。

（結果の公表等）

第９条 実施機関は、意見公募手続を実施して政策等を定めた場合は、当該政策等の公布（公布をしない政策等にあっては公にする行為、議会の議決を要する政策等にあっては議案の提出。以下同じ。）と同時期に、次に掲げる事項を公表しなければならない。

（１）政策等の題名
（２）政策等の案の公表の日
（３）意見募集期間
（４）政策等の案の公表の方法
（５）意見提出者の総数
（６）意見の総数
（７）意見提出方法の種別（電子メール、郵送、直接提出等の数）
（８）提出意見（提出意見がなかった場合にあっては、その旨）
（９）提出意見を考慮した結果（意見公募手続を実施した政策等の案と定めた政策等との差異を含む。）及びその理由と根拠

２ 実施機関は、前項の規定にかかわらず、必要に応じ、同項第３号の提出意見に代えて、当該提出意見を整理し、又は要約したものを公表することができる。この場合においては、当該公表の後遅滞なく、当該提出意見を当該実施機関の事務所等における備付けその他の適当な方法により公にしなければならない。

３ 実施機関は、前２項の規定により提出意見を公表し、又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、当該提出意見の全部又は一部を公表せず、又は公にしないことができる。

４ 実施機関は、意見公募手続を実施したにもかかわらず政策等を定めないこととした場合は、その旨（別の政策等の案について改めて意見公募手続を実施しようとする場合にあっては、その旨を含む。）並びに第１項第１号及び第２号に掲げる事項を速やかに公表しなければならない。

５ 実施機関は、第５条第４項各号のいずれかに該当することにより意見公募手続を実施し

ないで政策等を定めた場合は、当該政策等の公布と同時期に、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、第１号に掲げる事項のうち政策等の趣旨については、同項第１号から第３号までのいずれかに該当することにより意見公募手続を実施しなかった場合において、当該政策等自体から明らかでないときに限る。

（１）政策等の題名及び趣旨

（２）意見公募手続を実施しなかった旨及びその理由

【説明】

第１項は、意見公募手続によって得た、市民の意見や提案が、政策等の中にどのように反映されたかを明らかにするための結果公表の基本的な手続を定めています。

政策等は、その種類に応じて公にする手続（議決を要するものは議案提出時）があるため、その手続に合わせて(1)から(4)までに掲げる事項を公表することとします。

また、公表する内容は、政策等の案の公表と同様に、市民に対して分かりやすいものとする必要があります。

なお、公表の方法は、第１１条にも規定しているとおり、ホームページによる方法が必須となりますが、政策等の案公表、意見募集の公表の際にホームページ以外の公表方法をとった場合は、市民の便宜を考え、それと同様の方法による公表も併せて行うことが望ましいと考えます。

第２項では、意見公募手続は、市民参加制度であるとともに、政策等立案過程における適正な行政手続を定めるものでもあるため、提出を受けた市民意見がどのようなものであったかを明らかにすることが必要であり、結果公表にあたっては、提出を受けた意見そのものを公表することを第1項の規定で原則としていますが、意見の内容を分類整理したものをもって結果公表するほうが市民に分かりやすい場合もありますので、必要に応じて意見を整理、要約したものをもって公表することができることとしています。

しかしながら、この場合には、実施機関の事務所などにおける意見書の備え付けによる自由閲覧などの措置が必要となります。なお、この意見書備付期間は、ホームページでの結果公表情報登載と同期間が望ましいものではありますが、物理的な問題もあるため、一定の期間経過後は、閲覧希望者の申出により開示することとなります。

第３項では、提出を受けた意見は、そのすべてが公表されることが原則ではありますが、意見の記述の中に、個人の住所や氏名など個人が識別できる情報や特定の個人や法人の利害を損ねる情報などが記載される可能性があるため、個人情報保護制度や公文書公開制度における不開示事由に相当するような情報の部分に関しては、それらを除いたものをもって公表することができることとしています。なお、実施機関における公表から除かれる意見の判断は、個人情報保護や公文書公開の制度における不開示事由などの考え方と整合性が図られたものとなります。

第４項では、意見公募手続を実施した政策等については、その立案を中止した場合であっても、その理由などを公にすることにより政策等立案過程における行政手続の透明性の確保と市民への説明責任を果たすことが必要なため、結果公表に準じた手続を行うべきことを定めたものです。したがって、中止となった理由についても市民に分かりやすい内容が求められるものです。なお、意見公募手続によって提出を受けていた意見は、公表することを要しないものとなりますが、その閲覧を求められたときは、公文書の開示請求に基づいて開示することとなります。

第５項では、第５条第４項各号に掲げる理由のいずれかに該当することにより、意見公募手続を実施しないで策定された政策等について、政策等立案過程における行政手続の透明性の確保と市民への説明責任を果たすために、結果の公表に準じてその理由などを公表することを定めたものです。なお、意見公募手続を実施しなかった理由は、単に、第５条第

４項のどの理由に該当するかを明らかにするだけではなく、どのように該当することとなるのかを具体に、分かりやすく明らかにする必要があります。

（準用）

第１０条 第８条の規定は第６条第２項に該当することにより実施機関が自ら意見公募手続を実施しないで政策等を定める場合について、前条第１項から第３項までの規定は第６条第２項に該当することにより実施機関が自ら意見公募手続を実施しないで政策等を定めた場合について、前条第４項の規定は第６条第２項に該当することにより実施機関が自ら意見公募手続を実施しないで政策等を定めないこととした場合について準用する。この場合において、第８条中「当該実施機関」とあるのは「審議会等」と、前条第１項第２号中「政策等の案の公表の日」とあるのは「審議会等が政策等の案について公表に準じた手続を実施した日」と、同項第４号中「意見公募手続を実施した」とあるのは「審議会等が意見公募手続に準じた手続を実施した」と読み替えるものとする。

【説明】

この規定は、第６条第２項の特例規定によって、審議会等が意見公募手続に準じた手続を実施した場合に、実施機関があらためて手続を行わなくてもよいとしていますので、審議会等が、実質的に意見公募手続を実施したこととできるための準用規定を定めたものです。したがって、審議会等がこの規定によって読替えられる意見公募手続に準じた手続を経ない限りは、実施機関が自ら意見公募手続を行わなくてもよいこととはなりません。

（公表の方法）

第１１条 第５条第１項並びに第９条第１項（前条において準用する場合を含む。）、第４項（前条において準用する場合を含む。）及び第５項の規定による公表は、市ホームページ掲載により行うとともに、必要に応じ、実施機関の事務所等における資料の備付けその他の適当な方法により行うものとする。

２ 公表形態は、過去の意見公募実施状況、結果の詳細、現在公募中の案件一覧等がわかりやすいように整理し、情報提供に務めなければならない。

３ 実施結果は自由に閲覧可能な状態を維持し、削除されないものとする。

【説明】

意見公募手続においては、市民に政策等の案の内容を伝えたり、手続の結果を伝えるための公表規定が定まっています。高度情報化社会の進展からは、これらの公表手法としては、インターネットを通じた電子媒体による公表方法を採用することが迅速な行政手続、最少経費による効果追求などの観点から相応しいものと考えます。しかしながら、市民が置かれた状況によって、市からの情報取得環境には大きな差異がありますので、市政だよりへの記事掲載や各公共施設への資料配置などの積極的活用も併せて行うことを実施機関の責務として定めました。

(構想又は検討の段階の意見公募手続)

第１２条　実施機関は、特に重要な政策等の策定に当たって広く市民等の意見等を反映させる必要があると認めるものについては、構想又は検討の段階で、この条例に準じた手続を行うよう努めなければならない。

２　実施機関は、市民を対象とした意識調査その他適切な方法で、行政活動に関する市民の意見を積極的に把握するよう努めなければならない。

【説明】
政策等の意思決定前に実施する意見公募手続に対し、それ以前の政策等を形成する構想段階や中間の検討段階での意見公募手続を規定しています。
特に、大規模な公共事業、市民生活に大きな影響を与える重要な政策・施策については、市民の関心度も高く、その素案が固まる前の段階、政策等の構想段階の案を公表し広く市民等に意見を求める「構想又は検討段階での意見公募手続」を規定しています。
２　政策等の形成過程で、審議会や、ワークショップ、出前講座、説明会・意見交換会、市民アンケート、市民提案の募集など、政策等の趣旨・内容にふさわしい多様な方法により政策形成段階での市民参加（パブリック・インボルブメント）を積極的に図るよう努めるものとする規定です。

（意見公募手続の積み重ね）
第１３条 実施機関は、必要に応じて、実施結果に対する意見公募、提出された意見と実施機関の考え方に対する意見公募等、意見公募手続きを積み重ね、民意が適切に反映されるように努めなければならない。

（過少意見時の再実施）
第１４条　意見公募手続の結果、意見提出者の総数が１０人未満の場合、周知広報方法に不備がなかったかどうか検証し、提出期限の延長、再実施を検討しなければならない。

（情勢変化による再実施）
第１５条　意見公募手続を終了した後に、政策等の実施までに相当の期間が経過した場合、又は情勢の変化等により当初の案と異なる案を立案する必要が生じた場合は、実施機関は、再度意見公募手続を行わなければならない。

（市議会の意見公募手続）
第１６条 市議会が意見公募手続を実施する場合には、第３条から前条までの規定を適用する。

附 則
（施行期日）
１ この条例は、平成２５年 月 日から施行する。ただし、次項及び附則第３項の規定は、公布の日から施行する。
（経過措置）
２ 実施機関は、政策等を定めようとするときは、この条例の施行前においても、この条例の規定の例によることができる。この場合において、この条例の規定の例により実施した手続は、この条例の適用については、当該実施機関がこの条例の規定により実施したものとみなす。
３ 前項の規定の適用がある場合を除き、実施機関がこの条例の施行の日から起算して６０日以内に公布をする政策等については、この条例の規定は、適用しない。

乙第21号証

会議録

第十一回市議会（定例会）
平成二十五年二月二十六日～三月二十一日
第十二回市議会（臨時会）
平成二十五年三月二十五日

延岡市議会

VOL. 8

直しながら、インターネットによる本会議中継の実現に向けて、取り組みを進めることが必要ではないかと考えるところであります。

次に、シティミーティング・議会活動報告会の充実についてであります。

シティミーティング・議会活動報告会は、議会の仕組みや常任委員会の所管事務調査の報告などについて、民間の関係団体や地区住民などを対象に、平成二十一年度から実施しております。

本特別委員会では、毎年見直しを行う中で、相手方の対象拡大やテーマの自由設定など、内容の改善を図ってまいりました。さらに、今年度においては、四つの班に分かれ実施しているこの会議の回数を、一班当たり年一回から二回にふやし、広報・広聴機能の強化を図ったところであります。

その一方で、この会議の発展形として、意見交換的な特徴を持つシティミーティングと、議会活動の報告的な特徴を持つ議会活動報告会の二つに分けて開催することを協議したところであります。

本特別委員会としましては、議会基本条例制定特別委員会において、議会活動報告会の実施を同条例に組み込む方針を打ち出していることもあり、議会活動報告会を重視して実施するという意見で一致したところであります。

なお、シティミーティングについても、所管事務に関する意見交換の会議として、各班年一回以上、開催することが望ましいという意見で一致したところであります。

いずれにいたしましても、次年度以降、議会活動報告会とシティミーティングという二つの手段を駆使して、議会における広報・広聴機能の向上を図っていくための協議を進めていくことが本特別委員会には必要であると考えるものであります。

以上、広報・広聴特別委員会における平成二十四年度の活動報告といたします。

よろしく御承認いただきますよう、お願い申し上げます。　（降壇）

○議長（佐藤　勉君）　ただいまの委員長報告について質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤　勉君）　質疑なしと認めます。質疑を終わります。

以上で、広報・広聴特別委員会の報告を終わります。

なお、ただいま報告のありました各常任委員会及び、特別委員会の報告の詳細につきましては、お手元に報告書を配付いたしております。

○

日程第二十　請願及び陳情の処理

○議長（佐藤　勉君）　日程第二十　請願及び陳情の処理を行います。

陳情第八号住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める意見書の提出に関する陳情外七件が委員会審査を終了いたしておりますので、本八件の陳情を一括議題といたします。

初めに、総務財政委員会に付託されておりました、陳情第八号住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める意見書の提出に関する陳情及び、陳情第九号国民の権利を支える行政サービスの確保を求める意見書提出に関する陳情の二件につきましては、先ほど同一趣旨の意見書（案）が可決されましたので、本陳情につきましては、採択されたものと決定いたします。

次に、議会基本条例制定特別委員会に付託されておりました、陳情第一三号延岡市議会基本条例案に関する意見公募手続の再実施を求める陳情及び、陳情第一四号延岡市議会基本条例案に関する意見の賛否表明を求める陳情の二件につきましては、先ほど議案第一二一号延岡市議会基本条例の制定を全員異議なく可決しましたので、本二件の陳情につきましては、不採択されたものと決定いたします。

次に、総務財政委員会委員長の審査結果の報告を求めます。

〔総務財政委員会委員長（稲田雅之君）登壇〕

○総務財政委員会委員長（稲田雅之君）　総務財政委員会における審査結果につきまして、御報告申し上げます。

ただいま議題となっております陳情第一五号電子メール応答四十八時間規則条例の制定を求める陳情外一件につきまして、委員会といたしましては、三月十四日に委員会を開き、慎重に審査を行いました結果、まず、陳情第一五号電子メール応答四十八時間規則条例の制定を求める陳情につきましては、お手元の審査報告書のとおり、市民からの電話やメール、手紙などによる問い合わせの対応についての問題は、行政が迅速な対応に努めるとともに、議会としてもそれが徹底されるよう、チェック機能を果たすことによって解消を図るべきであるという理由により、不採択すべきものと決定いたしました。

続きまして、陳情第一六号延岡市行政手続条例の改正を求める陳情につきましては、お手元の審査報告書のとおり、本陳情の趣旨の一部については理解できる点があるものの、市民生活の方向性を示したり、影響を及ぼすマスタープランや指針を作成するに当たり、所管課が最も効率的な方法で、それぞれ審議会や委員会で学識経験者等の意見を聞いたり、懇話会や意見公募、アンケートを実施するなど、さまざまな分野で市民の意見を聞くように努めているという理由により、不採択すべきものと決定いたしました。

続きまして、陳情第一七号意見公募手続条例の制定を求める陳情につきましては、お手元の審査報告書のとおり、陳情第一六号と同様に、市民生活の方向性を示したり、影響を及ぼすマスタープランや指針を作成するに当たり、所管課が最も効率的な方法で、それぞれ審議会や委員会で学識経験者等の意見を聞いたり、懇話会や意見公募、アンケートを実施するなど、さまざまな分野で市民の意見を聞くように努めているという理由により、不採択すべきものと決定いたしました。

以上、総務財政委員会における審査結果の御報告といたします。

よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。　（降壇）

○議長（佐藤　勉君）　ただいまの委員長報告について質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤　勉君）　質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより一括討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤　勉君）　討論なしと認めます。討論を終わります。

これより陳情第十五号電子メール応答四十八時間規則条例の制定を求める陳情を採決いたします。

本陳情に対する委員長報告は、不採択でありますので、本陳情は採択の可否についてお諮りいたします。

本陳情を採択することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立者なし〕

○議長（佐藤　勉君）　起立者はありません。よって、本陳情は不採択と決定いたしました。

次に、陳情第一六号延岡市行政手続条例の改正を求める陳情を採決いたします。

本陳情に対する委員長報告は、不採択でありますので、本陳情は採択の可否についてお諮りいたします。

本陳情を採択することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立者なし〕

○議長（佐藤　勉君）　起立者はありません。よって、本陳情は不採択と決定いたしました。

次に、陳情第一七号意見公募手続条例の制定を求める陳情を採決いたします。

本陳情に対する委員長報告は、不採択でありますので、本陳情は採択の可否についてお諮りいたします。

本陳情を採択することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立者なし〕

○議長（佐藤　勉君）　起立者はありません。よって、本陳情は不採択と決定いたしました。

次に、経済環境委員会委員長の審査結果の報告を求めます。

〔経済環境委員会委員長（河野治満君）登壇〕

○経済環境委員会委員長（河野治満君）　経済環境委員会における審査結果につきまして、御報告申し上げます。

今期定例会におきまして、本委員会に付託されました陳情第一二号年金二・五％の削減中止を求める意見書の提出に関する陳情につきましては、昨年十二月定例会において不採択となりました陳情第四号と同様の趣旨のものであります。

委員会といたしましては、三月十五日に委員会を開き、慎重に審査いたしました結果、お手元の審査報告書のとおり、特例水準の引き下げが年金受給者にとって厳しい措置であることは理解できるところでありますが、この解消措置は、将来の年金財政の安定化や現役世代との世代間公平を図るために必要な措置であること、また、国においては、今回、この特例水準を解消する一方で、今後は低所得の年金受給者に対する給付金支給や、年金受給に必要な納付期間の短縮など、今後の社会保障充実のための措置が図られていることなどの理由により、不採択すべきものと決定いたしました。

以上、経済環境委員会における審査結果の御報告といたします。

よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。　（降壇）

○議長（佐藤　勉君）　ただいまの委員長報告について質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤　勉君）　質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤　勉君）　討論なしと認めます。討論を終わります。

これより陳情第一二号年金一・五％の削減中止を求める意見書の提出に関する陳情を採決いたします。

本陳情に対する委員長報告は、不採択でありますので、本陳情は採択の可否についてお諮りいたします。

本陳情を採択することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤　勉君）　起立少数であります。よって、本陳情は不採択と決定いたしました。

お諮りいたします。

総務財政委員会に付託されております請願第五号ＭＶ22オスプレイの普天間基地配備及び宮崎県内低空飛行訓練に反対する決議を求める請願につきましては、お手元の委員会審査報告書のとおり、請願者から取り下げの申し出があっております。

本請願については、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤　勉君）　御異議なしと認めます。よって本請願については、取り下げを承認することに決定いたしました。

次に、議員派遣についてお諮りいたします。

地方自治法第百条及び会議規則第百六十一条の規定による議員派遣につきましては、お手元に配付しております議員派遣一覧表のとおり決定いたしたいと思います。

乙第21号証
(逆とじ)